官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁八）　一
○農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を変更する件（農林水産一五八一）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一五八二）　七
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（同一五八三）　九
○肥料を登録した件（同一五八四、一五八五）　一〇
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一一
国家試験
令和八年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人国立女性教育会館令和七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

その他告示

○公正取引委員会
消費者庁告示第八号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、食酢の表示に関する公正競争規約（昭和四十五年公正取引委員会告示第十二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

全国食酢公正取引協議会（委員長　中埜　裕子）の申請に係る食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十五日付けで認定した。

一　規約に係る事業の種類
　食酢等の製造、販売業等
二　規約の内容
　別記のとおり変更する。
三　認定の理由
　規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。
四　別記
　食酢の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
　次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。
(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。
(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、食酢並びに粉末醸造酢及び粉末合成酢（以下「食酢等」という。）の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （必要な表示事項） **第3条**　事業者は、食酢等の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、食酢の表示に	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、食酢並びに粉末醸造酢及び粉末合成酢（以下「食酢等」という。）の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （必要な表示事項） **第3条**　事業者は、食酢等の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、食酢の表示に

関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵～⑸　（略） ⑹～⑽　（略） ⑾　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあっては、⑸を除く。 ２　（略） （特定事項の表示基準） **第５条**　事業者は、食酢等の取引について、次の各号に掲げる用語又は事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　醸造酢を混合した合成酢における「醸造酢の混合割合」 ⑸　希釈して使用される高酸度酢における「希釈倍数」	関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　醸造酢の混合割合（醸造酢を混合した合成酢に限る。） ⑶～⑹　（略） ⑺　希釈倍数（希釈して使用されるものに限る。） ⑻～⑿　（略） ⒀　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあっては、⑹及び⑺を除く。 ２　（略） （醸造酢の混合割合の表示基準） **第５条**　事業者は、第３条に規定する表示事項のほか、醸造酢を混合した合成酢にあっては、醸造酢の混合割合を施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） **第６条**　事業者は、食酢等の取引について、次の各号に掲げる用語又は事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 ⑴～⑶　（略）
第６条～第８条　（略） （違反に対する調査） **第10条**　公正取引協議会は、第３条から第６条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。 ２・３　（略） （違反に対する決定） **第11条**　公正取引協議会は、第９条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 ３　（略） ４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 （施行規則） **第12条**　（略）	**第７条～第９条**　（略） （違反に対する調査） **第11条**　公正取引協議会は、第３条から第７条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。 ２・３　（略） （違反に対する決定） **第12条**　公正取引協議会は、第十条第三項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から十日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 ３　（略） ４　公正取引協議会は、第二項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 （施行規則） **第13条**　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○農林水産省告示第千五百八十一号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七号）を次のように変更したので、同法第四条第五項及び第四十条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第１章　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進 第１　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項 農林漁業が就業者の減少や高齢化、人口減少に伴う国内市場の縮小など厳しい状況にある中、今後、その競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農山漁村の所得の増大と農林水産分野への再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。	第１章　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進 第１　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項 農林漁業が就業者の減少や高齢化、所得の減少など厳しい状況にある中、今後、その競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農山漁村の所得の増大と農林水産分野への再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。

このため、農林漁業者等が明確な事業戦略の下で取り組む農林漁業及び関連事業の総合化を促進することにより、農林水産物等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第３条第２項に規定する農林水産物等をいう。以下同じ。）の生産・加工・流通過程において、価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する必要がある。

また、こうした取組を通じ、消費者ニーズを踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農林漁業経営体の創出を促進することが重要である。

さらに、バイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、農泊、農福連携、ジビエ利用など、農山漁村の多様な地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を促進し、農山漁村全体の活性化を推進する必要がある。

このような視点に立ち、政府は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に関する施策を講じ、農林漁業の６次産業化を強力に推進する。

第２　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

１　（略）

２　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の基本的な方向

農林漁業者等が、食品事業者をはじめ、観光やフードテック、ＩＴ・ロボット等を含めた幅広い関係者とも連携しつつ、自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農泊施設、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取組を推進する。

また、農林漁業者等がバイオマスを加工し、得られたエネルギーや製品の販売に進出する取組や、地域の多様な事業者が太陽光・水力・風力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進する。

さらに、農林漁業者等による市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための取組を支援する施策と連携しつつ、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を推進する。

第３　総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

１　総合化事業

⑴　総合化事業の内容

総合化事業は、次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす必要がある。

ア　農林漁業者等が行う事業であること。

㋐　総合化事業の主体となる農林漁業者等

法第３条第１項の「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいい、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織する団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。

このため、農林漁業者等が明確な事業戦略の下で取り組む農林漁業及び関連事業の総合化を促進することにより、農林水産物等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第３条第２項に規定する農林水産物等をいう。以下同じ。）の生産・加工・流通過程において、価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する必要がある。

また、こうした取組を通じ、消費者ニーズを踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農林漁業経営体の創出を促進することが重要である。

さらに、農観連携やバイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携など、地域の多様な資源を活用した取組を促進し、農山漁村全体の活性化を推進する必要がある。

このような視点に立ち、政府は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に関する施策を講じ、農林漁業の６次産業化を強力に推進する。

第２　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

１　（略）

２　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の基本的な方向

農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農林漁家民宿、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し経営を多角化・高度化する取組を推進する。

また、農林漁業者等がバイオマスを加工し、得られたエネルギーや製品の販売に進出する取組や、地域の多様な事業者が太陽光・水力・風力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進する。

さらに、農林漁業者等による市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための取組を支援する施策と連携しつつ、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を推進する。

第３　総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

１　総合化事業

⑴　総合化事業の内容

総合化事業は、次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす必要がある。

ア　農林漁業者等が行う事業であること。

㋐　総合化事業の主体となる農林漁業者等

法第３条第１項の「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいい、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織する団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。

なお、法第５条第１項の認定を受けた農林漁業者等について、株式会社農林漁業成長産業化支援機構又は支援対象事業活動支援団体（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）第21条第１項第２号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。以下同じ。）（以下「機構等」と総称する。）が法第３条第１項に規定する構成員等となった場合にあっては、機構等は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）３の規定に基づき、意思決定における農林漁業者の主導性の確保に努めることとなる。このため、農林漁業者又は法第３条第１項の「これらの者の組織する団体」は、当該農林漁業

（イ）　（略）
イ・ウ　（略）
⑵　（略）
２・３　（略）
第４　その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項
１・２　（略）
３　支援体制の整備
⑴　地域資源活用・地域連携サポートセンターによる支援
農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を「地域プランナー等」として全国に配置するとともに、中央段階及び都道府県段階に地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置し、地域プランナー等の選定、登録及び派遣を行うほか、地域プランナー等による支援活動の内容を評価することにより、サポート活動の充実を図る。
⑵　地域における行政を中心とする関係者の連携による支援
地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、地域資源活用・地域連携サポートセンター、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。
この体制においては、「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトの下、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における６次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。
さらに、地方農政局等が中心となり、都道府県及び市町村、地域資源活用・地域連携サポートセンター等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対し、総合化事業の構想段階における提案、事業計画の作成の支援を行うとともに、認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等に対し、事業の進捗と経営の状況を踏まえ、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行う。

第２章　地域の農林水産物の利用の促進
第１　地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
１　基本的考え方
地域の農林水産物の利用は、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料等に関する国民理解の醸成、食料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減等の効果を有するものであり、その促進が非常に重要である。
このため、国及び地方公共団体は、法第26条から第33条までに定める以下の基本理念に基づき、生産者、事業者、消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努める。
⑴～⑻　（略）
２　（略）

者等の総株主又は総社員の議決権の数のうち機構等が有する議決権の数を除いた残余の議決権の過半数を有していることにより、引き続き、当該農林漁業者等の意思決定について主導的な役割を果たし得るものであると認められる。
（イ）　（略）
イ・ウ　（略）
⑵　（略）
２・３　（略）
第４　その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項
１・２　（略）
３　支援体制の整備
⑴　６次産業化サポートセンターによる支援
農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を「６次産業化プランナー」として全国に配置するとともに、中央段階及び都道府県段階に６次産業化サポートセンターを設置し、６次産業化プランナーの選定、登録及び派遣を行うほか、６次産業化プランナーによる支援活動の内容を評価することにより、サポート活動の充実を図る。
⑵　地域における行政を中心とする関係者の連携による支援
地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、６次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。
この体制においては、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における６次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。
さらに、地方農政局等が中心となり、都道府県及び市町村、６次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対し、総合化事業の構想段階における提案、事業計画の作成の支援を行うとともに、認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等に対し、事業の進捗と経営の状況を踏まえ、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行う。
第２章　地域の農林水産物の利用の促進
第１　地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
１　基本的考え方
地域の農林水産物の利用は、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、環境への負荷の低減等の効果を有するものであり、その促進が非常に重要である。
このため、国及び地方公共団体は、法第26条から第33条までに定める以下の基本理念に基づき、生産者、事業者、消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努める。
⑴～⑻　（略）
２　（略）

第２　地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

地域の農林水産物の利用の促進のために特に重要と考えられる以下の事項について目標を設定する。

１　直売所の年間販売額に関する目標

直売所（農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）及びその加工品をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）における農林水産物及びその加工品の販売は、消費者に地域の新鮮な農林水産物を購入する機会を提供するなど、地域の農林水産物の利用を促進する上で中核となる取組であり、農林水産業の持続的かつ健全な発展には、それぞれの地域での取組が活性化していくことが重要であることから、主として農畜産物を取り扱う直売所について、都道府県単位での年間販売額が現状値（令和６年度）から維持・向上した都道府県の割合を令和12年度までに80％以上とすることを目指す。

２　学校給食における地場産物の使用の振興に関する目標

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地域の農林漁業及び関連事業の振興にもつながることから、学校給食において地場産物を使用する割合（金額ベース）について、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第１項に規定する食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。加えて、地域の特性に応じた地産地消を促進する観点から、国及び地方公共団体の農林水産部局は、学校給食における国産食材に占める地場産物の使用割合（金額ベース）を令和12年度までに全国平均で70％以上とすることを目指し、相互に連携して振興策を講じる。

３　都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標

農泊等の取組を通じ都市と農山漁村の交流を推進することは、都市農業の振興等と相まって都市住民等が農山漁村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深める契機を提供し、その地域の活性化につながることから、農泊地域での年間延べ宿泊者数について、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第１項に規定する食料・農業・農村基本計画に定める目標を達成することを目指す。

第３　地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大するため、国及び地方公共団体は、以下の施策に取り組むよう努める。

１・２　（略）

３　学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

⑴　関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、米の消費拡大、小麦・米粉、食肉の利用拡大、健康面からの野菜、果実、牛乳、乳製品、魚介類等の摂取増加等に資する施策と学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進に関する施策との連携に努める。

また、国は、令和８年４月から公立小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が行われるところ、地域の特性に応じた給食の質の向上に係る地方公共団体の取組を推進するため、地方公共団体の農林水産部局等における農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食への地域の農林水産物の利用に係る好事例を収集し、横展開を進める。

第２　地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

地域の農林水産物の利用の促進のために特に重要と考えられる以下の事項について目標を設定する。

１　直売所の年間販売額に関する目標

直売所（農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）及びその加工品をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）における農林水産物及びその加工品の販売は、消費者に地域の新鮮な農林水産物を購入する機会を提供するなど、地域の農林水産物の利用を促進する上で中核となる取組であり、安定的な経営を行う直売所の数が増加することが重要であることから、主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が１億円以上のものの割合を、令和７年度までに50％以上とすることを目指す。

２　学校給食における地場産物の使用に関する目標

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地域の農林水産物の活用にもつながることから、学校給食において地場産物を使用する割合（金額ベース）について、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第１項に規定する食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。

３　都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標

地域の農林水産物の利用の促進には、都市と農山漁村の交流の促進、都市農業の振興等を通じ、都市住民等が農山漁村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深める契機の提供が重要であることから、グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数の合計を、令和７年度に1540万人とすることを目指す。

第３　地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大するため、国及び地方公共団体は、以下の施策に取り組むよう努める。

１・２　（略）

３　学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

⑴　関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、米の消費拡大、小麦・米粉、食肉の利用拡大、健康面からの野菜、果実、牛乳、乳製品、魚介類等の摂取増加等に資する施策と学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進に関する施策との連携に努める。

⑵　生産者と関係者との連携の強化等 国及び地方公共団体は、生産者、農業協同組合系統組織、栄養教諭その他の教育関係者、食材納入業者等の関係者が連携した以下の体制が整備されるよう努める。	⑵　生産者と関係者との連携の強化等 国及び地方公共団体は、生産者等と栄養教諭その他の教育関係者、食材納入業者等の関係者が連携して行う、学校給食等の調理の実情に応じた規格・処理基準の作成、不作・不漁時の補完体制を含めた安定的な供給体制の整備等の取組を推進するよう努める。また、生産者の組織する団体、地方公共団体等が、地域の農林水産物の種類、収穫時期、生産量等に係る情報を提供することができるよう、必要な体制の整備に努める。
ア　地域において生産される農林水産物の種類や出荷時期、学校給食等の調理の実情に応じた規格等、それぞれの事情について、生産者と関係者が継続してコミュニケーションを行う場を設けることで相互理解を図る体制	（新設）
イ　食材の需要量、生産者の作付計画、日毎の出荷量等を考慮し、地域の農林水産物の需要と供給の効率的な調整を図る体制	（新設）
ウ　不作・不漁時の食材の補完、地域の農林水産物の持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成等を通じた食材を安定的に供給する体制	（新設）
⑶　（略）	⑶　（略）
4　地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保	4　地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保
⑴　多様な品目を安定的に生産する体制の整備等 国及び地方公共団体は、多様な品目を安定的に生産・供給するための新品種や栽培方法の導入、地域の消費者及び食品関連事業者の需要に応じた一次加工の取組等に対する支援に努める。また、鳥獣被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲又は殺傷をした鳥獣の肉等について、その安全性を確保しつつ、ジビエ利用の取組を推進するよう努める。	⑴　多様な品目を安定的に生産する体制の整備等 国及び地方公共団体は、多様な品目を安定的に生産・供給するための新品種や栽培方法の導入、地域の消費者及び食品関連事業者の需要に応じた一次加工の取組等に対する支援に努める。また、鳥獣被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲又は殺傷をした鳥獣の肉等について、その安全性を確保しつつ、加工、販売、料理への活用等を行う取組を推進するよう努める。
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
5　地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等 国及び地方公共団体は、国民一人一人が食について自ら考え、判断を行う能力を養うため、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流を図るよう努める。	5　地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等 国及び地方公共団体は、国民一人一人が食について自ら考え、判断を行う能力を養うため、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流を図るよう努める。
⑴　地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進 国及び地方公共団体は、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進や生産者との交流の機会の提供に努める。また、農泊、都市と農山漁村との間の交流、都市と農村との双方に居所を有する生活をすることのできる環境整備、市民農園の整備の推進その他必要な取組への支援に努める。	⑴　地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進 国及び地方公共団体は、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進や生産者との交流の機会の提供に努める。また、農山漁村における農作業等の宿泊体験活動、観光関係者と農山漁村地域が連携したグリーン・ツーリズムの推進の取組等による都市と農山漁村の交流の促進に努める。
⑵　（略）	⑵　（略）
6　国民の理解と関心の増進 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用に取り組む者の活動事例等のホームページ、機関誌等への掲載、地域の農林水産物を利用した各種イベントの開催・協力等により、国民の理解と関心の増進に努める。その際には、食料システムの各段階における関係者の取組や持続的な供給に要する合理的な費用について、理解がなされるよう配慮する。	6　国民の理解と関心の増進 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用に取り組む者の活動事例等のホームページ、機関誌等への掲載、地域の農林水産物を利用した各種イベントの開催・協力等により、国民の理解と関心の増進に努める。その際には、生産、流通、販売の各段階における生産者や事業者の取組や実情について、コスト面も含めた理解がなされるよう配慮する。
7　（略）	7　（略）
第４　（略）	第４　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）

○農林水産省告示第千五百八十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和八年八月七日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和11年８月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第70496号	液状肥料	くみあいPK複合液肥15号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第79388号	液状肥料	有機入り液体尿素複合肥料サンゴールド	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第86371号	化成肥料	くみあい苦土・ほう素・有機入り複合肥料063号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第86383号	配合肥料	マジカルアミン	株式会社瀬戸商店	佐賀県唐津市平野町1693番地３
生第86384号	家庭園芸用複合肥料	リーフ842	扶桑化学株式会社	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7362番地20
生第92034号	化成肥料	くみあい有機入り化成242号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第92036号	液状肥料	有機入り液肥10―３―２	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第92037号	液状肥料	有機入り液肥６―６―３	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第92039号	液状肥料	くみあい有機入り液肥684号	琉球肥料株式会社	沖縄県沖縄市海邦町３番地15
生第92040号	汚泥肥料	大富活性肥料	山武市	千葉県山武市殿台296番地
生第92041号	汚泥肥料	すくすくさかい	坂井地区広域連合	福井県坂井市坂井町上兵庫第40号15番地
生第103755号	汚泥肥料	リ・グリーン	株式会社パブリック	香川県観音寺市大野原町福田原241番地１
生第103758号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成園芸１号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第108127号	化成肥料	New大作11号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第108128号	汚泥肥料	肥料だ　大ちゃん	有限会社小豆島	香川県小豆郡土庄町淵崎甲347番地２
生第108133号	汚泥肥料	HSCコンポスト	株式会社日高食肉センター	北海道新冠郡新冠町字西泊津77番５
生第108134号	汚泥肥料	汚泥肥料１	株式会社産業廃棄物処理センター	北海道留萌市大字留萌村字カモイワ497番地９
生第108139号	液状肥料	DHハイアミン液肥045	大鳳商事株式会社	東京都中央区銀座三丁目４番１号
生第108146号	液状肥料	アミノ酸入り液肥８―８―８	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
生第108147号	液状肥料	アミノ酸入り液肥10―４―６	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
生第108148号	液状肥料	アミノ酸入り液肥15―４―４	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
生第108150号	化成肥料	有機入り複合肥料815号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第108140号	硫黄及びその化合物	K―エスナイト	ハンファジャパン株式会社	東京都港区芝四丁目10番１号

有効期間が令和11年８月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第88951号	化成肥料	くみあい苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合肥料608T号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第88961号	液状肥料	くみあい有機入り尿素高度液状複合肥料202号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88964号	汚泥肥料	芝山クリーンナンバーワン	芝山町	千葉県山武郡芝山町小池992番地
生第88965号	汚泥肥料	ながおソイル	中部衛生施設組合	沖縄県うるま市字昆布1844番地
生第88967号	汚泥肥料	トンボログリーン	薩摩川内市	鹿児島県薩摩川内市神田町３番22号
生第100242号	液状肥料	CM液肥１号	株式会社クリエイト	佐賀県鳥栖市幸津町1386番地
生第100244号	化成肥料	苦土有機入り化成501特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第100249号	混合汚泥複合肥料	1250―１	鹿沼化成工業株式会社	栃木県宇都宮市戸祭一丁目６番15号
生第100254号	液状肥料	DHアミノ酸431号	大鳳商事株式会社	東京都中央区銀座三丁目４番１号
生第100266号	液状肥料	くみあい有機入り液状複合肥料466号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第100282号	汚泥肥料	大地の素	株式会社北土開発	北海道河西郡芽室町東６条10丁目１番１
生第100283号	配合肥料	くみあい苦土炭カル入り粒状複合NP88―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第100284号	配合肥料	くみあい苦土炭カル入り粒状複合774―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第106109号	液状肥料	有機入り液状複合肥料655	有限会社ハイドロテック	大阪府和泉市芦部町83番地
生第106115号	配合肥料	しらゆきアップ	田中健彦	静岡県静岡市清水区谷津町一丁目180番地３
生第106128号	配合肥料	くみあい尿素LPコート苦土炭カル入り粒状複合456―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第106130号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合889―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第106132号	化成肥料	くみあい有機入り複合868	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第106133号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合NP20―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第106136号	化成肥料	粒状複合さきがけ62	九菱肥料工業株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３

生第106137号	化成肥料	粒状複合肥料70	九菱肥料工業株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
輸第11382号	副産肥料	粉状骨りん酸肥料１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第11385号	化成肥料	有機入り化成肥料６―６―６	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第11397号	副産肥料	植物りん	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第100265号	副産肥料	Greenstim―N	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目４番２号
輸第106123号	化成肥料	SACF高度化成肥料M555号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

有効期間が令和11年８月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第82890号	化成肥料	エーコープ有機入り化成S708E	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第82894号	化成肥料	くみあい有機入り化成S121E	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第82896号	化成肥料	くみあい苦土尿素有機入り化成S876E	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第82911号	化成肥料	マルナカ複合肥料新210	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第82912号	化成肥料	マルナカ複合肥料新5155	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第82926号	家庭園芸用複合肥料	ダンCA複合肥料	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第82929号	汚泥肥料	いきいき肥くん（ふとしくん）	常磐造園有限会社	愛知県名古屋市中川区露橋二丁目３番24号
生第82930号	汚泥肥料	キシマ発酵肥料２号	サンエコ株式会社	奈良県奈良市雑司町368番２
輸第8360号	化成肥料	粒状タネコツ３号	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第8363号	吸着複合肥料	アミノ活源501	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

有効期間が令和14年８月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第24150号	水酸化苦土肥料	宇部60.0水酸化苦土肥料	宇部マテリアルズ株式会社	山口県宇部市大字小串1985番地
生第31586号	過りん酸石灰	17.0過燐酸石灰	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第31587号	過りん酸石灰	17.5粒状過燐酸石灰	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第31590号	化成肥料	くみあい化成７号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第31665号	化成肥料	くみあい化成８号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第31668号	化成肥料	くみあい化成27号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第31669号	化成肥料	くみあい化成甘しょ１号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第46168号	化成肥料	燐安1846	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第57471号	化成肥料	くみあいほう素尿素入り複合燐加安S555	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第62607号	硫酸アンモニア	20.9硫酸アンモニア	株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地
生第72797号	化成肥料	内海ほう素、マンガン、苦土入り粒状肥料１号	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第72801号	化成肥料	苦土尿素入り高度化成アポロン006号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第72816号	鉱さいけい酸質肥料	くみあいけい酸苦土石灰水砕１号	ミネックスHD株式会社	岩手県釜石市大字平田第３地割46番地３
生第79382号	化成肥料	低度化成８号	クリエイトインターナショナル株式会社	大阪府大阪市中央区本町一丁目５番６号
生第79383号	化成肥料	高度化成15号	クリエイトインターナショナル株式会社	大阪府大阪市中央区本町一丁目５番６号
輸第3962号	配合肥料	複合肥料１号	株式会社シマダ	東京都千代田区岩本町２丁目１番16号
輸第5510号	なたね油かす及びその粉末	粒状なたね油かす	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

有効期間が令和14年８月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第39159号	化成肥料	複合ニトロ燐加V200	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第88970号	化成肥料	化成522号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第88971号	化成肥料	中日本高度化成NS470	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第88975号	化成肥料	丸菱石灰窒素入り化成258	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地
生第100250号	混合微量要素肥料	パンチロックR	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第100256号	化成肥料	マザー尿素入り化成505	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第100262号	化成肥料	GV高度化成444号	株式会社グリーンバレー・ストラテジー	大阪府大阪市北区豊崎三丁目９番７号
生第100263号	化成肥料	GV化成肥料888号	株式会社グリーンバレー・ストラテジー	大阪府大阪市北区豊崎三丁目９番７号
生第100280号	化成肥料	中日本高度化成050	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第106121号	化成肥料	いもまめ用３―10―10	昭見産業株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀五丁目３番１号
輸第1956号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第1957号	硫酸苦土肥料	26.0硫酸苦土肥料	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第1958号	硫酸苦土肥料	27.0硫酸苦土肥料	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第11391号	重過りん酸石灰	44.0重過りん酸石灰	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第11402号	りん酸アンモニア	精製りん酸一アンモニウム	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第11403号	りん酸加里	精製りん酸一カリウム	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第11406号	化成肥料	化成肥料NP	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号

輸第11407号	硫酸苦土肥料	24天然硫酸苦土肥料	ナイカイ商事株式会社	東京都港区六本木六丁目１番24号
輸第100258号	魚かす粉末	魚かすB	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第100260号	硫酸アンモニア	20.5硫酸アンモニア	ユニオン貿易株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目３番２号
輸第100277号	熔成りん肥	18％熔成りん肥	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第106102号	甲殻類質肥料粉末	カニペレ	アグリック株式会社	愛知県瀬戸市北山町93番地
輸第106103号	混合窒素肥料	ENTEC25	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第106104号	化成肥料	ENTEC19―９―９	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第106105号	化成肥料	ENTEC24―13	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第106106号	化成肥料	ENTEC24―14	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第106108号	過りん酸石灰	18過りん酸石灰	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第106113号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ホルムアルデヒド加工尿素A号	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第106116号	混合窒素肥料	ジシアン入り混合窒素肥料21号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第106117号	尿素	LIC防結性尿素45	株式会社SANTSU	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番12号
輸第106118号	混合苦土肥料	SKダブルマグ　40―10	株式会社紀洋産業	東京都江戸川区本一色二丁目11番18号
輸第106120号	魚かす粉末	魚かすG	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第106122号	過りん酸石灰	18.0過りん酸石灰	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
輸第106131号	副産動植物質肥料	プレミアム　セル酵母発酵物	株式会社ヤングフォレスト	東京都中野区東中野五丁目24番12号
輸第106134号	化成肥料	硝酸カリウム	日星産業株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
輸第106138号	化成肥料	有機入り化成H―17号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３

有効期間が令和14年８月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第77036号	化成肥料	くみあいジシアン苦土ほう素入り化成高度S722号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第77041号	化成肥料	苦土入り燐加安999	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第77045号	化成肥料	尿素入り高度化成肥料V55号	東邦化成工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第77057号	化成肥料	苦土入り高度化成肥料068号H	平和肥料株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第77064号	化成肥料	苦土ほう素入り高度化成肥料A471号H	平和肥料株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第77069号	化成肥料	尿素入り化成肥料74号S	新光ケミカル株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第77071号	化成肥料	東西尿素苦土硫加燐安新484	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第82886号	混合加里肥料	粒状けい酸苦土加里肥料２号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番８号
生第82897号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り硝加燐安S007	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第82898号	化成肥料	くみあい腐植酸苦土マンガンほう素尿素有機入り化成S777E	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第82937号	配合肥料	BB特850号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
輸第6654号	化成肥料	りん安Z―1051	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第6662号	塩化アンモニア	塩安	双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目１番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十日　　農林水産大臣　武部　　新

１　生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更

登録番号　生第107001号、輸第105410号、輸第105411号、輸第105442号、輸第105443号、輸第105857号、輸第106259号、輸第106260号、輸第106261号、輸第106262号、輸第106263号、輸第106264号、輸第106265号、輸第106266号、輸第106267号、輸第106268号、輸第106269号、輸第106270号、輸第106271号、輸第106272号、輸第106273号、輸第106274号、輸第106275号、輸第106276号、輸第106277号、輸第106278号、輸第106279号、輸第106280号、輸第106281号、輸第106282号、輸第106283号、輸第106284号、輸第106285号、輸第106286号、輸第106287号、輸第106288号、輸第106341号、輸第106418号、輸第106440号、輸第106588号、輸第106589号、輸第106677号、輸第106826号、輸第106999号、輸第107000号、輸第107060号、輸第107393号、輸第107394号、輸第107570号、輸第107783号、輸第107949号、輸第108149号、輸第108741号、輸第108742号、輸第109601号、輸第109909号、輸第109910号、輸第109911号、輸第109912号、輸第109917号

変更前　三菱商事アグリサービス株式会社

変更後　株式会社イチネンＭＡＣ

登録番号　生第80549号、生第83637号

変更前　岐阜県山県市出戸243番地

変更後　岐阜県山県市出戸248番地の１

○農林水産省告示第千五百八十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年八月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十日　　農林水産大臣　武部　新

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110333号	汚泥肥料	ピースコンポスト１号	株式会社ピースコンポスト	長野県埴科郡坂城町大字坂城4210番地103
生第110334号	汚泥肥料	みみず分解肥料	サントリーモルティング株式会社	栃木県宇都宮市中岡本町字並塚2910番地１
生第110336号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安804特号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第110337号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安Ｓ555特	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第110342号	液状肥料	SHKブルーベリー液肥674	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110343号	化成肥料	TH有機入り化成707	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110358号	混合堆肥複合肥料	苦土・マンガン・ホウ素入り混合堆肥複合肥料888号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第110359号	液状肥料	微量要素入り亜リン酸ALA	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第110376号	副産肥料	とうきょう下水再生りん１号	東京都下水道局	東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
輸第110354号	化成肥料	４―39化成肥料	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第110355号	化成肥料	５―40化成肥料	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第110356号	化成肥料	４―42化成肥料	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第110357号	化成肥料	５―43化成肥料	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第110377号	化成肥料	複合肥料ZNP―6041	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110378号	化成肥料	複合肥料ZNP－6040H	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110379号	化成肥料	複合肥料ZNP―6040	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110380号	化成肥料	複合肥料ZNP―5541	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110381号	化成肥料	複合肥料ZNP－5540H	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110382号	化成肥料	複合肥料ZNP―5540	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110383号	化成肥料	複合肥料ZNP―5041	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110384号	化成肥料	複合肥料ZNP－5040H	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110385号	化成肥料	複合肥料ZNP―5040	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110386号	化成肥料	複合肥料ZNP－6044HC	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110387号	化成肥料	複合肥料ZNP－6044HHC	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110388号	化成肥料	複合肥料ZNP―6044C	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110389号	化成肥料	複合肥料ZNP－5544HC	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110390号	化成肥料	複合肥料ZNP－5544HHC	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110391号	化成肥料	複合肥料ZNP―5544C	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110392号	化成肥料	複合肥料ZNP－5044HC	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110393号	化成肥料	複合肥料ZNP－5044HHC	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110394号	化成肥料	複合肥料ZNP―5044C	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第110398号	配合肥料	FH園芸一発	バイオアグロ株式会社	東京都世田谷区喜多見七丁目２番14号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110338号	化成肥料	苦土入り高度化成肥料855号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第110340号	配合肥料	カルパワーPKS05号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第110395号	混合微量要素肥料	混合微量要素１号	株式会社四日市創和	神奈川県横浜市中区住吉町一丁目６番地
生第110396号	尿素	UT大粒尿素	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第110331号	化成肥料	リン安５号	叶産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
輸第110341号	被覆窒素肥料	被覆尿素40	株式会社服部	三重県四日市市広永町577番地
輸第110366号	被覆窒素肥料	硫黄被覆尿素90日	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110367号	副産肥料	副産肥料(17―０―２)	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110368号	副産肥料	副産肥料(12―０―１)	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110374号	りん酸アンモニア	RT２号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
輸第110397号	配合肥料	FH側条一発	バイオアグロ株式会社	東京都世田谷区喜多見七丁目２番14号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年九月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十日　　農林水産大臣　武部　新

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110404号	化成肥料	そうさく苦土ホウ素入り有機入り化成888号	株式会社サンアンドホープ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の２
生第110427号	液状肥料	野菜用液肥１号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
輸第110373号	化成肥料	ポリリン２号	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110365号	化成肥料	尿素入り化成8108	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第110369号	被覆窒素肥料	41.0被覆尿素SS４号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第110370号	被覆窒素肥料	41.0被覆尿素SS５号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第110371号	被覆窒素肥料	41.0被覆尿素SS６号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第110372号	被覆窒素肥料	41.0被覆尿素SS７号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第110401号	液状肥料	SHK緩効性ペースト588改	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110402号	化成肥料	アンモキープ657	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110405号	化成肥料	そうさく有機入り化成10―10―10	株式会社サンアンドホープ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の２
生第110406号	化成肥料	L型有機入り化成466	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市川北３丁目１番４号
生第110409号	化成肥料	石灰窒素苦土入り複合1744号	堀健株式会社	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の１
生第110412号	塩化加里	粒状塩化加里１号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第110414号	化成肥料	有機入り化成489	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第110417号	化成肥料	苦土硫加燐安264号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第110418号	化成肥料	くみあい窒素加里化成S―６	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第110419号	化成肥料	くみあい窒素加里化成S―20	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
輸第110375号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	B027	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第110400号	化成肥料	NP化成42号	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号
輸第110403号	副産肥料	ウェルタン	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第110413号	尿素	尿素45	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
輸第110420号	液状肥料	藻之精（そうのせい）	禾榮合同会社	東京都品川区西五反田一丁目４番８号
輸第110421号	液状肥料	GH Diamond Nectar	株式会社マルワトレーディング	静岡県静岡市葵区春日三丁目６番12号
輸第110422号	液状肥料	GH CaliMagic	株式会社マルワトレーディング	静岡県静岡市葵区春日三丁目６番12号
輸第110431号	硝酸加里	13.0―45.0硝酸加里	北陽貿易株式会社	北海道札幌市中央区北一条西九丁目３番地１南大通ビルＮ１　６階

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

官庁報告

産業

日本産業規格

令和８年10月20日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月20日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

建築用開口部構成材の標準モデュール呼び寸法	A0005
構造用軽量細骨材の密度及び吸水率試験方法	A1134
構造用軽量粗骨材の密度及び吸水率試験方法	A1135
建築材料の線膨張率測定方法	A1325
残響室法吸音率の測定方法	A1409
熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法―第１部：保護熱板法（ＧＨＰ法）	A1412―１
熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法―第２部：熱流計法（ＨＦＭ法）	A1412―２
熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法―第３部：円筒法	A1412―３
建築用構成材の断熱性測定方法―校正熱箱法及び保護熱箱法	A1420
実験室における小形建築部品の空気音遮断性能の測定方法	A1428
被覆材付き配管の熱的性能測定方法	A1432
フリーアクセスフロア試験方法	A1450
建築材料の含水率測定方法	A1476
建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第３部：アスベスト含有率のＸ線回折定量分析方法	A1481―３
建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第５部：Ｘ線回折法によるアスベストの定量分析方法（第１部の定性的判定方法を用いる場合の方法）	A1481―５

発泡プラスチック断熱・保温材中のフロン含有率の測定方法―加熱抽出・ガスクロマトグラフ法	A1485
潜熱蓄熱材を用いた建築材料の蓄熱特性測定方法	A1489
樹脂製建具のメタルハライドランプによる促進耐候性試験方法	A1501
建築用ドア金物の試験方法―第３部：フロアヒンジ，ドアクローザ及びヒンジクローザ	A1510―３
ドアセットの砂袋による耐衝撃性試験方法	A1518
建具の戸先かまち強さ試験方法	A1522
ドアセットのねじり強さ試験方法	A1523
ドアセットの鉛直載荷試験方法	A1524
メタルカーテンウォールの熱性能―熱貫流率及び日射熱取得率の簡易計算	A2106
空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材	A4009
電気便座の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法	A4423
石材	A5003
割ぐり石	A5006
パーライト	A5007
バーミキュライト	A5009
コンクリート用スラグ骨材―第２部：フェロニッケルスラグ骨材	A5011―２
コンクリート用スラグ骨材―第３部：銅スラグ骨材	A5011―３
一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材	A5031
一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ	A5032
天然スレート	A5102
建築用セラミックメーソンリーユニット	A5210
強化プラスチック複合管	A5350
プレキャストコンクリート製品―種類，製品の呼び方及び表示の通則	A5361
プレキャストコンクリート製品―要求性能とその照査方法	A5362
プレキャストコンクリート製品―性能試験方法通則	A5363
プレキャストコンクリート製品―材料及び製造方法の通則	A5364
プレキャストコンクリート製品―検査方法通則	A5365
プレキャスト無筋コンクリート製品	A5371
プレキャスト鉄筋コンクリート製品	A5372
プレキャストプレストレストコンクリート製品	A5373
ワイヤラス	A5504
木構造用金物	A5531
ガラス繊維強化ポリエステル波板	A5701
硬質塩化ビニル波板	A5702
硬質塩化ビニル雨どい	A5706
再生プラスチック製宅地内用雨水ます及びふた	A5731
金属製建具用ガラスパテ	A5752
合成高分子系ルーフィングシート	A6008
建築用塗膜防水材	A6021
コンクリート用膨張材	A6202
可動間仕切	A6512
金属製折板屋根構成材	A6514
建築用仕上塗材	A6909
パネル用ペーパーコア	A6931
土工機械―機械安全ラベル―通則	A8312
パイプサポート	A8651
金属製型わくパネル	A8652
鋼管足場	A8951
建築工事用シート	A8952
木質材料の加圧式保存処理方法	A9002
加圧式保存処理木まくらぎ―保存処理の仕様	A9104
再生プラスチック製中央分離帯ブロック	A9401
再生プラスチック製駐車場用車止め	A9402
柔軟弾性発泡ゴム保温材	A9516
歯車製図	B0003
ばね製図	B0004
光学素子及びシステム用の製図手法―第１部：通則	B0090―１
光学素子及びシステム用の製図手法―第10部：光学素子及び接合部品のデータ表示表	B0090―10
光学素子及びシステム用の製図手法―第17部：レーザ放射による損傷しきい値	B0090―17
工業用燃焼装置用語	B0113
歯車記号―幾何学的データの記号	B0121
クレーン用語―第３部：タワークレーン	B0146―３
クレーン用語―第５部：天井走行クレーン及び橋形クレーン	B0146―５
クラッチ及びブレーキ用語	B0152
円すい用語	B0154
滑り軸受―記号―第１部：基本記号	B0163―１
滑り軸受―記号―第２部：応用記号	B0163―２
知能ロボット―用語	B0185
製品の幾何特性仕様（ＧＰＳ）―表面性状：輪郭曲線方式―触針式表面粗さ測定機の特性	B0651
製品の幾何特性仕様（ＧＰＳ）―表面性状：輪郭曲線方式；測定標準―第１部：標準片	B0659―１
回転機械―剛性ロータの釣合い良さ	B0905
非鉄金属製ねじ部品の機械的性質	B1057
タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ―機械的性質及び性能	B1059
フランジ形固定軸継手	B1451
フランジ形たわみ軸継手	B1452
転がり軸受―主要寸法―第１部：ラジアル軸受	B1512―１
転がり軸受―主要寸法―第２部：平面座スラスト軸受	B1512―２
転がり軸受―主要寸法―第４部：外輪フランジ付きラジアル玉軸受のフランジ寸法	B1512―４
転がり軸受―主要寸法―第５部：単列円筒ころ軸受のつばのない側及びつば輪の面取寸法	B1512―５
転がり軸受―主要寸法―第６部：単列アンギュラ玉軸受の外輪正面の面取寸法	B1512―６
転がり軸受―ロックナット，座金及び止め金	B1554
グリースニップル	B1575
滑り軸受―金属製流体潤滑軸受に生じる損傷の外観及びその特徴―第１部：一般	B1583―１
滑り軸受―金属製流体潤滑軸受に生じる損傷の外観及びその特徴―第２部：キャビテーション浸食及びその対策	B1583―２

円筒歯車―インボリュート歯車歯形―第１部：標準基準ラック歯形	Ｂ1701―１
円筒歯車―精度等級―第１部：歯車の歯面に関する誤差の定義及び許容値	Ｂ1702―１
円筒歯車―精度等級―第２部：両歯面かみ合い偏差の定義及び許容値	Ｂ1702―２
歯車測定機の評価方法―第１部：歯車形の基準器を用いる方法	Ｂ1757―１
歯車―ＦＺＧ試験方法―第１部：潤滑油の耐スカッフィング性能　ＦＺＧ試験方法Ａ／8.3／90	Ｂ1760―１
両歯面かみ合い試験機の評価方法及び受入検査	Ｂ1761
リーフチェーン	Ｂ1804
一般用Ｖプーリ	Ｂ1854
一般用円弧歯形歯付ベルト伝動―第２部：プーリ	Ｂ1857―２
Ｖベルト及びＶリブドベルト―軸間距離の変動の測定方法	Ｂ1861
歯付ベルト伝動―物性試験方法	Ｂ1865
摩擦ベルト伝動―Ｖベルト及びプーリ溝部―形状・寸法	Ｂ1866
摩擦ベルト伝動―Ｖベルトの疲労試験方法	Ｂ1867
工業プロセス用調節弁―第１部：調節弁用語及び一般的必要条件	Ｂ2005―１
工業プロセス用調節弁―第４部：検査及び試験	Ｂ2005―４
管フランジの計算基準	Ｂ2205
全面形ガスケットを用いるアルミニウム合金製全面座管フランジの計算基準	Ｂ2207
鋼製管フランジ	Ｂ2220
銅合金製管フランジ	Ｂ2240
アルミニウム合金製管フランジ	Ｂ2241
シャックル	Ｂ2801
プロッタの試験方法―第２部：モノクローム・ラスタ・プロッタ	Ｂ3411―２
プロッター仕様項目	Ｂ3412
産業オートメーションシステム及びその統合―製造自動化プログラミング環境（ＭＡＰＬＥ）―第１部：機能的体系	Ｂ3651
産業オートメーションシステム及びその統合―製造自動化プログラミング環境（ＭＡＰＬＥ）―第２部：サービス及びインタフェース	Ｂ3652
産業オートメーションシステム及びその統合―製造用ソフトウェア相互運用のためのケイパビリティプロファイリング―第６部：複数のケイパビリティクラス構造に基づいたプロファイル照合のためのインタフェースサービス及びプロトコル	Ｂ3900―６
ダイヤモンド／ＣＢＮ工具―安全性要求事項	Ｂ4142
強力ニッパ	Ｂ4635
紙断裁機―紙断裁包丁	Ｂ4707
ベニヤレースナイフ	Ｂ4708
木工機械用平かんな刃	Ｂ4709
木工用縦みぞカッタ	Ｂ4710
自動工具交換用７／24テーパシャンク―第１部：Ａ，ＡＤ，ＡＦ，Ｕ，ＵＤ及びＵＦ形ツールシャンクの形状・寸法	Ｂ6339―１
自動工具交換用７／24テーパシャンク―第２部：Ｊ，ＪＤ及びＪＦ形ツールシャンクの形状・寸法	Ｂ6339―２
自動工具交換用７／24テーパシャンク―第３部：ＡＣ，ＡＤ，ＡＦ，ＵＣ，ＵＤ，ＵＦ，ＪＤ及びＪＦ形ツールシャンク用プルスタッドの形状・寸法	Ｂ6339―３
耐磁携帯時計―種類，性能及び試験方法	Ｂ7024
時計―電池寿命の表示	Ｂ7026
16㎜及び35㎜銀―ゼラチンマイクロフィルム撮影方法	Ｂ7187
望遠鏡試験方法―第１部：基本特性	Ｂ7263―１
望遠鏡試験方法―第２部：双眼鏡	Ｂ7263―２
望遠鏡試験方法―第４部：天体望遠鏡	Ｂ7263―４
望遠鏡試験方法―第５部：透過率	Ｂ7263―５
望遠鏡試験方法―第６部：ベイリンググレア指数	Ｂ7263―６
限界プレーンゲージ	Ｂ7420
オプチカルフラット	Ｂ7430
オプチカルパラレル	Ｂ7431
ダイヤルゲージ	Ｂ7503
アネロイド型圧力計―第１部：ブルドン管圧力計	Ｂ7505―１
指示マイクロメータ	Ｂ7520
サインバー	Ｂ7523
直角定規	Ｂ7526
オートコリメータ	Ｂ7538
円筒スコヤ	Ｂ7539
標準尺	Ｂ7541
積算熱量計	Ｂ7550
トラックスケールに付加した車両重心位置測定機能の試験方法	Ｂ7617
手腕系振動―第３部：測定及び評価に関する一般要求事項	Ｂ7761―３
測量機器用三脚取付部	Ｂ7907
測量機器用三脚	Ｂ7911
測量機器の現場試験手順―第４部：光波測距儀	Ｂ7912―４
測量機器の現場試験手順―第５部：トータルステーション	Ｂ7912―５
測量機器の現場試験手順―第６部：回転レーザ	Ｂ7912―６
測量機器用整準台―接合部の形状・寸法及び具備する機能	Ｂ7913
標識くい―第１部：コンクリート製標識くい	Ｂ7914―１
蛍光式酸素濃度計	Ｂ7921
大気中の炭化水素自動計測器	Ｂ7956
大気中のふっ素化合物自動計測器	Ｂ7958
排ガス中の二酸化硫黄自動計測システム及び自動計測器	Ｂ7981
排ガス中の窒素酸化物自動計測システム及び自動計測器	Ｂ7982
排ガス中の一酸化二窒素自動計測器	Ｂ7988
排ガス中の水銀自動計測器	Ｂ7994
往復動内燃機関の構造に関する呼び方及び用語の定義	Ｂ8001
往復動内燃機関―性能―第５部：ねじり振動	Ｂ8002―５
往復動内燃機関駆動発電装置―第１部：用途，定格及び性能	Ｂ8009―１
往復動内燃機関駆動発電装置―第２部：機関	Ｂ8009―２
往復動内燃機関駆動発電装置―第５部：発電装置	Ｂ8009―５
往復動内燃機関駆動発電装置―第６部：試験方法	Ｂ8009―６
往復動内燃機関駆動発電装置―第７部：仕様書及び設計のための技術情報	Ｂ8009―７
往復動内燃機関駆動発電装置―第12部：非常用発電装置	Ｂ8009―12
内燃機関―スパークプラグ	Ｂ8031
ガスタービン―受渡試験方法	Ｂ8041
ガスタービン―調達仕様―第１部：一般事項及び定義	Ｂ8042―１
ガスタービン―調達仕様―第２部：比較基準条件及び定格	Ｂ8042―２
ガスタービン―調達仕様―第８部：検査，試験，据付及び完成	Ｂ8042―８
ガスタービン及びガスタービン装置―空気音の測定―実用測定方法及び簡易測定方法	Ｂ8044
ガスタービン―ガスタービン装置用状態監視装置に対する要求事項	Ｂ8045

ボイラー―水面計ガラス	Ｂ８２１１
ボイラー―反射式水面計	Ｂ８２１３
ボイラー―透視式水面計	Ｂ８２１５
ボイラー―１ＭＰａ丸形水面計	Ｂ８２１６
ボイラの給水，ボイラ水及び蒸気の質	Ｂ８２２３
冷凍用圧力容器の構造	Ｂ８２４０
液化石油ガス（ＬＰガス）用横置円筒形貯槽―構造	Ｂ８２４２
圧力容器用鏡板	Ｂ８２４７
ポンプ吐出し量測定方法	Ｂ８３０２
遠心ポンプ―油を用いる試験方法	Ｂ８３０６
往復ポンプ―試験方法	Ｂ８３１１
歯車ポンプ及びねじポンプ―試験方法	Ｂ８３１２
多翼送風機	Ｂ８３３１
送風機及び圧縮機―騒音レベル測定方法	Ｂ８３４６
強制通風式バーナ―第１部：ガスバーナ	Ｂ８４０７―１
強制通風式バーナ―第２部：油バーナ	Ｂ８４０７―２
ロボット及びロボティックデバイス―座標系及び運動の記号	Ｂ８４３７
ロボット及びロボティックデバイス―生活支援ロボットの安全要求事項	Ｂ８４４５
生活支援ロボットの安全要求事項―第１部：マニピュレータを備えない静的安定移動作業型ロボット	Ｂ８４４６―１
生活支援ロボットの安全要求事項―第２部：低出力装着型身体アシストロボット	Ｂ８４４６―２
生活支援ロボットの安全要求事項―第３部：倒立振子制御式搭乗型ロボット	Ｂ８４４６―３
電子部品実装ロボット―特性及び機能の表し方	Ｂ８４６０
電子部品実装ロボット―インタフェース	Ｂ８４６１
除じん（塵）型床面清掃ロボット	Ｂ８４６３
アルミニウム製貯槽の構造	Ｂ８５０２
アルミニウム製円筒形サイロの構造	Ｂ８５１１
公害防止装置用語	Ｂ８５３０
自動販売機―据付基準	Ｂ８５６２
燃料油メーター　取引又は証明用　第２部：小型車載燃料油メーター	Ｂ８５７２―２
燃料油メーター　取引又は証明用　第３部：微流量燃料油メーター	Ｂ８５７２―３
量器用尺付タンク　取引又は証明用	Ｂ８５７３
冷凍用図記号	Ｂ８６０１
冷凍用開放形往復圧縮機の空気による性能試験及び検査方法	Ｂ８６０３
冷媒用止め弁	Ｂ８６０５
冷凍装置―性能試験方法通則	Ｂ８６０８
吸収式冷凍機	Ｂ８６２２
冷凍用ユニットクーラ―冷凍能力試験方法	Ｂ８６２６
ファインバブル技術―ファインバブルの使用及び測定に関する一般原則―第２部：ファインバブルの属性分類	Ｂ８７４１―２
ファインバブル技術―ウルトラファインバブル分散水の保存及び輸送	Ｂ８７４４
ファインバブル技術―測定のためのサンプリング及び試料調製―第１部：ウルトラファインバブル分散水	Ｂ８７４５―１
家庭用本縫ミシンの裁縫用語	Ｂ９００３
家庭用本縫ミシン頭部の分類及び表示記号	Ｂ９０１０
農業機械―安全標識及び危険図―一般原則	Ｂ９１００
動力噴霧機	Ｂ９１１３
もみすり用ゴムロール	Ｂ９１２４
農業機械―操縦装置用及び表示用の識別記号―第１部：一般的識別記号	Ｂ９１２６―１
農業機械―操縦装置用及び表示用の識別記号―第２部：農業用トラクタ及び機械の識別記号	Ｂ９１２６―２
農業機械―操縦装置用及び表示用の識別記号―第３部：動力芝用機械及びガーデン用機械の識別記号	Ｂ９１２６―３
農業機械―操縦装置用及び表示用の識別記号―第５部：携帯式林業機械の識別記号	Ｂ９１２６―５
農業機械用タイヤ	Ｂ９２０５
歩行形トラクタの車輪取付部寸法	Ｂ９２０６
印刷技術及び写真技術―反射及び透過測定用認証標準物質（ＣＲＭ）の保証に必要な付随文書及び使用手順，並びに反射及び透過測定システムの合成標準不確かさの求め方	Ｂ９６２４
機械類の安全性―機械類から放出される危険物質による健康へのリスクの低減―第１部：機械類製造者のための原則及び仕様	Ｂ９７０９―１
機械類の安全性―機械類から放出される危険物質による健康へのリスクの低減―第２部：検証手順に関する方法論	Ｂ９７０９―２
一般換気用ガス除去フィルタの性能試験方法―第１部：ガス除去材	Ｂ９９０１―１
一般換気用ガス除去フィルタの性能試験方法―第２部：ガス除去フィルタ	Ｂ９９０１―２
クリーンルーム及び関連制御環境―第７部：隔離装置	Ｂ９９１７―７
粒子除去用高性能フィルタ（ＥＰＡ，ＨＥＰＡ及びＵＬＰＡ）及びフィルタろ材―第１部：分類，性能，試験及び表示	Ｂ９９２７―１
粒子除去用高性能フィルタ（ＥＰＡ，ＨＥＰＡ及びＵＬＰＡ）及びフィルタろ材―第２部：エアロゾル発生，測定機器及び粒子計数統計	Ｂ９９２７―２
粒子除去用高性能フィルタ（ＥＰＡ，ＨＥＰＡ及びＵＬＰＡ）及びフィルタろ材―第３部：平板フィルタろ材の試験	Ｂ９９２７―３
粒子除去用高性能フィルタ（ＥＰＡ，ＨＥＰＡ及びＵＬＰＡ）及びフィルタろ材―第４部：フィルタユニットの漏れを測定するための試験方法―走査方法	Ｂ９９２７―４
粒子除去用高性能フィルタ（ＥＰＡ，ＨＥＰＡ及びＵＬＰＡ）及びフィルタろ材―第５部：フィルタユニットの試験方法	Ｂ９９２７―５
空気中のイオン密度測定方法	Ｂ９９２９
圧力スイング吸着装置用語	Ｂ９９５０
圧力スイング吸着装置―性能試験方法	Ｂ９９５１
機械製品の信頼性に関する一般原則	Ｂ９９５５
測定用，制御用及び試験室用電気機器の安全性―第２―32部：電気的試験及び測定のための手持形及び手で操作する電流センサに対する個別要求事項	Ｃ１０１０―２―32
測定用，制御用及び試験室用電気機器の安全性―第２―201部：制御装置の個別要求事項	Ｃ１０１０―２―201
直動式指示電気計器―第１部：定義及び共通する要求事項	Ｃ１１０２―１
電力量計（誘導形単独計器）―第２部：取引又は証明用	Ｃ１２１１―２
誘導形無効電力量計―第２部：取引又は証明用	Ｃ１２６３―２
風力発電システム―第11部：騒音測定方法	Ｃ１４００―11
シース熱電対	Ｃ１６０５
鉄基アモルファス帯	Ｃ２５３４
単ヨーク形単板試験器による鉄基アモルファス帯の交流磁気特性の測定方法	Ｃ２５３５
電磁鋼帯試験方法―第１部：エプスタイン試験器による電磁鋼帯の磁気特性の測定方法	Ｃ２５５０―１
中間周波用薄電磁鋼帯	Ｃ２５５８
マイクロ波用フェライト磁心試験方法	Ｃ２５６５

圧縮端子	C 2804
600Ｖビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	C 3312
溶接用ケーブル	C 3404
定格電圧450／750Ｖ以下のゴム絶縁ケーブル―第７部：耐熱性エチレンビニルアセテートゴム絶縁ケーブル	C 3663―７
定格電圧450／750Ｖ以下のゴム絶縁ケーブル―第８部：高可とう性コード	C 3663―８
電気用磁器類の外観検査	C 3802
低圧蓄電システムの安全要求事項	C 4412
機器用スイッチ―第２―１部：コードスイッチの個別要求事項	C 4526―２―１
屋内用高圧断路器	C 4606
高圧受電用地絡方向継電装置	C 4609
電子技術基本用語	C 5600
プリント回路用語	C 5603
テレビジョン受信機試験方法　第１部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定	C 6101―１
ボルト締めランジュバン型超音波振動子の電力計法による負荷試験方法	C 6790
情報技術機器―安全性―第１部：一般要求事項	C 6950―１
鉄道用電球	C 7503
ネオン管	C 7615
直管蛍光ランプ―第１部：安全仕様	C 7617―１
直管蛍光ランプ―第２部：性能仕様	C 7617―２
片口金蛍光ランプ―第１部：安全仕様	C 7618―１
片口金蛍光ランプ―第２部：性能仕様	C 7618―２
一般照明用電球形蛍光ランプ―第１部：安全仕様	C 7620―１
蛍光ランプ用ガラス管	C 7708
照明器具―第１部：安全性要求事項通則	C 8105―１
照明器具―第２―１部：定着灯器具に関する安全性要求事項	C 8105―２―１
照明器具―第２―３部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	C 8105―２―３
照明器具―第２―５部：投光器に関する安全性要求事項	C 8105―２―５
照明器具―第２―17部：舞台照明，テレビ，映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項	C 8105―２―17
ネオン変圧器	C 8109
ランプ制御装置―第１部：通則及び安全性要求事項	C 8147―１
ランプ制御装置―第２―３部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項	C 8147―２―３
ランプ制御装置―第２―10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項	C 8147―２―10
一般照明用電球形ＬＥＤランプ（電源電圧50Ｖ超）―性能要求事項	C 8157
低圧開閉装置及び制御装置―第２―１部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	C 8201―２―１
低圧開閉装置及び制御装置―第２―２部：漏電遮断器	C 8201―２―２
低圧開閉装置及び制御装置―第７部：補助装置―第１節：銅導体用端子台	C 8201―７―１
低電圧ヒューズ―第１部：通則	C 8269―１
低電圧ヒューズ―第２部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用ヒューズ）―標準化されたヒューズシステムＡ～Ｋ	C 8269―２
家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第２―６部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項	C 8282―２―６
家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第２―11部：引掛形などの接続器の個別要求事項	C 8282―２―11
家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ―第２―４部：機器の質量によってかん（嵌）合するカプラ	C 8283―２―４
電流制限器	C 8368
半導体保護用ヒューズリンク	C 8377
据置鉛蓄電池―一般的要求事項及び試験方法―第１部：ベント式	C 8704―１
燃料電池発電システム用語	C 8800
系統連系形太陽光発電システム用パワーコンディショナの単独運転検出機能の試験方法	C 8963
可搬形電動工具の安全性―第１部：一般要求事項	C 9029―１
可搬形電動工具の安全性―第２―１部：丸のこ盤の個別要求事項	C 9029―２―１
可搬形電動工具の安全性―第２―２部：ラジアルアームソーの個別要求事項	C 9029―２―２
可搬形電動工具の安全性―第２―３部：かんな盤及び一面かんな盤の個別要求事項	C 9029―２―３
可搬形電動工具の安全性―第２―４部：卓上グラインダの個別要求事項	C 9029―２―４
可搬形電動工具の安全性―第２―５部：帯のこ盤の個別要求事項	C 9029―２―５
可搬形電動工具の安全性―第２―６部：給水式ダイヤモンドドリルの個別要求事項	C 9029―２―６
可搬形電動工具の安全性―第２―７部：給水式ダイヤモンドソーの個別要求事項	C 9029―２―７
可搬形電動工具の安全性―第２―８部：単軸立面取り盤の個別要求事項	C 9029―２―８
可搬形電動工具の安全性―第２―11部：マイタベンチソーの個別要求事項	C 9029―２―11
電気オーブン	C 9206
電気こたつ類	C 9209
電気毛布	C 9210
電気がま及び電子ジャー	C 9212
電子レンジ	C 9250
アーク溶接装置―第５部：ワイヤ送給装置	C 9300―５
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―２部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	C 9335―２―２
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―77部：手押し式制御芝刈り機の個別要求事項	C 9335―２―77
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―88部：暖房，換気，冷房装置用加湿器の個別要求事項	C 9335―２―88
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―94部：はさみ形草刈り機の個別要求事項	C 9335―２―94
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―100部：手持形のガーデンブロワ，バキューム及びブロワバキュームの個別要求事項	C 9335―２―100
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―105部：多機能シャワーキャビネットの個別要求事項	C 9335―２―105
扇風機	C 9601
電気洗濯機	C 9606
回転ドラム式電気衣類乾燥機	C 9608
電気ミキサ・電気ジューサ	C 9609
ヘヤドライヤ	C 9613
電気かみそり	C 9614
空気清浄機	C 9615
手持ち形電動工具の安全性―第２―７部：不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項	C 9745―２―７
手持ち形電動工具の安全性―第２―13部：チェーンソーの個別要求事項	C 9745―２―13

手持ち形電動工具の安全性―第２―15部：ヘッジトリマ及びグラスシャーの個別要求事項	C 9745―２―15
手持ち形電動工具の安全性―第２―16部：タッカの個別要求事項	C 9745―２―16
家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法	C 9801
低圧電気設備―第４―41部：安全保護―感電保護	C 60364―４―41
低圧電気設備―第４―42部：安全保護―熱の影響に対する保護	C 60364―４―42
低圧電気設備―第４―44部：安全保護―妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	C 60364―４―44
半導体電力変換装置用コンデンサ	C 61071
変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第２―７部：玩具用変圧器及び玩具用電源装置の個別要求事項及び試験	C 61558―２―７
定格電圧１kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	C 62271―200
オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器―第３部：通信ケーブル及び通信ポートを介する直流電力伝送の安全性要求事項	C 62368―３
表形式による製品オントロジーの登録及び送信―第１部：データパーセルの論理構造	C 62656―１
ビル用インターホンシステム―第１―１部：システム要求事項―一般事項	C 62820―１―１
手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性―第２―８部：手持形シャー及びニブラの個別要求事項	C 62841―２―８
手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性―第２―９部：手持形タッパ及びスレッダの個別要求事項	C 62841―２―９
手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性―第２―11部：手持形往復動のこぎりの個別要求事項	C 62841―２―11
手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性―第３―10部：可搬形切断機の個別要求事項	C 62841―３―10
産業用密閉型ニッケル・水素蓄電池の単電池及び電池システム―第２部：安全性要求事項	C 63115―２
自動車用語―自動車の寸法，質量，荷重及び性能	D 0102
自動車―ブレーキ用語―種類，力学及び現象	D 0106
自動車―ブレーキ用語―部品	D 0107
自動車部品の塗膜通則	D 0202
自動車ブレーキ試験方法通則	D 0210
自動車―外周り寸法の測定方法	D 0302
高度道路交通システム―低速域周辺障害物警報（ＭＡＬＳＯ）―性能要件及びその試験手順	D 0803
自動車部品―スピードメーター校正方法	D 1011
自動車用ラジエーター放熱性能試験方法	D 1614
自動車―直接運転視界試験方法	D 1702
自動車―間接運転視界試験方法	D 1703
自動車部品―非鉱油系液圧ブレーキホイールシリンダ	D 2604
自動車部品―非鉱油系液圧ブレーキホイールシリンダのゴムブーツ	D 2608
自動車用エンジン―ピストン	D 3104
ディーゼル機関―高圧燃料噴射管の鋼管―第１部：冷間仕上継目無単層鋼管の要求事項	D 3607―１
ディーゼル機関―高圧燃料噴射管の鋼管―第２部：複合鋼管の要求事項	D 3607―２
ディーゼル機関―燃料噴射ポンプのカム軸端及びハブのテーパ部	D 3608
直噴ガソリン機関―高圧燃料ポンプの取付寸法	D 3611
ディーゼル機関―燃料インジェクタの試験―第１部：手動レバー操作による試験及びセッティングの装置	D 3641―１
ディーゼル機関―燃料インジェクタの試験―第２部：試験方法	D 3641―２
自動車部品―ガソリン機関用スピンオン形オイルフィルタ	D 3904
トラック荷台の内のり寸法	D 4002
自動車部品―ホイール―リムの輪郭	D 4218
自動車用タイヤ	D 4230
自動車タイヤ用チューブ	D 4231
自動車用ブレーキライニング及びディスクブレーキパッドの気孔率試験方法	D 4418
自動車用ブレーキライニング，ディスクブレーキパッド及びクラッチフェーシングの硬さ試験方法	D 4421
自動車部品―ブレーキシューアッセンブリ及びディスクブレーキパッド―せん断試験方法	D 4422
自動車部品―ディーゼル機関用グロープラグ―一般要求事項及び寸法	D 5103
自動車のスピードメータ用及びタコグラフ用フレキシブルシャフト	D 5602
自動車用ミラー	D 5705
自動車用シガーライタ	D 5807
産業車両用タイヤ	D 6403
自動車部品―トラックトラクタ及びトレーラのエアブレーキ用ホースカップリング	D 6605
農業用トラクタの動力取出軸	D 6702
農業用トラクタのフロント及びミッド動力取出軸	D 6710
無人搬送車及び無人搬送車システム―安全要求事項及び検証	D 6802
自動車用ディーゼルエンジン排気煙濃度測定用反射式スモークメータ	D 8004
自転車―ディレーラ	D 9428
自転車―チェーン引き及びクランクピン	D 9432
自転車―チェーンケース	D 9454
普通レール及び分岐器類用特殊レール	E 1101
レール用継目板	E 1102
軽レール	E 1103
軽レール用継目板	E 1104
継目板用及びレール締結用のボルト及びナット	E 1107
レール用ねじくぎ	E 1109
炭素鋼製タイプレート	E 1110
アンチクリーパ	E 1111
継目板用ばね座金	E 1115
レール用異形継目板	E 1116
緩衝用軌道パッド	E 1117
ＰＣまくらぎ用レール締結装置	E 1118
中継レール	E 1122
プレテンション式ＰＣまくらぎ	E 1201
ポストテンション式ＰＣまくらぎ	E 1202
合成まくらぎ	E 1203
犬くぎハンマ	E 1501
線路用片口スパナ	E 1505
軌道用ゲージ	E 1507
銅及び銅合金みぞ付きトロリ線	E 2101
ステンレス鋼の硫酸・硫酸第二鉄腐食試験方法	G 0572
ステンレス鋼の65％硝酸腐食試験方法	G 0573
ステンレス鋼の硫酸・硫酸銅腐食試験方法	G 0575
ステンレス鋼の応力腐食割れ試験方法	G 0576

ステンレス鋼のアノード分極曲線測定方法	G0579
鋳鋼品の放射線透過検査	G0585
炭素鋼鍛鋼品及び低合金鋼鍛鋼品の超音波探傷試験方法	G0587
鋳鋼品鋳肌の外観試験方法及び等級分類	G0588
ステンレス鋼の硫酸腐食試験方法	G0591
ステンレス鋼の腐食すきま再不動態化電位測定方法	G0592
水処理剤の腐食及びスケール防止評価試験方法	G0593
フェロシリコン分析方法―第１部：けい素定量方法	G1312―1
フェロシリコン分析方法―第２部：炭素定量方法	G1312―2
フェロシリコン分析方法―第３部：りん定量方法	G1312―3
フェロシリコン分析方法―第４部：硫黄定量方法	G1312―4
フェロシリコン分析方法―第５部：アルミニウム定量方法	G1312―5
フェロシリコン分析方法―第６部：チタン定量方法	G1312―6
シリコマンガン分析方法―第１部：マンガン定量方法	G1314―1
シリコマンガン分析方法―第２部：けい素定量方法	G1314―2
シリコマンガン分析方法―第３部：炭素定量方法	G1314―3
シリコマンガン分析方法―第４部：りん定量方法	G1314―4
シリコマンガン分析方法―第５部：硫黄定量方法	G1314―5
シリコマンガン分析方法―第６部：ほう素定量方法	G1314―6
フェロホスホル―りん定量方法	G1320
金属クロム分析方法―第１部：炭素定量方法	G1323―1
金属クロム分析方法―第２部：けい素定量方法	G1323―2
金属クロム分析方法―第３部：りん定量方法	G1323―3
金属クロム分析方法―第４部：硫黄定量方法	G1323―4
金属クロム分析方法―第５部：鉄定量方法	G1323―5
金属クロム分析方法―第６部：アルミニウム定量方法	G1323―6
金属クロム分析方法―第７部：多元素定量方法―ＩＣＰ発光分光分析方法	G1323―7
フェロアロイ―蛍光Ｘ線分析方法	G1351
炭素鋼鍛鋼品用鋼片	G3251
一般構造用溶接軽量Ｈ形鋼	G3353
亜鉛めっき鋼より線	G3537
亜鉛めっき鋼線	G3548
溶接金網及び鉄筋格子	G3551
工業用織金網	G3556
建築構造用ステンレス鋼材	G4321
炭素鋼鋳鋼品	G5101
溶接構造用鋳鋼品	G5102
構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品	G5111
高温高圧用鋳鋼品	G5151
低温高圧用鋳鋼品	G5152
溶接構造用遠心力鋳鋼管	G5201
高温高圧用遠心力鋳鋼管	G5202
オーステナイト鋳鉄品	G5510
鉄系低熱膨張鋳造品	G5511
鋳型用けい砂	G5901
鉄線及び鋼線用亜鉛めっき（ＩＳＯ仕様）	G7302
非鉄金属地金のサンプリング，試料調製及び分析検査通則	H0301
溶融亜鉛めっき試験方法	H0401
アルミニウム及びアルミニウム合金の大気暴露試験方法	H0521
フォトルミネッセンスによるシリコン結晶中の不純物濃度測定方法	H0615
カドミウム地金分析方法	H1161
銀地金分析方法	H1181
アルミニウム及びアルミニウム合金中のけい素定量方法	H1352
アルミニウム及びアルミニウム合金中のニッケル定量方法	H1360
アルミニウム及びアルミニウム合金中のすず定量方法	H1361
アルミニウム及びアルミニウム合金中のビスマス定量方法	H1364
アルミニウム及びアルミニウム合金中の鉛定量方法	H1366
トリエーテッドタングステン材料の分析方法	H1405
ダイカスト亜鉛合金分析方法	H1551
タンタル―分析方法通則	H1680
タンタル―原子吸光分析方法	H1683
タンタルのＩＣＰ発光分光分析方法	H1699
アルミニウム地金	H2102
ニッケル地金	H2104
ダイカスト用アルミニウム合金地金	H2118
ジルコニウム合金管	H4751
アルミニウム合金ダイカスト	H5302
ジュエリー用貴金属合金の品位	H6309
ジュエリー用銀合金中の銀定量方法	H6311
ジュエリー用パラジウム合金―パラジウム定量方法	H6313
水素吸蔵合金用語	H7003
金属系超塑性材料用語	H7007
形状記憶合金の変態点測定方法	H7101
形状記憶合金コイルばねの定ひずみ熱サイクル試験方法	H7106
アモルファス金属単板磁気特性試験方法	H7152
アモルファス金属磁心の高周波磁心損失試験方法	H7153
水素吸蔵合金の圧力―組成等温線（ＰＣＴ線）の測定方法	H7201
水素吸蔵合金の水素吸蔵・放出サイクル特性の測定方法	H7203
金属系超塑性材料の引張特性評価方法	H7501
ポーラス金属の高速圧縮試験方法	H7904
遮熱コーティングの線膨張係数測定方法	H8455
工業用電気ニッケルめっき及び電鋳ニッケル	H8626
溶融亜鉛めっき	H8641
ガス分析装置校正方法通則	K0055
産業廃棄物のサンプリング方法	K0060
化学製品の密度及び比重測定方法	K0061
化学製品の屈折率測定方法	K0062
化学製品の旋光度測定方法	K0063
化学製品の融点及び溶融範囲測定方法	K0064
化学製品の凝固点測定方法	K0065
化学製品の蒸留試験方法	K0066
化学製品の減量及び残分試験方法	K0067
排ガス中のベンゼン分析方法	K0088
排ガス中のふっ素化合物分析方法	K0105

排ガス中の塩化水素分析方法	K0107
ガスクロマトグラフィー通則	K0114
赤外分光分析通則	K0117
イオン電極測定方法通則	K0122
Ｘ線回折分析通則	K0131
走査電子顕微鏡試験方法通則	K0132
近赤外分光分析通則	K0134
表面化学分析―Ｘ線光電子分光装置―エネルギー軸目盛の校正	K0145
表面化学分析―スパッター深さ方向分析―層構造系標準物質を用いた最適化法	K0146
表面化学分析―二次イオン質量分析法―飛行時間形二次イオン質量分析計における質量軸の校正	K0157
表面化学分析―二次イオン質量分析法―単一イオン計測ダイナミック二次イオン質量分析法における飽和強度の補正法	K0158
表面化学分析―走査型プローブ顕微鏡（ＳＰＭ）を用いた幾何学量の測定：測定系の校正方法	K0159
表面化学分析―汎用オージェ電子分光器による元素分析のためのエネルギー軸の校正方法	K0165
表面化学分析―高エネルギー分解能をもつオージェ電子分光器による元素分析及び化学結合状態分析のためのエネルギー軸の校正方法	K0166
表面化学分析―水溶液の全反射蛍光Ｘ線分析方法	K0181
分析化学用語（光学部門）	K0212
希釈ガス及びゼロガス中の微量成分測定方法	K0225
化学物質などによるミジンコ類の遊泳阻害試験方法	K0229
排ガス中のダスト粒径分布の測定方法	K0302
排ガス中のホルムアルデヒド分析方法	K0303
大気中の二酸化炭素測定方法	K0304
排ガス中のトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン分析方法	K0305
水質―生化学的パラメータの測定―クロロフィルａ濃度の吸光光度定量	K0400―80―10
水質―シュードモナス（Pseudomonas putida）生長阻害試験［シュードモナス（Pseudomonas putida）増殖阻害試験］	K0420―74―10
超純水中の微粒子測定方法	K0554
検知管式ガス測定器	K0804
化学的酸素消費量（ＣＯＤ）自動計測器	K0806
気体中のダスト試料捕集用ろ過材の形状，寸法並びに性能試験方法	K0901
酸素	K1101
アルゴン	K1105
シリカゲル試験方法	K1150
無水酢酸	K1352
塩化バリウム	K1414
炭酸バリウム	K1415
硝酸バリウム	K1416
水酸化バリウム	K1417
硫酸アルミニウム（硫酸ばんど）	K1423
りん酸	K1449
フェライト用酸化鉄（Ⅲ）（フェライト用酸化第二鉄）	K1462
工業用乾燥剤	K1464
酢酸エチル	K1513
酢酸ブチル	K1514
ジフルオロメタン（Ｒ―32）	K1561
ハイドロフルオロカーボン系混合冷媒	K1562
工業用潤滑油―ＩＳＯ粘度分類	K2001
自動車エンジン油粘度分類	K2010
燃料用エタノール	K2190
自動車ブレーキ用非鉱油系ラバー潤滑剤	K2228
流動パラフィン	K2231
石油ワックス	K2235
マシン油	K2238
ディーゼル機関―NOx還元剤　ＡＵＳ　32―第４部：尿素水溶液給水インタフェース	K2247―4
ディーゼル機関―NOx還元剤　ＡＵＳ　32―第５部：乗用車用の尿素水溶液給水インタフェース	K2247―5
原油及び石油製品―密度の求め方―第１部：振動法	K2249―1
原油及び石油製品―密度の求め方―第２部：浮ひょう法	K2249―2
原油及び石油製品―密度の求め方―第３部：ピクノメータ法	K2249―3
原油及び石油製品―密度の求め方―第４部：密度・質量・容量換算表	K2249―4
引火点の求め方―第１部：タグ密閉法	K2265―1
引火点の求め方―第２部：迅速平衡密閉法	K2265―2
引火点の求め方―第３部：ペンスキーマルテンス密閉法	K2265―3
引火点の求め方―第４部：クリーブランド開放法	K2265―4
原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法	K2269
原油及び石油製品―灰分及び硫酸灰分試験方法	K2272
原油及び石油製品―動粘度試験方法及び粘度指数算出方法	K2283
ガソリン―酸化安定度試験方法―誘導期間法	K2287
石油製品―回収硫黄試験方法	K2291
自動車用つや出しコーティング剤	K2396
クレオソート油・加工タール・タールピッチ	K2439
潤滑油―さび止め性能試験方法	K2510
潤滑油―耐荷重能試験方法	K2519
石油製品―潤滑油―水分離性試験方法	K2520
石油製品―潤滑油―熱安定度試験方法	K2540
原油試験方法	K2601
石油製品―臭素価試験方法―電気滴定法	K2605
塗装下地用りん酸塩化成処理剤	K3151
界面活性剤用語	K3211
乳酸計測器	K3601
微生物電極による生物化学的酸素消費量（BODs）計測器	K3602
細胞凍結保存用プラスチック製容器	K3603
組織培養用培地（最小必須培地）	K3604
生体工学用語（生体化学部門）	K3610
生体工学用語（生体システム部門）	K3611
バイオハザード対策用クラスⅡキャビネット	K3800
除菌用ＨＥＰＡフィルタの性能試験方法	K3801
除菌用空気ろ過デプスフィルタのエアロゾル捕集性能試験方法	K3803
精密ろ過膜エレメントの寸法	K3804

逆浸透エレメント及びモジュールの性能試験方法	K3805
マイコプラズマの検出法―第１部：培養による直接検出法	K3810―１
マイコプラズマの検出法―第２部：ＤＮＡ蛍光染色による間接検出法	K3810―２
マイコプラズマの検出法―第３部：二段階ＰＣＲによる検出法	K3810―３
限外ろ過モジュールの純水透水性能試験方法	K3821
限外ろ過モジュールの比抵抗回復特性試験方法	K3822
精密ろ過膜エレメント及びモジュールの初期流量試験方法	K3831
精密ろ過膜エレメント及びモジュールのバブルポイント試験方法	K3832
精密ろ過膜エレメント及びモジュールの拡散流量試験方法	K3833
精密ろ過膜エレメント及びモジュールの比抵抗回復特性試験方法	K3834
精密ろ過膜エレメント及びモジュールの細菌捕捉性能試験方法	K3835
空中浮遊菌測定器の捕集性能試験方法	K3836
ＳＤＳ―ポリアクリルアミドゲル電気泳動分析通則	K3838
空気中の繊維状粒子測定方法―第１部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法	K3850―１
有機中間物一般試験方法	K4101
火薬類分析試験方法	K4809
競技用紙雷管	K4853
ボイル油及び煮あまに油	K5421
塗料用語	K5500
塗料一般試験方法―第１部：通則―第２節：サンプリング	K5600―１―２
平版インキ―第１部：試験方法	K5701―１
平版インキ―第２部：プロセスインキの色及び透明性	K5701―２
精製漆	K5950
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―硬さの求め方―第１部：通則	K6253―１
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―硬さの求め方―第２部：国際ゴム硬さ（10　ＩＲＨＤ～100　ＩＲＨＤ）	K6253―２
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―硬さの求め方―第４部：ＩＲＨＤポケット硬さ	K6253―４
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―硬さの求め方―第５部：硬さ試験機の校正及び検証	K6253―５
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―耐液性の求め方	K6258
再生ゴム	K6313
布層コンベヤゴムベルト	K6322
コンベヤゴムベルト―エンドレスベルトの長さの測定方法	K6377―５
コンベヤゴムベルト―厚さの測定方法	K6377―６
コンベヤゴムベルト―引張特性の求め方	K6377―７
コンベヤゴムベルト―剝離試験方法	K6377―８
コンベヤゴムベルト―トラフ性試験方法	K6377―９
ライトコンベヤベルト―表面電気抵抗の求め方	K6378―４
ライトコンベヤベルト―体積電気抵抗の求め方	K6378―５
にかわ及びゼラチン	K6503
工業用ニトロセルロース	K6703
ポリ酢酸ビニル試験方法	K6725
ポリビニルホルマール試験方法	K6729
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	K6742
水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	K6743
軟質ビニル管	K6771
ポリ塩化ビニル止水板	K6773
架橋ポリエチレン管（ＰＥ―Ｘ）―期待強度に対する時間及び温度の影響	K6795
架橋ポリエチレン製（ＰＥ―Ｘ）管及び継手―ゲル含量の測定による架橋度の推定	K6796
ホットメルト接着剤の溶融粘度試験方法	K6862
接着剤―バルク試験片の作り方―第１部：二液形接着剤	K6878―１
接着剤―バルク試験片の作り方―第２部：高温硬化一液形接着剤	K6878―２
四ふっ化エチレン樹脂成形粉試験方法	K6891
四ふっ化エチレン樹脂ペースト押出成形粉試験方法	K6892
四ふっ化エチレン樹脂ディスパージョン試験方法	K6893
四ふっ化エチレン樹脂製品の寸法測定方法	K6895
四ふっ化エチレン樹脂成形粉	K6896
熱硬化性プラスチック一般試験方法	K6911
プラスチック―エポキシ樹脂用硬化剤及び促進剤―第１部：指定分類	K6929―１
ガラスフレーク入りビニルエステル樹脂ライニング皮膜	K6940
工業用グルコースイソメラーゼ	K7002
繊維強化プラスチック用語	K7010
繊維強化プラスチック管継手	K7014
繊維強化プラスチック―平板ねじり法による面内せん断弾性率の求め方	K7021
ガラス繊維強化プラスチック（ＧＲＰ）管及び継手―圧力とその関係，施工並びに接合に関する用語の定義	K7030
プラスチック配管系―ガラス強化熱硬化性プラスチック（ＧＲＰ）管―管の初期剛性の求め方	K7032
プラスチック配管系―ガラス強化熱硬化性プラスチック（ＧＲＰ）管―軸方向引張特性の求め方	K7033
プラスチック配管系―ガラス強化熱硬化性プラスチック（ＧＲＰ）管及び継手―ボルト式フランジ接合部の試験方法	K7036
繊維強化プラスチック―ショートビーム法による見掛けの層間せん断強さの求め方	K7057
ガラス繊維強化プラスチックの横せん断試験方法	K7058
ガラス繊維強化プラスチックのバーコル硬さ試験方法	K7060
炭素繊維強化プラスチックの試料の作製方法	K7072
炭素繊維強化プラスチックの繊維含有率及び空洞率試験方法	K7075
炭素繊維強化プラスチックのシャルピー衝撃試験方法	K7077
炭素繊維強化プラスチックの層間せん断試験方法	K7078
炭素繊維強化プラスチックの面内せん断試験方法	K7079
炭素繊維強化プラスチックの面圧強さ試験方法	K7080
炭素繊維強化プラスチックの引張クリープ試験方法	K7087
炭素繊維強化プラスチックの曲げクリープ試験方法	K7088
炭素繊維強化プラスチックの衝撃後圧縮試験方法	K7089
炭素繊維強化プラスチック板の超音波探傷試験方法	K7090
炭素繊維強化プラスチック板のＸ線透過試験方法	K7091
一方向炭素繊維強化プラスチック帯板材	K7097
着色プラスチック材料のガラスを透過した日光に対する色堅ろう度試験方法	K7101
硬質プラスチック材料の疲れ試験方法通則	K7118
プラスチックフィルムの熱刺激電流試験方法	K7131
プラスチック―引張衝撃強さの試験方法	K7160
プラスチック―エチレン・酢酸ビニル樹脂（ＥＶＡＣ）―酢酸ビニル含有量の測定方法	K7192

導電性プラスチックの４探針法による抵抗率試験方法	K 7194
研磨材によるプラスチックの摩耗試験方法	K 7205
プラスチック―屋外暴露試験方法―第１部：通則	K 7219―１
プラスチック―屋外暴露試験方法―第２部：直接暴露試験及び窓ガラス越し暴露試験	K 7219―２
高吸水性樹脂の吸水量試験方法	K 7223
高吸水性樹脂の吸水速度試験方法	K 7224
塩素含有樹脂中の塩素の定量方法	K 7229
エポキシ樹脂のアミン系硬化剤の全アミン価試験方法	K 7237
ポリウレタン系熱可塑性エラストマーの試験方法	K 7311
プラスチック―ポリ塩化ビニルペースト―シーバースレオメータによる見掛け粘度の求め方	K 7381
プラスチック―塩化ビニルホモポリマー及びコポリマー―揮発分（水分を含む）の求め方	K 7382
プラスチック―試験に供するポリ塩化ビニルペーストの調製方法―ディゾルバ法	K 7383
プラスチック―試験に供するポリ塩化ビニルペーストの調製方法―プラネタリミキサ法	K 7384
プラスチック―塩化ビニルホモポリマー及びコポリマー―塩素含有量の求め方	K 7385
プラスチック―一般用塩化ビニルホモポリマー及びコポリマー―室温における可塑剤吸収量の求め方	K 7386
写真―写真印画の保存方法	K 7642
繊維用語―試験部門	L 0208
繊維用語―検査部門	L 0220
不織布用語	L 0222
染色加工機械用語	L 0308
染色堅ろう度試験方法通則	L 0801
染色堅ろう度試験用添付白布	L 0803
計器による変退色及び汚染の判定方法	L 0809
日光に対する染色堅ろう度試験方法	L 0841
紫外線カーボンアーク灯光に対する染色堅ろう度試験方法	L 0842
洗濯に対する染色堅ろう度試験方法	L 0844
塩素漂白に対する染色堅ろう度試験方法	L 0856
過酸化漂白に対する染色堅ろう度試験方法	L 0857
塩化アルミニウム化炭に対する染色堅ろう度試験方法	L 0866
硫酸化炭に対する染色堅ろう度試験方法	L 0867
ホルムアルデヒドに対する染色堅ろう度試験方法	L 0868
染浴内クロム塩に対する染色堅ろう度試験方法	L 0870
ポッティングに対する染色堅ろう度試験方法	L 0875
塩素処理水に対する染色堅ろう度試験方法	L 0884
オゾンに対する染色堅ろう度試験方法	L 0890
キセノンアーク灯光又はサンシャインカーボンアーク灯光を用いた促進耐候堅ろう度試験方法	L 0891
化学繊維タイヤコード試験方法	L 1017
綿繊維試験方法	L 1019
繊維製床敷物試験方法―第１部：物理試験のための試験片の採取方法	L 1021―１
繊維製床敷物試験方法―第２部：く（矩）形の繊維製床敷物の寸法測定方法	L 1021―２
繊維製床敷物試験方法―第10部：水及び熱の影響による寸法変化の試験方法	L 1021―10
繊維製床敷物試験方法―第13部：外観変化の評価方法	L 1021―13
繊維製床敷物試験方法―第15部：ファイバーバインド試験方法	L 1021―15
樹脂加工織物及び編物の試験方法	L 1041
織物及び編物の摩擦溶融試験方法	L 1056
織物及び編物のアイロン寸法変化率試験方法	L 1057
織物及び編物のスナッグ試験方法	L 1058
繊維製品の縫目強さ試験方法	L 1093
繊維製品の透湿度試験方法	L 1099
ジオテキスタイル試験方法	L 1908
ふとんの保温性試験方法	L 1911
繊維製品の皮膚一次刺激性試験方法―培養ヒト皮膚モデル法	L 1918
生地の経時的吸放湿性試験方法	L 1954
浴用タオル	L 4105
金属トラベラ―短繊維及び長繊維用―精紡及びねん糸用	L 5129
染色加工用クロスガイダ	L 7507
な染ローラ	L 7707
石炭利用技術用語	M 0104
炭量計算基準	M 1002
原油及び天然ガス―鉱量計算基準	M 1006
さく岩機仕様の表示基準	M 2002
鉱山用Ｉ形鋼及び継目板	M 2504
コンデンサ式発破用電気点火器	M 2505
ロックボルト及びその構成部品	M 2506
デタッチャブルロックビット用ロッドテーパ	M 3903
コールピックスチール	M 3906
選鉱，選炭及び砕石・砂利選別の操業系統の表示方法	M 4001
鉱山軌道用分岐器類	M 6511
鉱石中の亜鉛定量方法	M 8124
粗銅地金中の銅定量方法	M 8125
鉱石中のアンチモン定量方法	M 8130
鉱石中のひ素定量方法	M 8132
鉱石中のビスマス定量方法	M 8133
鉱石中のカドミウム定量方法	M 8135
マンガン鉱石―分析方法通則	M 8203
クロム鉱石―クロム定量方法	M 8262
クロム鉱石―鉄定量方法	M 8263
チタン鉱石の分析方法通則	M 8301
チタン鉱石中のチタン定量方法	M 8311
チタン鉱石中の鉄定量方法	M 8312
チタン鉱石中の二酸化けい素定量方法	M 8314
チタン鉱石中のバナジウム定量方法	M 8315
チタン鉱石中のクロム定量方法	M 8316
ハードコール―包蔵水分測定方法	M 8803
石炭類及びコークス類―サンプリング，分析並びに試験方法の通則	M 8810
石炭類及びコークス類―サンプリング及び試料調製方法	M 8811
石炭の微細組織成分及び反射率測定方法	M 8816

石炭類の鉱物質定量方法	M8818
石炭類及びコークス類―機器分析装置による元素分析方法	M8819
石炭類及びコークス類―ロットの全水分測定方法	M8820
石炭類―全水銀の定量方法	M8821
クラフト紙	P3401
段ボール用ライナ	P3902
段ボール用中しん原紙	P3904
紙及び板紙―耐折強さ試験方法―ＭＩＴ試験機法	P8115
紙―引裂強さ試験方法―エルメンドルフ形引裂試験機法	P8116
紙及び板紙―曲げ抵抗試験方法―第１部：定速曲げ法	P8125―1
紙及び板紙―曲げ抵抗試験方法―第２部：テーバー型試験機法	P8125―2
紙及び板紙―吸湿伸度測定方法―第１部：最高相対湿度68％までの吸湿伸度	P8153
パルプ―アセトン可溶分試験方法	P8224
パルプ―光学的自動分析法による繊維長測定方法―第１部：偏光法	P8226
古紙パルプ―粘着物及びプラスチックの評価方法―第１部：目視法	P8232
地上設置の太陽電池（ＰＶ）モジュール―信頼性保証体制（設計，製造及び性能保証）の要求事項	Q8901
品質マネジメントシステム―プラスチック再生材料―事業プロセスパフォーマンスに関する指針	Q9091
品質マネジメントシステム―航空，宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項	Q9100
計測マネジメントシステム―測定プロセス及び測定機器に関する要求事項	Q10012
環境マネジメント―マテリアルフローコスト会計―一般的枠組み	Q14051
陶磁器，耐火物などの焼成用トンネル窯の熱勘定方式	R0301
陶磁器，耐火物などの焼成用単独窯の熱勘定方式	R0302
鉱石などの連続式乾燥炉の熱勘定方式	R0304
石灰焼成用窯炉の熱勘定方式	R0305
普通れんが及び化粧れんが	R1250
化学分析用磁器蒸発ざら	R1302
化学分析用磁器燃焼ボート	R1306
化学工業用耐酸磁器の一般通則	R1501
化学工業用耐酸磁器の試験方法	R1503
ファインセラミックスの弾性率試験方法	R1602
ファインセラミックス用アルミナ微粉末の化学分析方法	R1649
ファインセラミックス用窒化アルミニウム微粉末の化学分析方法	R1675
ファインセラミックス―光触媒材料の空気浄化性能試験方法―第１部：窒素酸化物の除去性能	R1701―1
ファインセラミックス―光触媒材料の空気浄化性能試験方法―第２部：アセトアルデヒドの除去性能	R1701―2
ファインセラミックス―光触媒材料の空気浄化性能試験方法―第３部：トルエンの除去性能	R1701―3
ファインセラミックス―光触媒材料の空気浄化性能試験方法―第４部：ホルムアルデヒドの除去性能	R1701―4
ファインセラミックス―光触媒材料の空気浄化性能試験方法―第５部：メチルメルカプタンの除去性能	R1701―5
ファインセラミックス―光照射下での光触媒抗かび加工製品の抗かび性試験方法	R1705
ファインセラミックス―半導体光触媒材料の溶存酸素消費量による光触媒活性測定方法	R1708
ファインセラミックス―光触媒材料の防藻性試験方法	R1712
炭素及び炭化けい素含有耐火物の化学分析方法	R2011
耐火れんがの形状及び寸法	R2101
耐火れんがのそりの測定方法	R2203
耐火物の熱伝導率の試験方法―第１部：熱線法（直交法）	R2251―1
耐火物の熱伝導率の試験方法―第２部：熱線法（平行法）	R2251―2
耐火物の熱伝導率の試験方法―第３部：熱流法	R2251―3
耐火物製品の耐摩耗性の評価試験方法―第１部：室温法	R2252―1
耐火物製品の耐摩耗性の評価試験方法―第２部：熱間法	R2252―2
粘土質耐火れんが	R2304
耐火物用アルミナセメントの物理試験方法	R2521
耐火断熱れんが	R2611
耐火断熱れんがの圧縮強さ試験方法	R2615
耐火断熱れんがの熱伝導率の試験方法	R2616
ガラスの粘性及び粘性定点―第１部：軟化点の測定方法	R3103―1
ガラスの粘性及び粘性定点―第２部：繊維引き伸ばし法による徐冷点及びひずみ点の測定方法	R3103―2
ガラスの粘性及び粘性定点―第３部：熱膨張法による転移温度測定方法	R3103―3
建築用ガラスの曲げ強度試験方法―第３部：４点曲げ試験	R3111―3
フロート板ガラス及び磨き板ガラス	R3202
型板ガラス	R3203
自動車用安全ガラス	R3211
鏡材	R3220
光学薄膜付きガラス	R3221
耐熱強化ガラス	R3223
真空ガラス	R3225
ガラスを基板とした薄膜の付着性試験方法	R3255
ガラステープ	R3415
化学分析用ガラス器具	R3503
化学分析用ガラス器具の共通テーパーすり接手	R3646
化学分析用ガラス器具の共通球面すり接手	R3651
ガラス製化学プラント用構成部品	R3802
研削といし用研削材の粒度―第１部：粗粒	R6001―1
研削といし用研削材の粒度―第２部：微粉	R6001―2
研磨布紙用研磨材の粒度	R6010
研磨布紙用研磨材の微粉の粒度試験方法	R6012
炭化けい素質研削材の化学分析方法	R6124
人造研削材のかさ密度試験方法	R6130
といし―寸法―第12部：ストレートグラインダにおけるばり取り用研削といし	R6211―12
といし―寸法―第17部：軸付といし	R6211―17
レジノイドオフセット研削といし	R6213
レジノイド切断といし	R6214
ゴム切断といし	R6215
ナット付ディスク形及びナット付リング形研削といし	R6216
軸付といし	R6217
セグメント研削といし	R6218
といし―寸法許容差及び振れ公差	R6244

研磨布	R 6251
研磨紙	R 6252
耐水研磨紙	R 6253
研磨ベルト	R 6256
円筒研磨スリーブ	R 6257
軸付研磨フラップホイール	R 6258
フランジ形研磨フラップホイール	R 6259
研磨フラップディスク	R 6261
人造黒鉛丸形電極のテーパねじの角度及び有効径測定方法	R 7202
黒鉛素材の物理特性測定方法	R 7222
黒鉛素材の化学分析方法	R 7223
工業用石灰	R 9001
石灰の試験方法	R 9011
アクセシブルデザイン―消費生活用製品の報知音	S 0013
包装―アクセシブルデザイン―第４部：取扱い及び操作性	S 0021―４
高齢者・障害者配慮設計指針―包装・容器―触覚識別表示	S 0022―３
高齢者・障害者配慮設計指針―包装・容器―使用性評価方法	S 0022―４
高齢者配慮設計指針―衣料品	S 0023
高齢者配慮設計指針―衣料品―ボタンの形状及び使用法	S 0023―２
高齢者・障害者配慮設計指針―包装・容器―危険の凸警告表示―要求事項	S 0025
高齢者・障害者配慮設計指針―公共トイレにおける便房内操作部の形状，色，配置及び器具の配置	S 0026
乳幼児に配慮した製品の共通試験方法―部品の外れ	S 0122
電子商取引における消費者保護の指針	S 0200
学校用家具―教室用机・椅子	S 1021
オフィス家具―机・テーブル	S 1031
家具―収納ユニット―強度及び耐久性試験方法	S 1200
プラスチック製食器類	S 2029
石油燃焼機器用しん	S 2038
プラスチック製洗い容器	S 2041
合成樹脂製食品用器具・容器包装の安全性確認に関する情報伝達項目	S 2061
ガス・石油機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法	S 2070
ガス用ゴム管バンド	S 2190
歯ブラシ	S 3016
石油小形給湯機	S 3024
石油給湯機付ふろがま	S 3027
家庭用浄水器	S 3241
使いすてかいろ	S 4100
ジュエリー用指輪のサイズ	S 4700
たばこライター―安全仕様	S 4801
多目的ライター―安全仕様	S 4802
たばこライター及び多目的ライター―操作力及び操作変位による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様	S 4803
マーキングペン	S 6037
電動鉛筆削り機及び手動鉛筆削り器	S 6049
アルペンスキー用のスキー・ビンディング・ブーツ（Ｓ―Ｂ―Ｂ）システムの組立，調整及び検査方法	S 7028
カセットテープレコード	S 8604
アクセシブルデザイン―標識，設備及び機器への点字の適用方法	T 0921
高齢者・障害者配慮設計指針―触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法	T 0922
病院用ベッド	T 9205
電動車椅子・バッテリ充電器の電磁両立性要件及び試験方法	T 9206
車椅子用可搬形スロープ	T 9207
家庭用段差解消機	T 9252
在宅用電動介護用ベッド	T 9254
電動立上り補助いす	T 9255
在宅用床ずれ防止用具―第１部：マットレスの種類	T 9256―１
在宅用床ずれ防止用具―第２部：静止形交換マットレス	T 9256―２
在宅用床ずれ防止用具―第３部：圧切替形マットレス	T 9256―３
福祉用具―入浴用いす	T 9260
福祉用具―歩行補助具―シルバーカー	T 9263
福祉用具―歩行補助具―エルボークラッチ	T 9266
福祉用具―据置形手すり	T 9281
車椅子試験用ダミーの仕様	T 9291
無人航空機システム設計管理基準	W 0711
７ビット及び８ビットの２バイト情報交換用符号化漢字集合	X 0208
情報交換用漢字符号―補助漢字	X 0212
７ビット及び８ビットの２バイト情報交換用符号化拡張漢字集合	X 0213
地域メッシュコード	X 0410
非逐次記録を用いる追記形及び書換形の情報交換用媒体のボリューム及びファイルの構造	X 0607
ＤＶＤ―再生専用ディスクのボリューム構造及びファイル構造	X 0610
データベース言語ＮＤＬ	X 3004
日本語電子出版検索データ構造	X 4081
80㎜（1.46ＧＢ／面）及び120㎜（4.70ＧＢ／面）ＤＶＤリレコーダブルディスク（ＤＶＤ―ＲＷ）	X 6248
120㎜（8.54Gbytes／面）及び80㎜（2.66Gbytes／面）２層ＤＶＤレコーダブルディスク（ＤＶＤ―Ｒ　for　ＤＬ）	X 6252
120㎜再生専用形光ディスク（ＣＤ―ＲＯＭ）	X 6281
情報交換用120㎜追記形光ディスク（ＣＤ―Ｒ）	X 6282
情報交換用120㎜リライタブル光ディスク（ＣＤ―ＲＷ）	X 6283
サービス規格の開発―消費者問題への対処方法指針	Y 0076
貸出福祉用具のメンテナンス工程の管理に関する一般要求事項	Y 2001
スマートコミュニティインフラストラクチャ―電力インフラ―火力発電インフラの質の定量評価並びに運用及び管理に関する成熟度評価	Y 5101
サービスエクセレンス―原則及びモデル	Y 23592
サービスエクセレンス―卓越した顧客体験を実現するためのエクセレントサービスの設計	Y 24082
情報技術―ＩＴを使用したビジネスプロセスアウトソーシング（ＩＴＥＳ―ＢＰＯ）ライフサイクルプロセス―第２部：プロセスアセスメントモデル（ＰＡＭ）	Y 30105―２
スマートコミュニティインフラストラクチャ―電力インフラ―火力発電インフラの質の評価方法並びに運用及び管理のための要求事項	Y 37160

防せい防食用語	Ｚ0103
包装―用語	Ｚ0108
防湿包装材料の透湿度試験方法（カップ法）	Ｚ0208
粘着テープ・粘着シート試験方法	Ｚ0237
鉄鋼の化学的清浄方法	Ｚ0305
銅及び銅合金用気化性腐食抑制剤	Ｚ0320
銅及び銅合金用気化性腐食抑制紙	Ｚ0321
容器包装リサイクル材を用いたプラスチック製平パレット	Ｚ0609
ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―貨物コンテナ	Ｚ0663
青果物輸送のための包装貨物のパレットへの積載方法の指針―みかん輸出	Ｚ1185
食品缶詰用金属缶の仕様	Ｚ1571
鋼製オープンヘッドドラム	Ｚ1600
鋼製タイトヘッドドラム	Ｚ1601
鋼製ドラム用口金	Ｚ1604
ポリエチレンかん	Ｚ1706
塗装形可はく性プラスチック	Ｚ1708
包装―液体用高機能容器	Ｚ1717
ペトロラタム系防食テープ	Ｚ1902
ペトロラタム系防食ペースト類	Ｚ1903
薄い材料の防炎性試験方法（45°メッケルバーナ法）	Ｚ2150
十字形試験片を用いる金属板材の二軸引張試験方法	Ｚ2257
渦流探傷装置の総合性能の測定方法	Ｚ2315
非破壊試験―磁粉探傷試験―第１部：一般通則	Ｚ2320―１
非破壊試験―磁粉探傷試験―第２部：検出媒体	Ｚ2320―２
非破壊試験―磁粉探傷試験―第３部：装置	Ｚ2320―３
非破壊試験―浸透探傷試験及び磁粉探傷試験―観察条件	Ｚ2323
非破壊試験―漏れ試験方法の種類及びその選択	Ｚ2330
圧力容器の耐圧試験などにおけるアコースティック・エミッション試験方法	Ｚ2342
非破壊試験―浸透探傷試験―第１部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類	Ｚ2343―１
非破壊試験―浸透探傷試験―第２部：浸透探傷剤の試験	Ｚ2343―２
非破壊試験―浸透探傷試験―第３部：対比試験片	Ｚ2343―３
非破壊試験―浸透探傷試験―第５部：50℃を超える温度での浸透探傷試験	Ｚ2343―５
非破壊試験―浸透探傷試験―第６部：10℃より低い温度での浸透探傷試験	Ｚ2343―６
超音波探触子の性能測定方法	Ｚ2350
超音波探傷器の電気的性能測定方法	Ｚ2351
固体の超音波減衰係数の測定方法	Ｚ2354
黒鉛素材の超音波自動探傷検査方法	Ｚ2356
ひずみゲージ試験通則	Ｚ2359
大気暴露試験方法通則	Ｚ2381
金属粉末射出成形材料―仕様	Ｚ2551
鋼溶接部の拡散性水素量測定方法	Ｚ3118
炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶着金属の品質区分	Ｚ3183
耐候性鋼用被覆アーク溶接棒	Ｚ3214
ステンレス鋼被覆アーク溶接棒	Ｚ3221
アルミニウム合金ろう及びブレージングシート	Ｚ3263
アルミニウム用はんだ	Ｚ3281
耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ	Ｚ3315
耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ	Ｚ3320
ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ及び溶加棒	Ｚ3323
炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ	Ｚ3351
サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス	Ｚ3352
摩擦かくはん点接合―アルミニウム―第１部：用語及び接合方法	Ｚ3609―１
摩擦かくはん点接合―アルミニウム―第２部：品質要求事項，接合施工要領及び接合要員	Ｚ3609―２
溶接後熱処理方法	Ｚ3700
溶接部の放射線透過試験の技術検定における試験方法及び判定基準	Ｚ3861
ガイガー・ミュラー計数管	Ｚ4202
据置形β線用物品表面汚染モニタ	Ｚ4337
放射性汚染検査用ランドリモニタ	Ｚ4340
中性子用線量当量（率）サーベイメータ	Ｚ4341
ゲルマニウムγ線検出器の試験方法	Ｚ4520
放射性物質取扱作業用グローブボックス	Ｚ4808
放射性物質による汚染に対する防護服	Ｚ4809
放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ	Ｚ4812
放射線遮へい用鉛ブロック	Ｚ4817
グローブボックス気密試験方法	Ｚ4820
マイクログラフィックス用語	Ｚ6000
Ａ６判マイクロフィッシュ	Ｚ6001
マイクロ写真用解像力試験図票とその用法	Ｚ6008
銀―ゼラチンマイクロフィルムの処理及び保存方法	Ｚ6009
文書管理アプリケーション―電子データのアーカイビング―コンピュータアウトプットマイクロフォーム（ＣＯＭ）／コンピュータアウトプットレーザディスク（ＣＯＬＤ）による長期保存方法	Ｚ6018
廃棄物固形化燃料―第５部：金属含有量試験方法	Ｚ7302―５
廃棄物固形化燃料―第７部：硫黄分試験方法	Ｚ7302―７
廃棄物固形化燃料―第８部：元素分析試験方法	Ｚ7302―８
廃棄物固形化燃料―第９部：かさ密度試験方法	Ｚ7302―９
廃棄物固形化燃料―第10部：粉化度試験方法	Ｚ7302―10
量及び単位―第２部：数学記号	Ｚ8000―２
量及び単位―第３部：空間及び時間	Ｚ8000―３
量及び単位―第４部：力学	Ｚ8000―４
量及び単位―第５部：熱力学	Ｚ8000―５
量及び単位―第７部：光及び放射	Ｚ8000―７
量及び単位―第８部：音響学	Ｚ8000―８
量及び単位―第９部：物理化学及び分子物理学	Ｚ8000―９
量及び単位―第10部：原子物理学及び核物理学	Ｚ8000―10
量及び単位―第11部：特性数	Ｚ8000―11
量及び単位―第12部：凝縮体物理	Ｚ8000―12
標準化及び関連活動―一般的な用語	Ｚ8002
安全側面―規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針	Ｚ8050
規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針	Ｚ8071
色に関する用語	Ｚ8105
音響用語（録音・再生）	Ｚ8108

遠赤外線用語	Ｚ8117
印刷用語―取引関連	Ｚ8124
真空技術―用語―第１部：一般用語	Ｚ8126―１
生産管理用語	Ｚ8141
印刷校正記号	Ｚ8208
化学プラント用配管図記号	Ｚ8209
人間工学―設計のための基本人体測定項目	Ｚ8500
人間工学―コントロールセンターの設計―第１部：コントロールセンターの設計原則	Ｚ8503―１
人間工学―コントロールセンターの設計―第６部：コントロールセンターの環境	Ｚ8503―６
人間工学―視覚表示装置を用いるオフィス作業―通則	Ｚ8511
人間工学―視覚表示装置を用いるオフィス作業―ワークステーションのレイアウト及び姿勢の要求事項	Ｚ8515
人間工学―視覚表示装置を用いるオフィス作業―作業環境に関する指針	Ｚ8516
人間工学―視覚表示装置を用いるオフィス作業―非キーボードの入力装置の要求事項	Ｚ8519
人間工学―人とシステムとのインタラクション―インタラクションの原則	Ｚ8520
人間工学―視覚表示装置を用いるオフィス作業―ユーザー向け案内	Ｚ8523
人間工学―視覚表示装置を用いるオフィス作業―書式記入対話	Ｚ8527
人間工学―マルチメディアを用いるユーザインタフェースのソフトウェア―第１部：設計原則及び枠組み	Ｚ8531―１
人間工学―マルチメディアを用いるユーザインタフェースのソフトウェア―第２部：マルチメディアナビゲーション及び制御	Ｚ8531―２
人間工学―マルチメディアを用いるユーザインタフェースのソフトウェア―第３部：メディアの選択及び組合せ	Ｚ8531―３
人間中心の組織―理念及び一般原則	Ｚ8541
人間中心の組織―人間工学プロセスマネジメントのためのガイダンス	Ｚ8542
表面色の比較に用いる常用光源蛍光ランプＤ65―形式及び性能	Ｚ8716
条件等色指数―照明光条件等色度の評価方法	Ｚ8719
振動レベル測定方法	Ｚ8735
音響―音響インテンシティ法による騒音源の音響パワーレベルの測定方法―第３部：スキャニングによる精密測定	Ｚ8736―３
鏡面光沢度―測定方法	Ｚ8741
円形管路の絞り機構による流量測定方法―第１部：一般原理及び要求事項	Ｚ8762―１
円形管路の絞り機構による流量測定方法―第２部：オリフィス板	Ｚ8762―２
円形管路の絞り機構による流量測定方法―第３部：ノズル及びノズル形ベンチュリ管	Ｚ8762―３
円形管路の絞り機構による流量測定方法―第４部：円すい形ベンチュリ管	Ｚ8762―４
測色―第１部：ＣＩＥ測色標準観測者の等色関数	Ｚ8781―１
測色―第２部：ＣＩＥ測色用標準イルミナント	Ｚ8781―２
測色―第３部：ＣＩＥ三刺激値	Ｚ8781―３
測色―第６部：ＣＩＥＤＥ2000色差式	Ｚ8781―６
試験用ふるい―第２部：金属製板ふるい	Ｚ8801―２
pH測定方法	Ｚ8802
液体の粘度測定方法	Ｚ8803
pH測定用ガラス電極	Ｚ8805
粘度計校正用標準液	Ｚ8809
ロウボリウム　エアサンプラ	Ｚ8814
可燃性粉じんの爆発圧力及び圧力上昇速度の測定方法	Ｚ8817
可燃性粉じんの爆発下限濃度測定方法	Ｚ8818
粒子径解析―レーザ回折・散乱法	Ｚ8825
カーボンナノチューブ複合樹脂塗膜	Ｚ8921
計数値検査に対する抜取検査手順―第１部：ロットごとの検査に対するＡＱＬ指標型抜取検査方式	Ｚ9015―１
再帰性反射材	Ｚ9117
有効エネルギー評価方法通則	Ｚ9204
社会的責任に関する手引	Ｚ26000

囲　碁　欄

令和８年度弁理士試験に係る委員等

令和８年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和８年10月20日　　工業所有権審議会会長　時田　隆仁

役　職	氏　名	担　当　科　目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	
本委員	三尾美枝子	工業所有権に関する条約
本委員	和田　雄二	特許・実用新案
臨時委員	阿部　　亨	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	伊藤　清隆	特許・実用新案
臨時委員	今村　哲也	著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	梅野　宜崇	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	大江　修子	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	杉本　有香	商標
臨時委員	砂田　祐輔	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	副田　圭介	意匠
臨時委員	高岸　　亘	意匠
臨時委員	高橋真紀子	特許・実用新案
臨時委員	髙見　　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	商標
臨時委員	羽賀由利子	
臨時委員	山口　裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	渡部　　彩	意匠
試験委員	青木　大也	著作権法・不正競争防止法
試験委員	安立　卓司	意匠
試験委員	阿部　光知	理工Ⅳ（生物）
試験委員	石井　茂樹	商標
試験委員	石井　隆明	意匠

試験委員	井上　義隆	特許・実用新案
試験委員	岩谷　禎枝	商標
試験委員	内田　　剛	意匠
試験委員	打出　義尚	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	江川　隆輔	理工Ⅴ（情報）
試験委員	榎本　忠夫	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大内　秀治	意匠
試験委員	大熊　靖夫	特許・実用新案
試験委員	大谷　仁郎	特許・実用新案
試験委員	大月　　穣	理工Ⅲ（化学）
試験委員	大友　良浩	特許・実用新案
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	大宮　正毅	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	小川　邦康	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	梶原　優介	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	亀崎　伸宏	意匠
試験委員	神田　真司	理工Ⅳ（生物）
試験委員	岸　　雄介	理工Ⅳ（生物）
試験委員	北形　　元	理工Ⅴ（情報）
試験委員	木村　智加	意匠
試験委員	栗河　　剛	特許・実用新案
試験委員	黒山　和幸	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	小島　　駿	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	小宮　敦樹	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	道祖土新吾	特許・実用新案／工業所有権に関する条約
試験委員	齋藤美紀雄	商標
試験委員	酒井　啓司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	相良由里子	意匠
試験委員	佐藤　省吾	商標
試験委員	猿山　純平	商標
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	杉原　加織	理工Ⅲ（化学）
試験委員	瀬沼宗一郎	特許・実用新案
試験委員	善塔　章夫	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	滝沢　進也	理工Ⅲ（化学）
試験委員	田口　健児	意匠
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	武田　敦志	理工Ⅴ（情報）
試験委員	竹村壮太郎	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	柘植　聡人	特許・実用新案
試験委員	辻野　彩子	商標
試験委員	徳本　有紀	理工Ⅲ（化学）
試験委員	栃木　栄太	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	鳴海　大翔	理工Ⅲ（化学）
試験委員	新留　　豊	
試験委員	萩原　　敦	特許・実用新案
試験委員	原口　美和	特許・実用新案
試験委員	筆宝　幹夫	特許・実用新案
試験委員	百武　幸子	商標
試験委員	藤田　晶子	商標
試験委員	藤脇　昌也	特許・実用新案
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	前田　健一	商標
試験委員	松田　直也	
試験委員	松田　光代	商標
試験委員	松久　直司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	真鍋　伸行	商標
試験委員	守　　裕也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	水野　忠快	理工Ⅳ（生物）
試験委員	南　　豪	理工Ⅲ（化学）
試験委員	宮澤　　浩	特許・実用新案／著作権法・不正競争防止法
試験委員	宮嶋　　学	特許・実用新案
試験委員	森　　寿夫	商標
試験委員	森竹　勇斗	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	森廣　亮太	意匠
試験委員	村守　宏文	特許・実用新案
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	山本　　憲	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	吉田　信彦	意匠
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５９６号
札幌市厚別区厚別南１丁目11番10―201号
債務者　髙橋　敏文
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９７号
札幌市厚別区厚別南１丁目11番10―201号
債務者　髙橋　美晴
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６７３号
札幌市豊平区豊平７条８丁目１番23号　キャンパスビル207号
債務者　岩本　健一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２６号
札幌市西区発寒８条５丁目２番２―308号
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５５号
札幌市南区澄川１条４丁目６番24号　プライムハウス澄川壱番館201号
債務者　松田ゆきの
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８３号
札幌市東区北25条東12丁目１番30号　スターハイツ101号
債務者　竹石　夕子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８４号
札幌市東区北25条東12丁目１番30号　スターハイツ101号
債務者　竹石　若菜
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９０号
札幌市北区北31条西７丁目５番２号
債務者　宮村　宗純
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４７号
札幌市白石区川下３条５丁目２番７―502号
債務者　船越　清美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５２号
札幌市手稲区前田３条８丁目１番16号
債務者　木村　楓花
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６０号
札幌市中央区南２条西12丁目323番地８　ロイヤルハイアット1001号
債務者　藤島　勇治
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１５号
札幌市清田区平岡４条７丁目１番10号　カメリアハイツＡ―103号
債務者　中山　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１６号
札幌市清田区平岡４条７丁目１番10号　カメリアハイツＡ―103号
債務者　中山ひづる
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１１号
釧路市松浦町16番３号
債務者　本間　　尚
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１５号
釧路市愛国東２丁目４番15号　岡本マンション　１号室、前住所釧路市愛国東１丁目19番12号
債務者　谷川　永恵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１７号
岩手県上閉伊郡大槌町上町10番17号　上町第２町営住宅Ｃ－２、前住所岩手県釜石市野田町５丁目14番８号
債務者　佐々木夏美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３９号
盛岡市東中野町21番５号　ともくらの風・東中野101号
債務者　多田きよ子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３１４号
群馬県伊勢崎市長沼町2801番地３
債務者　五十嵐正英
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４９０号
埼玉県蕨市塚越６丁目30番４号　メゾン・パーク・アベニュー201号
債務者　郡司　麗菜
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８９号
さいたま市南区太田窪４丁目15番４号　303
債務者　羽鳥　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９０号
さいたま市南区太田窪４丁目15番４号　303
債務者　羽鳥　美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２１号
埼玉県朝霞市泉水３丁目１番45号　パストラル朝霞台203
債務者　本橋　信一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６３２号
さいたま市岩槻区西町５丁目３番24号　関アパート２Ｆ
債務者　平野　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５６号
埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目263番地
Ａｓｔｉ参番館101
債務者　今井　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６６８号
埼玉県戸田市美女木６丁目６番地の９　ベルベット201号室
債務者　柳田　　圭
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７０号
埼玉県北本市石戸７丁目105番地　メゾンブーケＡ一102、旧住所埼玉県北本市本町３丁目88番地５　コーエーコーポ201
債務者　矢部　　輝
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９４号
埼玉県上尾市大字原市3788番地１　（株）丸英内
債務者　奥田　　一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２４号
さいたま市見沼区大字大谷1780番地　４一402
債務者　小柳出航平
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目４番地７　エクセレントハイム202、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南２丁目２番地４　ニューハウスエクセルＮｏ．１・210
債務者　長澤　君子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６３３号
埼玉県越谷市東大沢４丁目２番地17　シティハイツ越谷102
債務者　沼宮内滉介
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６４７号
埼玉県越谷市蒲生茜町18番地５　シャンポール茜303
債務者　濱本江美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６２８号
埼玉県比企郡川島町大字伊草104番地１　アクト蔵屋敷105号室
債務者　佐久間智恵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７０７号
埼玉県所沢市東所沢２丁目60番地の４　レクセルガーデン東所沢506
債務者　柳川　順子（旧姓永島）
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７０９号
埼玉県所沢市緑町４丁目35番４－101号　サンフォレスト
債務者　鍵谷　明美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９３号
埼玉県深谷市原郷949番地４
債務者　加藤貴久子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３３９号
埼玉県行田市押上町17番地　Ａ号棟301号
債務者　宮野ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３５３号
埼玉県行田市壱里山町11番地24
債務者　柳澤真知子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第６３３号
川崎市高津区東野川２丁目５番32－101号　アルティス野川
債務者　井上　敦子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７３号
川崎市高津区瀬田４番３号　リバーサイド瀬田　201
債務者　菊地美喜男
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田29番地１　メゾン鈴木１Ｂ号
債務者　梅村　直人
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４３号
兵庫県丹波篠山市今田町釜屋35番地　篠山すみれ園、前住所兵庫県丹波篠山市杉59番地２　シティハイムエイト１Ｆ３号
債務者　生田　新造
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第７０号
兵庫県西脇市黒田庄町石原1461番地の95
債務者　大隅冨美子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第５４号
福岡県大牟田市亀甲町64番地
債務者　小山　　翔
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第６９４号
北九州市門司区上二十町９番10－204号
債務者　内野　　亮
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２０号
北九州市小倉北区金鶏町２番１－703号
債務者　藤原　茂子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７９７号
北九州市小倉南区北方２丁目１番７－504号
債務者　飯田　瀬織
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７５号
北海道帯広市西17条南４丁目10番16号　コーポラス魁Ａ405号室
債務者　棟方はちえ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第６１号
秋田県横手市朝倉町11番５号
債務者　石沢　　稔
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６２号
秋田県横手市十文字町字西上77番地２、前住所秋田県横手市平鹿町醍醐字荒処141番地
債務者　佐藤　忠文
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第５９号
山形県鶴岡市湯野浜一丁目９番28―905号
シーサイドマンション鶴屋
債務者　堀　　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第２２４４号
神奈川県茅ヶ崎市本村１丁目２番29号　亜パレス202
債務者　浅野　　幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２２号
神奈川県茅ヶ崎市平和町５番11号　モデナビル302
債務者　生江　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７号
新潟県妙高市諏訪町２丁目７番９号、前住所新潟市東区臨港１丁目４番６号　パサージュⅡ　101号
債務者　青木　倫一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第６４号
新潟県上越市国府１丁目７番８号
債務者　岩片　一芳
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３４１号
静岡県伊東市八幡野1264番地の14
債務者　石井　　修
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２５５号
香川県高松市上天神町249番地３　シャンス・ヴィラージュⅡ　103号
債務者　佐々木沙也加
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５６号
香川県高松市上天神町249番地３　シャンス・ヴィラージュⅡ　103号
債務者　佐々木博崇
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８４号
香川県高松市香南町西庄65番地８
債務者　山本　正信
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８８号
香川県高松市寺井町1328番地　県営住宅一宮団地６棟206号室、住民票上の住所香川県高松市飯田町697番地16
債務者　宮武　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３６５号
代替住所Ａ（旧住所　鹿児島県枕崎市大塚南町108番地）
債務者　野田英美理
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４０１号
鹿児島市武２丁目44番43号　ラ・メゾン鹿児島中央108号、前住所鹿児島市和田１丁目48番８号エバンジェル102号
債務者　佐々木公平
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１８号
鹿児島市皷川町５番41―1012号
債務者　山下　文博
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２４号
鹿児島市吉野町8911番地25　グループホームリゾン、前住所鹿児島市大明丘３丁目51番５号
債務者　濵田　治央
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５１号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久慈62番地２
債務者　昌谷　優香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第４９３号
愛知県岡崎市六名本町10番地３　ラフィーネ六名　301、従前の住所愛知県岡崎市上六名４丁目５番地９　パークサイド三島　Ｂ―311
債務者　高橋　澄恵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９６号
愛知県豊田市小坂本町５丁目８番地２　藤ビル801号
債務者　壁村喜一郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９８号
愛知県豊田市前林町東池５番地１、従前の住所愛知県岡崎市舳越町字十王30番地　グランドール十王205
債務者　米井　智紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３７０号
大阪市生野区鶴橋２丁目７番６号
債務者　鈴木　拓馬
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０１号
兵庫県明石市藤が丘１丁目６番21号
債務者　山田　悠子（旧姓岡・柏原）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６５１号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市都島区内代町１丁目４番４号　サンライフ内代　705号
債務者　中村　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２７号
大阪市西成区千本北２丁目３番18号
債務者　和田　瑞希
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６２号
大阪市平野区平野市町３丁目４番18号
債務者　早川　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９０号
大阪府八尾市志紀町２丁目75番地の１　スクエアメゾン志紀405号、前住所大阪府八尾市八尾木東３丁目69番地
債務者　山田　佳美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８９３号
大阪府吹田市岸部中１丁目26番１―508号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０４号
大阪市平野区加美西１丁目１番33―301号、前住所大阪府河内長野市木戸２丁目18番５―102号
債務者　福永　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１０号
大阪府守口市藤田町５丁目４番23―208号
債務者　大浦美恵野
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２３号
大阪市生野区巽西４丁目１番６号　レオパレスクレスト　203号
債務者　小杉　佳澄
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７４号
大阪市東住吉区矢田４丁目15番５―508号、前住所大阪市浪速区桜川２丁目３番19―1007号
債務者　居川　真琴
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４２号
大阪府枚方市南中振２丁目53番12―302号
債務者　赤崎美智代
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３３号
大阪市住吉区庭井１丁目11番13号　ゾル・メゾン　301号
債務者　松本　直子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４６号
大阪市住吉区長居東３丁目８番31号　リライズ長居　502号
債務者　坂本　崇子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４７号
大阪市生野区中川２丁目２番23号、前住所大阪市生野区中川西１丁目15番３号
債務者　川﨑　好美
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８０号
大阪府枚方市高田２丁目24番28号
債務者　佐々木真吾
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９号
長崎県平戸市大久保町1820番地５
債務者　神田　昌澄
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和８年（フ）第１５４５号
東京都東村山市美住町１丁目５番地美住町１丁目アパート４―103
債務者　西山しのぶ
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２５号
岩手県釜石市甲子町第16地割83番地３
債務者　井浦　愛奈
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第９１３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目28番16号　かつえ荘７
債務者　岩渕　忠久
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９８１号
仙台市太白区秋保町長袋字大原164番地の２、従前の住所東京都大田区仲六郷４丁目28番２号　井戸屋第六ビル501
債務者　渡邉　　亮
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０１８号
仙台市太白区西多賀５丁目13番32号　コーポ平塚203、従前の住所宮城県柴田郡柴田町大字船岡字若葉町15番地７　アメニティさくら201号
債務者　佐久間美香
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１０２号
仙台市青葉区中山４丁目１番23号　メイ・ハイム101
債務者　野村　英二
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４３号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番８―706号
債務者　三井　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３３号
福島県南相馬市鹿島区小池字原畑315番地の４
債務者　多田みちえ
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第２４４号
茨城県つくば市高見原２丁目11番地50　アンシャンテⅠ　204号、前住所茨城県つくば市高見原４丁目６番地13　壱番館101号
債務者　市毛　裕子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６５号
茨城県つくば市要351番地６　ＹＵＫＩＨＯＵＳＥ103号、前住所茨城県つくば市稲荷前８番地３　パークコートつくば401号
債務者　藤井　亮太（旧姓小山）
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２１０号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2721番地８黒姫団地２―305
債務者　宮内　秀明
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９０号
（住民票上の住所）静岡県袋井市堀越三丁目12番地の４　Ｖｉｏｌａ　Ａ202号室
債務者　中山亜里砂
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４３４１号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―404号
債務者　吉田　由香
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５２３号
大阪府東大阪市吉松２丁目５番19号　バッハレジデンス長瀬　203、前住所大阪府八尾市二俣２丁目304番地　メゾン・ビアンカ205号
債務者　大賀映璃名
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７３号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目３番11―202号
債務者　田山　清盛
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０６号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅17―504号
債務者　荒木　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３２号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番３―1404号
債務者　吉田　　彩（旧姓姜）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５０号
大阪市都島区都島本通２丁目16番11号　ラグジュリア都島Ⅰ　301号
債務者　吉川　未規
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５４号
大阪府寝屋川市高柳栄町８番２号（208号）メゾンコーハツ
債務者　白子　　健
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２９号
大阪府八尾市萱振町２丁目127番地の２　クレール萱振Ｃ―101号
債務者　中原　由美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６４号
大阪市東淀川区東中島６丁目５番12―503号
債務者　原嶋　孝幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１２号
大阪府東大阪市昭和町10番13号　ハイツ双葉101
債務者　斧原　　勇
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８３号
大阪府門真市大池町14番32号　コーポ田中307号
債務者　政井　雅信
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０００号
大阪市住之江区南港中５丁目５番35―801号
債務者　藤田　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０１３号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番10―206号
債務者　野口　宏一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３０号
大阪市淀川区三津屋中２丁目５番14号
債務者　宮下　守雄
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７６号
大阪市東住吉区矢田２丁目７番17号
債務者　河林希代子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１９号
大阪市西成区玉出西２丁目８番22号　ミカドマンション303号
債務者　毛馬　一秀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７７号
大阪市平野区流町３丁目20番４―407号、前住所大阪市西区立売堀５丁目６番22―801号
債務者　井村たか子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５８号
大阪市東淀川区相川２丁目23番17―306号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３―24
債務者　藤井　博也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６３１号
神戸市長田区二葉町８丁目６番８号、住民票上の住所神戸市須磨区関守町１丁目１番３号スママリンコースト203
債務者　中嶋　雅弥
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３４号
島根県浜田市周布町ロ414番地　（２―103）
債務者　矢吹　真実
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第５４１号
岡山市中区今在家129番地６
債務者　光岡　賢一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９７号
岡山市中区湊292番地１　シャーメゾン湊五番館202
債務者　森岡　旨功（旧姓大野）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０４号
岡山市南区豊成一丁目20番８号
債務者　小林　伸幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０号
福岡県飯塚市伊川444番地６　コーポラス和301号
債務者　松本　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第９６号
福岡県飯塚市横田561番地６
債務者　吉田　直美（旧姓堺屋）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４７３号
大分市大字小池原880番地の27
債務者　八坂　愛深
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８１号
大分市西新地１丁目１番38号　リベラル大洲601
債務者　山口　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８７号
大分市金池町５丁目２番30号　ステーションサイド金池104
債務者　古川すず子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０６号
大分県別府市内竈12―１　グランシード湯の森403号、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見2748番地の22
債務者　加藤　義久
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９９号
鹿児島市田上５丁目57番１号　ヒルサイドテラス白金台101号
債務者　今中　　修
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第６４号
北海道小樽市新光１丁目７番７号　木下病院内、住民票上の住所北海道小樽市オタモイ１丁目25番26号
債務者　堀川　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６７号
北海道小樽市桜５丁目１番414号　桜団地４号棟
債務者　石川亜貴子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６８号
北海道小樽市桜５丁目１番414号　桜団地４号棟
債務者　石川喜美子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市北光町４丁目９番９号　ハイツニシムラＣ―21、前住所北海道苫小牧市北光町４丁目５番５号　メゾン・ピープル２206号
債務者　藤丸　優子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住３―104号
債務者　板澤　　繁
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第５９号
青森県三沢市深谷２丁目94―307　雄ハイツＢ（住民票上の住所　青森県三沢市大津３丁目144番地43号）
債務者　久保田　昌具
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第７９号
宮城県白石市大鷹沢三沢字南中山105番地１、前住所仙台市青葉区川平３丁目８番23号　クラッシーナ仙台204
債務者　一條　清和
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１４５号
富山県高岡市井口本江12番地１　クオーレＢ棟102号
債務者　平野　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第８号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3441番地３
債務者　安部　和江
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第２５４号
三重県三重郡菰野町大字榊890番地68、前住所愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目11番地の１　藤和シティホームズ鴨付307号
債務者　服部　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
滋賀県彦根市古沢町870番地36
債務者　横川　友美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５１号
滋賀県彦根市東沼波町1064番地１（302号）
債務者　田口　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５２号
滋賀県彦根市東沼波町1064番地１（302号）
債務者　宮城　壮司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５９号
鳥取県米子市米原３丁目２番５号　105号
債務者　新田　智子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１６１号
鳥取県米子市新開１丁目５番15号
債務者　立川富士夫
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１６６号
鳥取県米子市旗ヶ崎１丁目２番32号
債務者　清山　高之
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７４号
島根県出雲市今市町2008番地34　一の谷県営住宅３―312
債務者　本多　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第１２３号
広島県呉市広両谷３丁目４番29号
債務者　山口　千春
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２４２号
広島県福山市幕山台八丁目３番６号
債務者　渡邉　博司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０２号
山口県下関市富任町４丁目３番７―301号　ベルフィット富任、前住所山口県下関市彦島西山町２丁目４番32―２号
債務者　岡田　健一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
山口県下関市秋根新町７番８－203号　新下関団地、前住所山口県下関市長府満珠町42番23号
債務者　山本　晃夫
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２８３号
徳島県徳島市上助任町蛭子133番地の１　セントラルハイムソフィア101号、旧住所徳島県徳島市北矢三町四丁目９番10－７－102号　富永ハイツ
債務者　木塚　妙真
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９６号
徳島県徳島市庄町４丁目32番地の11
債務者　三浦　　博
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１号
愛媛県松山市上高野町125番地１　Ｃ号
債務者　松下　浩美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
愛媛県今治市玉川町鈍川戊102番地、前住所愛媛県今治市新谷甲1054番地１
債務者　越智ユカリ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４７６号
熊本市中央区春竹町大字春竹496番地(404号)　チュリス南熊本
債務者　馬原　雄一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１２号
熊本市中央区帯山５丁目34番４号　ロマージュ帯山207号室
債務者　服部夏菜子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８８号
大分市大字城原2326番地　フレミールⅠ201
債務者　元永　剛史
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９２号
宮崎市清武町加納甲2023番地11
債務者　榊　義和
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１８号
宮崎県西都市大字三宅3955番地　須先コーポ107号室
債務者　宮田　政利
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６１号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2557番地１　ファーストヒルズＣ　102
債務者　黒田　智仁
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６３号
宮崎県日向市財光寺1228番地　さつき寮、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門1567番地
債務者　中村　　伝
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４５９号
鹿児島市紫原４丁目14番１号　パープルハイム301号
債務者　平山　廣乃
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２０４号
沖縄県沖縄市松本３丁目６番14号
債務者　上原　　佶
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９１号
沖縄県宜野湾市大謝名４丁目24番12号　すみれ荘
債務者　石川　　清
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５８号
福島県郡山市若葉町16番11号　若葉ビル201号
債務者　遠藤　京子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７９８号
京都府相楽郡精華町光台４丁目４－５　サニーコートＡ　201、前住所埼玉県越谷市大沢１丁目８番９－１号　エルダーフラワー北越谷105
債務者　大久保一樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２３号
京都市中京区東洞院通竹屋町上る三本木町451番地　アビタ御所南　105
債務者　長谷川正登
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１５１号
京都市山科区西野山百々町136番地４
債務者　安田　義紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１８８号
京都市上京区仁和寺街道千本西入五番町187番地　ハイツ五番館　102、前住所大分県豊後高田市水崎1016番地１
債務者　勝山　史夫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
福岡県行橋市南大橋５丁目９番11号
債務者　長原　千秋
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第９６号
佐賀県伊万里市新天町715番地１　ビレッジハウス伊万里１号棟507号室
債務者　幸松あすか
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１１４号
佐賀県西松浦郡有田町代々木甲1908番地33
債務者　中山　崇三
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１１５号
佐賀県西松浦郡有田町代々木甲1908番地33
債務者　中山　美加
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１４３７号
東京都日野市旭が丘２丁目33番地の12共立リライアンス豊田Ｂ―210
債務者　上田　大作
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６５４号
東京都小平市中島町19番７号ドミパルフェット103号
債務者　寺田　恒夫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４１号
東京都東村山市野口町２丁目14番地１野口町２丁目アパート３―101
債務者　和田　吉郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４２号
東京都東村山市野口町２丁目14番地１野口町２丁目アパート３―101
債務者　和田眞紀子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４７号
東京都小平市学園東町２丁目６番37―２号メゾン・ド・フジ102号
債務者　阿部　桜子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０号
栃木県足利市松田町2002番地５
債務者　青木　健一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２６４号
長崎県長崎市滑石１丁目10番43号　岡村ハイツ101号
債務者　松山由香里
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５７号
鹿児島県枕崎市平田町76番地　宮脇荘102号
債務者　濵田　智聡
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第５８号
鹿児島県指宿市東方731番地８
債務者　上村　良子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２５１号
青森市港町１丁目３番２号
債務者　太田　勇人
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６７号
青森市大字浅虫字内野27番地２　コミュニティライフきらら浅虫
債務者　野村　幸美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５９号
神奈川県厚木市戸室１丁目27番20―604号
債務者　長谷川正明（旧姓星野）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５６９号
神奈川県平塚市東真土２丁目19番30号　メゾン湘南201号
債務者　伊藤　雅樹
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６５号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番11―401号
債務者　伊崎　博美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５４５号
熊本市東区上南部３丁目31番３―303号　北上団地
債務者　福岡　範泰
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉822番地５　ファミール202
債務者　永田　智康
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第３２号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉822番地５　ファミール202
債務者　永田　道子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１０６号
愛知県一宮市富塚字西長筬42番地
破産者　株式会社木村商会
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第２３１４号
東京都渋谷区代々木１丁目30番15号109
破産者　株式会社メディリソース
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第２３１８号
東京都渋谷区渋谷三丁目１番９号　ＹＡＺＡＷＡビルＵＣＦ３階
破産者　ＶＪ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７０９６号
東京都港区白金台４丁目５－９―503、住民票上の住所東京都足立区西伊興４丁目11－９
破産者　東海林椋太
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７３５号
東京都中野区東中野４丁目11―６―103
破産者　伊藤　大透
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２９号
東京都台東区清川２丁目18―５　ふるさと清川荘
破産者　齋藤　宗太郎
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９９号
東京都杉並区松ノ木３丁目31―15―303
破産者　白井貴士・白井貴大こと　白井　貴紀
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５２７号
東京都中野区中野５丁目37―10―302
破産者　太田　恭平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８８３号
宮城県仙台市青葉区大手町２番10―609号
破産者　株式会社ＥｍｐｔｙＢｏｘ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４２５号
神奈川県川崎市高津区溝口３丁目11番６号
破産者　株式会社アイノート
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４２６号
東京都杉並区高井戸東４丁目６－５－102
破産者　中村　憲幸
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７６７号
東京都世田谷区太子堂３丁目33－１－111、開始決定時の住所東京都世田谷区太子堂２丁目11－６－202
破産者　シーオーピーこと　及川　紀浩
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９１９号
東京都世田谷区鎌田３丁目33－２－204
破産者　新田　翔平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３８９号
東京都世田谷区東玉川１丁目10－１
破産者　富本憲彦こと　盧　　憲彦
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０１号
東京都荒川区町屋６丁目26－２
破産者　森　　将三
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６４５号
東京都墨田区江東橋４丁目６－14－703
破産者　小林　　剛
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７３２号
東京都大田区鵜の木２丁目26－20、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市戸塚区名瀬町333番地39
破産者　ＧＸｓｐｏｒｔ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７３３号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690－18－303、開始決定時の住所神奈川県横浜市戸塚区名瀬町333－39
破産者　後藤　美行
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２１８号
東京都武蔵村山市残堀５丁目45－５
破産者　蔀　　拳太
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２９２号
東京都大田区鵜の木２丁目26番20号
破産者　トップチェッカー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２９３号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町333番地39
破産者　一般社団法人日本マーケティング総合研究所
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３９２号
東京都板橋区高島平１丁目49－１－307
破産者　朝比奈紀夫
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４７６号
東京都中野区上高田５－22－２　共和ハウス203、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区本町３丁目32番15号　佐藤ビル401
破産者　株式会社オジ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４７７号
東京都中野区上高田５丁目22－２－203
破産者　安達　大介
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５８８号
東京都青梅市柚木町１丁目23－７
破産者　安西　直美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６３０号
東京都文京区本郷５丁目14番３号
破産者　株式会社医薬分子設計研究所
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６４号
埼玉県さいたま市南区根岸４－15－４　根岸フラット１階、住民票上の住所東京都台東区元浅草１丁目20－４－1103
破産者　石井　弘人
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７０７号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44－１－1605
破産者　中澤正こと　金　　政治
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８２号
東京都立川市栄町３丁目56番地14
破産者　株式会社飛翔
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８３号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目８－17
破産者　伊藤　　聡
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８３７号
埼玉県さいたま市浦和区東仲町21番12号
破産者　Ｓｔａｎｂｙｙ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８３８号
埼玉県さいたま市浦和区東仲町21―12
破産者　澤田　正人
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９９７号
東京都足立区栗原２丁目19―８―101
破産者　岩渕　友香
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８３号
東京都北区浮間１丁目７－５―301
破産者　藏谷　省吾
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９１号
東京都大田区西糀谷４丁目18―21―105
破産者　森　　健治
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１６９号
東京都渋谷区円山町７―12―402
破産者　荻原　竜也
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０２号
東京都江戸川区東葛西８丁目28―５　ファミーユ・コート恩田Ｂ303
破産者　船木　　哲
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２３６号
東京都大田区東馬込１丁目49―８―201
破産者　片岡　博之
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４１号
東京都練馬区練馬１丁目40―７―302
破産者　澁江　俊介
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４６号
東京都練馬区桜台２丁目45―13―201
破産者　柳野　夏輝
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６６号
東京都江戸川区北小岩７丁目23―10
破産者　武田　七音
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６８号
東京都練馬区貫井４丁目10―21
破産者　長島　麻衣子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２８４号
東京都葛飾区南水元１丁目30―７―511
破産者　林マリファスこと　ハヤシ　マリファス　メッション
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３１８号
東京都中央区日本橋浜町３丁目29―１―702
破産者　小檜山雄貴
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３１９号
千葉県松戸市千駄堀1489―14　藤和ライブタウン松戸新八柱Ⅱ203
破産者　山本　晴斗（旧姓渡邉）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３４７号
東京都世田谷区北烏山８丁目31―16　泉山ハイツⅡ203
破産者　関本　利惠
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５８号
東京都八王子市石川町2972―８―405
破産者　矢吹　淳吾
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６２号
東京都練馬区富士見台４丁目３―31―103
破産者　長谷　健一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６５号
東京都江戸川区東葛西９丁目１－７―602
破産者　岩崎　由佳里
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６９号
東京都足立区南花畑１丁目７－１　ハーモニーテラス南花畑Ⅲ　201
破産者　一条　健介
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７１号
東京都足立区一ツ家２丁目14―15―101
破産者　望田　　望（旧姓菊池）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９２号
東京都江戸川区北篠崎２丁目14―21　第３四季荘Ｆ号室
破産者　小林　展子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９５号
東京都杉並区下高井戸１丁目６―13　グリーンコート金子Ａ　303
破産者　伊藤　　愛（旧姓三吉）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９６号
埼玉県和光市下新倉２丁目11―19　ｅ－１ｉｔｅＢ106
破産者　遠山　尚人
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９７号
東京都世田谷区砧５丁目18―２―306
破産者　矢次美佳子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４００号
東京都調布市深大寺東町３丁目９―25
破産者　小鷹　正文
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２２号
東京都板橋区向原３丁目４－９―303
破産者　石川　湧也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２３号
東京都新宿区下落合１丁目16―７―402
破産者　阿久沢弘子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２５号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘
破産者　松浦　　結
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４７号
東京都杉並区高円寺南４丁目５－６－４Ｂ第三飛騨ビル
破産者　中澤　　淳
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９３号
東京都台東区下谷２丁目22―８―402
破産者　岩田　　唯
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０１号
東京都墨田区向島５丁目10―６―203
破産者　荒井　直美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１３号
東京都港区南麻布２丁目13―12―204
破産者　ハン　コウ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４１号
東京都北区浮間３丁目１―17―105
破産者　脇山　初恵
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８９号
東京都世田谷区梅丘１丁目53―４―102
破産者　石山奈津子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５５号
東京都東大和市立野３丁目1152―１―406
破産者　丸山明日花
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６４１９号
東京都目黒区鷹番３丁目３番11号
破産者　株式会社ストリップ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６４２０号
東京都目黒区鷹番３丁目３―11―301
破産者　石井　龍彦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８４１号
東京都足立区西伊興３丁目５番２号
破産者　株式会社ファクトリーＵＪ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７３号
東京都葛飾区亀有１丁目10―12―303
破産者　ムスタファ　エムデ　アハサン
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４４号
埼玉県草加市金明町1056―17、開始決定時の住所東京都足立区西伊興３丁目５－２
破産者　高橋　裕司
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８８０号
東京都武蔵野市中町１丁目６番５号
破産者　有限会社カチャマイジャパン
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９９５号
東京都新宿区上落合２丁目22番11号
破産者　株式会社医療新聞社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０６３号
東京都目黒区鷹番３丁目３番12号　３Ｆ
破産者　株式会社慶
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０６４号
神奈川県横浜市港北区高田町2082―203
破産者　陰山　慶彦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２７８号
東京都東村山市秋津町５丁目27―18―507
破産者　園田真之佑
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５３４号
東京都江戸川区松島３―34―19
破産者　合同会社ブレグ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５３５号
東京都江戸川区松島３丁目34―19
破産者　代田　至幸
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６２４号
東京都品川区大崎５丁目９－９－306
破産者　佐々木昌子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６５６号
東京都中野区本町３丁目３－２―601
破産者　小林　真義
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６６２号
東京都豊島区千早３丁目21―１―101
破産者　小林　秀明（旧姓石井）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８９８号
東京都品川区東品川１丁目28―11―1004
破産者　小島　康敬
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７２号
東京都練馬区田柄２丁目13―13
破産者　森本　広一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９８号
東京都練馬区中村北３丁目３―13―403
破産者　山崎　好江
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４４号
東京都江戸川区小松川１丁目２―３―2804
破産者　平田　知良
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３８７号
東京都新宿区若松町10―17―106
破産者　山本　昌夫
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４４２号
東京都江戸川区小松川１丁目２番３号2804
破産者　サンライズサービス合同会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４７４号
東京都豊島区池袋４丁目22番10号
破産者　株式会社ＮＥＯ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４７５号
東京都豊島区池袋３丁目66―５―203
破産者　石田　健人
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４８９号
東京都渋谷区道玄坂１丁目10番８号　渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
破産者　株式会社ＣＲＢ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４９０号
東京都渋谷区道玄坂１丁目10番８号　渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
破産者　株式会社ＡＷＥＳＯＭＥ　ＳＥ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４９１号
東京都渋谷区道玄坂１丁目10番８号　渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
破産者　株式会社あいうた
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５１６号
東京都練馬区谷原１丁目21番３号
破産者　有限会社シンリンインベストメント
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５６５号
東京都足立区伊興１丁目６番５―404号
破産者　株式会社フィールド・ワン
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５７４号
東京都足立区綾瀬４丁目28番16号
破産者　廣木運輸株式会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１０号
広島県広島市中区昭和町８番15号
破産者　フラワーズ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１１号
東京都足立区江北７丁目25―４―302
破産者　中竹　優仁
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６５号
東京都豊島区南大塚２丁目11番10号　ミモザビル３階
破産者　株式会社柴田商店
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６６号
神奈川県相模原市中央区横山２丁目８―17―302
破産者　半澤　義浩
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２９号
東京都目黒区青葉台１丁目30―８　カーサ青葉台801
破産者　アケロン株式会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７３０号
東京都目黒区柿の木坂３丁目１―４―305、申立時の住所東京都目黒区五本木２丁目42―５―301
破産者　宮腰　達也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８６号
東京都世田谷区若林５―３―13　ルミナス若林302、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目22番地１
破産者　オフィス・レイ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８７号
東京都世田谷区若林５丁目３―13―302
破産者　日比多恵子（香西多恵子）こと　日比多惠子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７９６号
東京都新宿区歌舞伎町１丁目６番１号
破産者　初紅葉興産株式会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７９７号
東京都練馬区高野台１丁目７―20―1402
破産者　吉村　弘造
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８２３号
東京都品川区西五反田３丁目13―23―515
破産者　竹野　雄輝
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８４１号
東京都目黒区柿の木坂１丁目30番19号
破産者　株式会社ＴａＫｅ　Ｐｒｉｄｅ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８４２号
東京都世田谷区宮坂３丁目18―９
破産者　淺谷　　剛
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９４７号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目３―30―303
破産者　吉澤　　朗
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００２号
東京都目黒区下目黒５丁目26―６　二光荘
破産者　赤玉工芸社こと　金木　　久
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４０号
東京都府中市緑町１丁目28―１―403
破産者　稲冨　　太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４１号
東京都江戸川区中央２丁目14―16　リビットはうすお江戸　中央101
破産者　佐々木俊博
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１７０号
東京都中央区日本橋浜町１丁目10―９―501
破産者　高山　雅代
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２３９号
東京都大田区西六郷１丁目43―14　第２川口ハイム202
破産者　沼生　　誠
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３１２号
東京都江東区豊洲３丁目６―８―1814
破産者　池田　雄二
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２１号
東京都大田区仲六郷１丁目９－４　松葉荘11
破産者　柏木　耕一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２２号
東京都大田区大森本町２丁目４－９　ビバハイムＢ006
破産者　小林　弘幸
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３６号
東京都練馬区南田中３丁目８―31―201
破産者　成岡万寿男
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３７号
東京都渋谷区広尾２丁目１―18―401
破産者　渡邉　康教
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３８号
東京都三鷹市深大寺２丁目28―10
破産者　大角　　広
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５１号
東京都足立区一ツ家２丁目20―10　ウィンザーパレスＡ406
破産者　清水　秀樹
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６０号
東京都中央区銀座１丁目23―４―602
破産者　大須賀千恵
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６４号
東京都足立区伊興２丁目17―３―102
破産者　ド　マン　トアン
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６７号
東京都杉並区和田１丁目27―３
破産者　木齊　　大
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７７号
東京都北区中里３丁目22―12―203
破産者　新井　孝典
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０１号
東京都港区赤坂６丁目４―11―702
破産者　小山　　作
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２１号
東京都板橋区蓮根２丁目20―17―401
破産者　滝沢こと　瀧澤　裕一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３６号
東京都足立区伊興３丁目23―29―203
破産者　須田　和宏
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３９号
東京都板橋区新河岸２丁目10―２―202
破産者　小川正三郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４１号
東京都足立区六町１丁目16―27―102
破産者　宮田　千絵
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４２号
東京都足立区綾瀬３丁目18―10　Ｍａｉｓｏｎ　Ｒｉｖａｇｅ　Ⅱ103
破産者　遠藤　　愛
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４５号
東京都杉並区和田１丁目55―８―203
破産者　荒木　則之
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４６号
東京都大田区池上５丁目７―５―104
破産者　古山　　昇
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９４号
東京都葛飾区水元１丁目25―１―104
破産者　鈴木　朋子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９６号
東京都品川区荏原１―５―８―407
破産者　藤下　敦史
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１１号
東京都渋谷区本町６丁目13―４―303
破産者　鈴木美奈子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１４号
東京都足立区興野２丁目20―28―301
破産者　鎌田　　葉
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７７号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目25―６―306
破産者　竹中　英貴
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９２号
埼玉県志木市柏町５丁目２―11―101
破産者　本木　　揚
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９３号
東京都豊島区池袋２丁目67―10　レジデンス渋谷２　７Ａ
破産者　片山　弦也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７１１号
東京都中央区月島３丁目25―９―801
破産者　神崎秀正こと　ベ　ヨンス
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１１６号
長野市大字鶴賀上千歳町1137番地23長野1137ビル２階ＢＰＮ
破産者　合同会社ノート
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６４号
鹿児島市明和三丁目18番14―１号
破産者　株式会社ココカラステップ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１４６２号
仙台市青葉区あけぼの町９番15号
破産者　株式会社　ａ　ｐａｒｔ　ｏｆ　ｌｉｆｅ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６９３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字南谷地添５番地２
破産者　株式会社トラストワン
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和５年（フ）第１１８号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡1386番地３
破産者　有限会社浅香鍍金工業所
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第２３１５号
さいたま市北区吉野町２丁目249番地10　ＳＨＯＨＥＩマンション301
破産者　林　　一夫
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第８７５号
東京都千代田区霞が関３丁目２番５号
破産者　Ｌａ　Ｐｌｕｍｅ　Ｎｉｓｅｋｏ　Ｒｅｓｏｒｔ特定目的会社
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７１７号
東京都練馬区貫井４―３―19―102、住民票上の住所東京都練馬区豊玉上２丁目１―15
破産者　水落　隆志
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２２３６号
大阪市阿倍野区文の里１丁目７番19号　ラパンジール阿倍野601号
破産者　株式会社クリエイティブ・サポート
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２５６号
大阪市西区九条南２丁目７番16号
破産者　株式会社大香
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８９９号
大阪府東大阪市足代北１丁目11番７号
破産者　有限会社オーエス精工
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７号
岡山県津山市上高倉944番地の１
破産者　株式会社アパレルマキ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２２７号
広島市西区三篠町２丁目13番19号
破産者　花田建設有限会社
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８４号
山口県宇部市大字善和1302番地の３
破産者　藤本産業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第９６６号
宮城県遠田郡美里町北浦字米谷73番地の３
破産者　有限会社ｋｏｎｎｏ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６７号
仙台市泉区寺岡五丁目１―27
破産者　株式会社カーボンテック
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和４年（フ）第２４７号
東京都千代田区内神田３―２―９
破産者　株式会社スターワーカー
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３９号
愛知県長久手市片平23―173
破産者　亡佐野敬志相続財産
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８０号
東京都西東京市東伏見１丁目14番11号エーデルハウス１－Ｄ号
破産者　桑田　　誠
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９４号
東京都調布市国領町５丁目49番地５ベルメゾン国領202
破産者　山田　伸浩
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９１号
東京都青梅市長淵７丁目287番地の１サンアベニュー長淵107
破産者　市川　信幸
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５０号
神奈川県相模原市南区東林間７丁目35番６号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市成瀬３丁目12番地３しあわせ野43―201
破産者　萱沼　ナオ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１６６号
鳥取県境港市竹内団地255番地４
破産者　株式会社美なと亭
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第１８８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田1113番地14
破産者　有限会社夢茶房
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第５号
青森県八戸市大字大久保字下町畑24番地７、住民票上の住所青森県八戸市旭ケ丘二丁目１番地25
破産者　関川　真和
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１４号
青森県八戸市大字鮫町字繩久保16番地18
破産者　八木田里佳
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第６９号
青森県八戸市白銀二丁目11番地11
破産者　浜浦　厚子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第２８４号
岩手県滝沢市巣子820番地12、開始決定時の住所岩手県滝沢市巣子823番地19
破産者　松本　幸也
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５０号
盛岡市長橋町３番47号　さくら館長橋
破産者　長尾　　崇　法定代理人成年後見人　前田　　毅
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第９６７号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地２
破産者　今野　　渉
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
仙台市宮城野区田子３丁目23番35号　サンビレッヂ・M参番館101
破産者　渡邉　　文
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４９１号
仙台市宮城野区萩野町４丁目５番13―402号
破産者　小林　圭太
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
秋田市楢山登町３番31号、前住所さいたま市北区東大成町１丁目84番地　ＭＡＲＩＮ　ＨＯＵＳＥ102号室
破産者　今野　春花（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８号
栃木県足利市松田町2134番地３
破産者　柳田　耕作
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１１７号
群馬県前橋市上新田町887番地６　アルス中林　202号
破産者　黒岩　敏春
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２０９号
群馬県渋川市半田2187番地３　プランドール101
破産者　赤池美穂菜（旧姓深田）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第７号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２―11―13グレイス湯河原201、住民票上の住所静岡県熱海市上多賀287番地の４の８
破産者　奥村　政史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５１号
神奈川県厚木市戸田2246番地１　ビューテラス・Ｓ101
破産者　内田　真行
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６０号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1936番地22
破産者　石川　一江
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１１８号
新潟県新発田市新栄町１丁目４番26号　クエストＯ　Ⅰ　101、開始決定時の住所新潟市西区五十嵐中島２丁目12番26号　ビューレインボーＶ203号
破産者　三宅　郁子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３４号
新潟市中央区川岸町２丁目４番地２　コーポ川岸Ａ―102号
破産者　長尾　好子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４２号
新潟市西区五十嵐中島５丁目４番41号
破産者　佐々木大佑
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１９０号
岐阜県安八郡神戸町大字中沢163　コーポスプリングＣ208、（住民票上の住所）岐阜県大垣市福田町839番地１　グラン・リヴェール201、（住民票上の前住所）岐阜県大垣市牧野町１丁目277番地１
破産者　田中　直人
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２１号
岐阜県海津市南濃町駒野266番地２、前住所宮城県加美郡加美町字大門222番地　パンションファミリアＣ棟102号室、島根県松江市薦津町604番地１　ウェストローレルＡ105号室
破産者　有田　浩二
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮560番地
破産者　中村左官こと　中村　正臣
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和６年（フ）第１６号
香川県観音寺市新田町1657番地２
破産者　冨谷　哲
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１３２号
愛媛県松山市南吉田町367番地１　ティックジョイ空港ビレッジｄ号
破産者　渡部　倫子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市和霊町1568番地17　ミヤモリマンション６号
破産者　中居　　敏
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第５４１号
北九州市門司区柳町４丁目14番８―301号
破産者　若菜　陽介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２６号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲530番地の１新城内団地８号室、前住所熊本県球磨郡錦町大字一武2099番地９
破産者　吉無田貴士
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第２７０号
大分県別府市上人仲町３番16号　ＢハウジングⅡ―101号
破産者　加藤　　明
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１００号
大分県中津市大字犬丸890番地
破産者　円入　大策
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２５号
宮崎県西都市大字穂北5530番地
破産者　森　　次男
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９９号
宮崎市稗原町62番地２　ＳＫコーポ201号
破産者　深澤　猛志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和６年（フ）第２００号
愛知県稲沢市平和町下起中89番地
破産者　有限会社ラッキー・クローバー
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和５年（フ）第３１４４号
東京都板橋区赤塚８―13―15、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区赤塚８丁目17番21―502号
破産者　株式会社明幸
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３６３号
東京都新宿区西新宿３丁目９番２号
破産者　株式会社ハピエス
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３６４号
東京都北区上十条１丁目16―２―102
破産者　上田　喬志
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４２０１号
東京都千代田区霞が関１丁目４番１号　日土地ビル２階ＳＥＮＱ霞が関
破産者　株式会社カイロス
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５４１９号
東京都文京区大塚４丁目５番１号
破産者　株式会社ウメデン
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７６２号
東京都中央区銀座７丁目２番18号　グランベルスクエアＢ１
破産者　アイズエンターテインメント株式会社
（旧商号　ＧＡＯＲＡエンターテインメント株式会社）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６７号
東京都渋谷区初台１丁目49番３―308号
破産者　株式会社アベイル
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６８号
東京都調布市布田３丁目１―９―405
破産者　溝江　昭文
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９９号
東京都中央区銀座７丁目13番６号
破産者　株式会社ＲＡＴＨ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１８号
東京都世田谷区大原１丁目34―17　大原ＫＹハイツⅡ301
破産者　奥山　征子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０３０号
東京都墨田区京島２丁目９―20―109
破産者　岩富　康史
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８７６号
東京都練馬区大泉町１丁目41―14―７
破産者　森　真由美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９０９号
東京都江東区大島６丁目14―２―901
破産者　亡堤晴寿相続財産
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０７４号
東京都杉並区高円寺南５丁目16―27―105
破産者　福井　美貴
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１９２号
東京都港区白金台２丁目27―７―201
破産者　岡本　耕造
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２６９号
東京都中野区江原町２丁目12―13　クレイモアⅡ　202
破産者　高橋絵梨香
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４７号
東京都渋谷区東２丁目14―18
破産者　澤村　　卓
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３５１号
徳島県名西郡石井町浦庄字諏訪54―６、開始決定時の住所東京都葛飾区東新小岩３丁目10―３
破産者　堀井　　誠
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５２９号
東京都練馬区石神井台３丁目31―21―103
破産者　谷口　拓生
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３０７号
東京都新宿区西新宿６丁目15番１号
破産者　株式会社グリーンフォレスト
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６４６６号
東京都葛飾区白鳥１丁目２―10―302、開始決定時の住所東京都葛飾区お花茶屋１丁目19―19
破産者　小川　勝秀
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７００３号
東京都小金井市関野町１丁目１－３―101
破産者　渡部　順一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９１７８号
東京都中央区勝どき５丁目８―10―701
破産者　城下みどり
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５０１号
東京都杉並区高円寺北４丁目29―２―113
破産者　丸山有美子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７５４号
東京都板橋区蓮根３丁目12―27―710、開始決定時の住所東京都北区赤羽２丁目59―10―302
破産者　香月　鋼司
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９８８号
東京都江戸川区西葛西６丁目13―14―503
破産者　伊藤　仁浩
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２号
福島県会津若松市飯盛三丁目３番34号
破産者　株式会社アールエイチ企画
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第１５９号
茨城県高萩市石滝2207番地の９
破産者　株式会社オカダ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所日立支部

令和６年（フ）第１３０９号
大阪市西淀川区御幣島３丁目16番25号
破産者　株式会社ＢＯ（旧商号株式会社メインサービス）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４６２３号
大阪市西淀川区御幣島５丁目６番12号
破産者　株式会社ＺＥＲＯ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２４５号
秋田市雄和田草川字太田22―１、商業登記簿上の本店所在地秋田市御所野元町五丁目８番６号
破産者　有限会社東伸産業
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３９号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本711番地
破産者　株式会社箱根観光旅館協会
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８９号
最後の住所　静岡市清水区村松696番地の１大滝様平屋Ｃ号室、開始決定時の住所静岡市清水区入江１丁目10番５号
破産者　亡石切山卓造相続財産
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６８４号
広島市南区翠３丁目６番３号
破産者　株式会社ユニティー
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第８５２号
北九州市小倉北区小文字一丁目３番33号
破産者　有限会社ネオ・グリーン西日本
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第９１号
茨城県北茨城市大津町北町1484番地300　メゾンノーブル３―102
破産者　栗林　洋平
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１２４号
愛知県一宮市木曽川町黒田八ノ通り66番地　ハイネスＩＭＡＩ―205号
破産者　小熊　正道
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２１６号
愛知県一宮市奥町字七丁46番地３
破産者　野々村　諒
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第７６号
愛知県江南市村久野町冨士塚57番地　シャルマン冨士塚203号
破産者　松瀬　浩二
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１２０号
愛知県稲沢市祖父江町山崎下枇20番地１　丸万マンション203
破産者　岩塚　良弘
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３７号
愛知県一宮市富士１丁目１番１―401号　市営花祇住宅
破産者　石河　敏子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４６号
愛知県犬山市上坂町四丁目173番地　インペリアル５―201、前住所愛知県犬山市字上榎島10番地　パドマヒルズ4103
破産者　池本　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４７号
愛知県稲沢市矢合町喜蔵屋敷2588番地　スイセンエルボ
破産者　中山ゆかり
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４８号
愛知県一宮市丹羽字井端1307番地49
破産者　図師　功一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７７号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前25番地１　ＥＸＣＥ福塚103号
破産者　桂川　亜実
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第５３号
福岡県京都郡みやこ町勝山松田1693番地13
破産者　望月　洋一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５５号
福岡県行橋市北泉２丁目27番３号　レジデンス北泉Ａ202号室
破産者　伊藤　蒼空
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第３０１号
鹿児島県いちき串木野市恵比須町6752番地３
破産者　橋野　達也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１７号
鹿児島市田上台３丁目３番５号　加治佐アパート102号
破産者　草留　　孝
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２０号
鹿児島市西田１丁目６番地９　コガネビル201号
破産者　藤田　正敏
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２２号
鹿児島市上荒田町40番６号　キャプテンビル202号
破産者　児島　達人
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１０６３号
札幌市北区篠路１条９丁目１番23号
破産者　福田　茂樹
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２６号
札幌市中央区南10条西９丁目２番46―210号
破産者　髙木　彩華
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６８号
札幌市北区北30条西10丁目２番16号　コーポマキ３号
破産者　久保恵美子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９２号
札幌市北区拓北４条１丁目17番17―104号
破産者　矢藤　智徳
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２０号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目８番20号　ルミエール西宮の沢201号
破産者　玉井　聖也
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３７号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番18―607号
破産者　坂野　嘉彦
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４４号
札幌市北区北37条西８丁目３番１―210号
破産者　熊木　翔太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５４号
札幌市豊平区美園７条５丁目３番23―206号
破産者　本田徳進ジャーマイヤ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１９号
札幌市南区川沿14条１丁目５番１号　晴生会さっぽろ病院、住民票上の住所札幌市中央区南12条西16丁目３番28号　バロニイ305号
破産者　風間　　均
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２５号
北海道室蘭市輪西町２丁目28番５号　ｓｏｒｕｎｔｏ、開始決定時の住所札幌市白石区本通14丁目南１番18―202号
破産者　伊藤めぐみ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４７３号
札幌市中央区宮の森１条３丁目１番３―302号
破産者　櫻井　　仁
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８０号
札幌市白石区川北2272番地９　静心寮
破産者　高橋　　徹
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３５号
札幌市手稲区富丘３条６丁目１番５―503号
破産者　菊地　寿恵
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０号
釧路市桜ケ岡１丁目９番30号　むーさんの家、前住所北海道釧路郡釧路町柏西７丁目７番地
破産者　青野　　誠
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４０号
盛岡市神子田町９番30号　第３花月荘１号
破産者　古舘　優子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５２号
岩手県滝沢市穴口417番地14　アメニティＳ101号
破産者　秡川　紀子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５８号
盛岡市門一丁目９番29号　ダイセンＡ202号
破産者　森　　慶子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７１号
岩手県滝沢市大崎94番地558　グランドホームまごのて滝沢、前住所岩手県滝沢市野沢62番地1041
破産者　小川　春信
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第９号
岩手県遠野市宮守町下宮守17地割27番地、旧住所岩手県遠野市宮守町下宮守16地割204番地２
破産者　佐々木志穂
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第８１８号
仙台市泉区歩坂町57番１号　アクティブパレス百合ケ丘Ｂ５棟８、従前の住所宮城県加美郡加美町字町裏505番地１　スズキハイツ３号
破産者　早坂　安男
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１号
群馬県沼田市町田町1212番地６
破産者　倉持　　優
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第３７４号
埼玉県入間市扇町屋２丁目７番　Ｄ―403号
破産者　和田　穂波
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０１号
埼玉県坂戸市日の出町２番26―502号　ブルーハイツ峰、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区都岡町20番地７　上田ハイツ第一201号室
破産者　鈴木　　颯
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２７号
埼玉県入間市大字小谷田83番地12
破産者　小林　由美（旧姓曽我）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６６号
埼玉県所沢市星の宮１丁目８番19―302号　メゾン星の宮
破産者　福井　一白
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７０号
埼玉県入間市高倉４丁目12番１号　若宮ハイツ301
破産者　堀越奈津美（旧姓仙波）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７３号
埼玉県所沢市大字山口5064番地の６　62―１―801
破産者　鈴木　外記
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７５号
埼玉県川越市大字古谷上5942番地５
破産者　渡邉　　龍
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９６号
埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目18番29―402号　グレースコート若葉
破産者　志賀　怜奈（旧姓門井）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第６８１７号
東京都足立区竹の塚２丁目５―８　第一浜傳コーポ203
破産者　齋藤　正美
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１４６号
静岡県富士市松岡194番地の１　ミレニアム202号、前住所神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目７番４号　エクシード湘南Ｂ101号
破産者　大沢　竜太
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第８９７号
名古屋市千種区仲田２丁目15番７号　プレサンス池下トレス602号、従前の住所愛知県あま市中萱津大坊43番地３
破産者　稲垣　和剛
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１１１号
名古屋市千種区光が丘１丁目22番　鍋屋上野住宅６―303号、住民票上の住所名古屋市千種区光が丘１丁目22番３―102号　鍋屋上野住宅
破産者　尾崎　小鈴
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４３１号
愛知県大府市北山町３丁目18番地　メゾン北山102号
破産者　佐藤　　隆
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６４号
愛知県知多市西巽が丘２丁目２番地の19
破産者　加藤まどか
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８５号
愛知県常滑市住吉町１丁目70番地　アイ・ストーンハイツ206号
破産者　横溝　理美
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１２号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮東５番地ファミール宮305号
破産者　髙島　英人
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２０号
愛知県大府市柊山町３丁目414番地　ウッドヴィレッヂⅡ301号、従前の住所愛知県大府市大東町３丁目169番地　希光組社宅201号
破産者　町田　宗盛
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３７号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘６棟1108号
破産者　中田　健滋
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３９号
名古屋市南区柴田本通２丁目15番地　柴田パレス８　301号
破産者　白鳥真由美
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４２号
名古屋市名東区宝が丘208番地の２　グランドール宝が丘103号
破産者　福山　愛梨
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５５号
名古屋市中村区黄金通５丁目15番地　リアライズ黄金1004号
破産者　荒木　咲耶
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７６号
名古屋市中川区高畑４丁目57番地　ヘーベルエスパスⅥ　103号
破産者　江間美由希
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８５号
名古屋市東区葵２丁目５番48号　クレル葵201号
破産者　今井　順子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９４号
名古屋市中区栄１丁目18番15号　ラ・レジダンス・ド・シャトレーヌ601号
破産者　早坂　大佑
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０６号
愛知県知多郡武豊町字下山ノ田75番地２、従前の住所愛知県東海市名和町蓮池43番地の１ロータスＮ・Ｈ203号室
破産者　丹野　　航
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１２号
愛知県あま市坂牧北浦７番地
破産者　竹内たゑ子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１７号
名古屋市中区千代田３丁目27番22号　プレサンス鶴舞公園セラヴィ503号
破産者　太田　光紀
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０４０号
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅２棟512号
破産者　中村　　愛
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１号
愛知県一宮市浅井町小日比野字東札子450番地４
破産者　大ノ上光代
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８４号
愛知県一宮市古見町12番地１　県営両郷住宅２－506号
破産者　澤田　静代
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１９号
京都府舞鶴市字公文名88番地－Ｂ202号
破産者　宮崎　祐馬
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２２号
京都府舞鶴市字福来1085番地－101号
破産者　梅垣　義久
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２１号
島根県邑智郡邑南町山田98番地
破産者　中村　由幸
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第６０８号
北九州市小倉南区沼緑町４丁目26番６－101号
破産者　藤田　浩二
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３４号
北九州市若松区鴨生田４丁目６番16号（Ｂ201）
破産者　村永　拓郎
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９８号
熊本市西区池田２丁目52番３－103号
破産者　牧野　三枝
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３２０号
熊本市東区健軍３丁目５番３号　アップルハウス健軍１－113号
破産者　渡邉　浩俊
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９５号
熊本市東区御領４丁目２番21号
破産者　瀬戸口吉輝
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３５号
熊本市中央区九品寺５丁目10番33－304号　九品寺第１団地２Ｃ－１
破産者　木下智香子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３号
鹿児島県指宿市開聞仙田2052番地１、従前の住所鹿児島市牟礼岡２丁目19番７号
破産者　谷村　哉美（旧姓江口）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２９号
沖縄県国頭郡金武町字金武4388番地　じょうマンション306号
破産者　山川　宗武
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡本部町字浜元218番地１　パパイヤハイツ２－Ｂ
破産者　中村　　孝
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第８４号
北海道夕張郡栗山町松風４丁目87番地　松栄団地09Ｂ－104号
破産者　西野　　梓
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第８９号
北海道岩見沢市６条西13丁目38番地１　介護付き高齢者住宅かえん
破産者　長谷川安子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１３８号
北海道帯広市柏林台南町４丁目１番地　柏林台団地南町９号棟914号室
破産者　道言　清美（旧姓猪股）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
北海道帯広市西20条南２丁目17番12号
破産者　廣富　亜弥（開始決定時の氏　堀）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
北海道帯広市東７条南10丁目11番地２　Ｃｈｅｌｓｅａ　203
破産者　棟方　靖子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１９３号
青森市南佃２丁目21番１号　県営住宅１－３－１
破産者　佐藤　和子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
青森市大字大野字前田75番地47
破産者　林　恵利子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８８号
青森県弘前市大字浜の町東二丁目７番地１
破産者　佐藤　　誠
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第２６５号
岩手県八幡平市大更第18地割178番地２　グリーンヒルズ八幡平２－304号
破産者　髙嵜　京香（旧姓中島、高橋）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７６号
盛岡市西仙北一丁目37番４－101号
破産者　鈴木　　仁
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４５号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字大山10番地３　メイプル弐拾五番館102号
破産者　東海林陽子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第４１号
秋田県大仙市大曲栄町３番３号、旧住所秋田県大仙市富士見町３番17号　コーポラスふじみ２－３号室
破産者　佐藤　智美
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第４６号
秋田県大仙市四ツ屋字上前村40番地
破産者　佐藤由紀子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第１７３号
福島県田村郡三春町八島台七丁目１番地の15、住民票上の住所宮城県仙台市太白区袋原１丁目15番１号　ル・ヴェルソー袋原201
破産者　細川　美鈴（旧姓首藤）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７０号
福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺家町甲167番地
破産者　原　　隆司
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
群馬県吾妻郡草津町大字前口103番地７
破産者　菅原　美紀
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２５号
群馬県佐波郡玉村町大字八幡原1742番地１　ハイツみせがわ１号棟
破産者　芳賀　政人
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３０号
群馬県伊勢崎市宮子町3601番地７　ＯＫハイツ宮子33
破産者　亀井　建志
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３７号
群馬県伊勢崎市今泉町一丁目1163番地15
破産者　阿部　　司
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２６号
群馬県みどり市笠懸町阿左美504番地１　マンションＨＯＮＡＭＩⅡ1105号室
破産者　原子　怜南
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第６８号
千葉県茂原市七渡620番地９　メゾン新茂原102
破産者　玉澤　健一
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７３号
千葉県勝浦市部原1929番地の２
破産者　佐藤　　彩
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和７年（フ）第８３６８号
静岡県沼津市八幡町129―401、破産手続開始決定上の住所静岡県沼津市新宿町８－７－101
破産者　三木　信治
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２６号
東京都国立市谷保6761番地の４美野和コーポ107（破産手続開始決定時の住所）東京都国立市東３丁目11番地の８メゾン国立406
破産者　深谷　　勝
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６５３号
東京都武蔵村山市大南３丁目３番地の３コーポ大南201号
破産者　内野　道弘
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６５７号
東京都東大和市向原１丁目５番地の１コンフリエ向原１－Ｂ102
破産者　溝原　和享
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８０８号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地２―604
破産者　宮澤　清志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９６５号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ18―201
破産者　北久保敬子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０１１号
東京都町田市金森２丁目34番４―105号
破産者　村山　文一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２４号
東京都稲城市百村2113番地の３ディア・ベルジュ203
破産者　山崎　　香
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７２号
東京都立川市錦町１丁目11番７号メゾンドノアロゼ錦町302号
破産者　上田　健一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８５号
東京都青梅市新町８丁目10番地の８新町ハイツ204
破産者　野木　勝一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９１号
東京都多摩市山王下１丁目16番地の18ブルーハーベストⅡ101
破産者　吉村　哲哉
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９７号
東京都町田市木曽東３丁目３番23号メゾン木曽201
破産者　菅原　和浩
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１０５号
東京都八王子市打越町1293番地20
破産者　髙木　信吾
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２０号
東京都小金井市貫井南町５丁目１番19号ハイム・アネックス205
破産者　川尻慎太郎
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２１号
東京都立川市錦町１丁目11番７号メゾンドノアロゼ錦町512号
破産者　庭野　　亮
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２７号
東京都福生市牛浜142番地７ＴＫビル204号室
破産者　石橋　和也
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３０号
東京都調布市上石原２丁目21番地５ロアジール調布403
破産者　安部　裕二
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１１号
東京都小金井市中町２丁目19番31号森荘
破産者　座喜味正人
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３３号
東京都町田市金森５丁目８番２号
破産者　磯　　岬
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３４号
東京都国分寺市東恋ヶ窪六丁目８番地９グリーンビレッジ302
破産者　吉田　恵美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８７号
東京都八王子市平岡町27番７号メイゾン平岡202号
破産者　多田羅智子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９９号
東京都府中市本町２―19―33カサ　デラ　エスペランサ201、住民票上の住所東京都府中市西原町４丁目13番地の５
破産者　成田　大樹
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１２号
東京都八王子市並木町８番15号サンライズ102　202号
破産者　柴田　　実
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２３３号
新潟市中央区古町通13番町2849番地１
破産者　結城　洋子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７８号
新潟市中央区田中町5188番地35
破産者　丸山　聖史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８２号
新潟市東区山木戸２丁目２番５号
破産者　髙橋　　翼
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９１号
新潟市中央区桜木町11番28―804号
破産者　川鍋　恵美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０１号
新潟市中央区白山浦２丁目186番地１
破産者　前川　　仁
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０３号
新潟市東区臨海町１番８号
破産者　田中かおり
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２８号
新潟市東区秋葉１丁目４番８号
破産者　波田野清美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５５号
新潟市東区中野山５丁目４番23号　コーポ白樺401
破産者　太田　　博
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５６号
新潟市東区中野山５丁目４番23号　コーポ白樺401
破産者　太田　　章
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４３号
静岡市葵区千代田６丁目３番24号
破産者　成田　和弘
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７４号
静岡県島田市中溝４丁目７番の10　サンヒルズヤマセ　302号室
破産者　金子　有希
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９５号
静岡県榛原郡吉田町片岡1719番地の１　ルミエールマイⅡ101、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡1016番地の10
破産者　早川友里恵（旧姓松井）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１５号
静岡県焼津市すみれ台１丁目18番104号
破産者　オヌマ　デ　ヘゼンデ　アビネル　ツトム
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１６号
静岡県焼津市すみれ台１丁目18番104号
破産者　ナカイ　デ　ヘゼンデ　カリネ　スエミ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３０号
静岡県御前崎市御前崎32番地の46
破産者　三宅　潮子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３４号
静岡市清水区緑が丘町12番17号　グリーンヒル202号、旧住所静岡市清水区横砂1429番地の３
破産者　村松　明彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２号
三重県桑名市松ノ木四丁目７番地３　松ノ木公団住宅102号棟203号
破産者　豊島　祐三
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
三重県四日市市小杉町1713番地　ドミール笹山１Ｂ、前住所三重県四日市市小杉新町189番地１　シャンポールＡＫ203
破産者　森本　美紀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３１号
兵庫県豊岡市一日市1390番地の１　フレンドハイツ102号室
破産者　市原　　空
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市九日市上町40番地の11
破産者　坂東　麟飛
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第９号
和歌山県新宮市佐野1340番地の14
破産者　雜賀　喜則
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第３５０号
岡山県玉野市長尾1588番地272
破産者　高岩　　仁
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７８号
岡山県赤磐市黒沢1159番地、旧住所大阪市西成区北津守１丁目５番14号
破産者　島　　祐二
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８９号
岡山市中区倉田482番地　ライフサポートマンションくらた208
破産者　松浦　正明
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０３号
岡山市北区平田164―101、住民票上の住所岡山市中区江崎161番地４
破産者　萬代　晴彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０９号
岡山市中区湊358番地１　ガーデンハイツ湊203号
破産者　高村惠美子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１９号
岡山市北区清輝橋三丁目８番13号　415号
破産者　小松　丈也
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３２号
岡山市北区小山566番地１　シャーメゾン小山205
破産者　能勢久美子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３５号
岡山県玉野市迫間2159―１　クレアンジュＢ棟201、住民票上の住所岡山県玉野市迫間2159番地１
破産者　蛯原　義徳
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４２号
岡山市中区平井六丁目14番26号
破産者　前田　清志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４６号
岡山市北区足守2398番地
破産者　長門　純子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４７号
岡山市北区広瀬町５番20号　201
破産者　菅原　政美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５３号
岡山市北区大元二丁目４番３号　ヤマシタ大元ビル301
破産者　池原　　薫
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６３号
岡山市中区国富二丁目１番18号　国富コーポ101
破産者　福田亜矢子（旧姓林）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５号
山口県下関市長崎町１丁目２番20号　市営改良11―1201号
破産者　松並　重輝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８９号
山口県下関市一の宮町２丁目２番17―509号　サンライズ一の宮
破産者　大方由喜子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９７号
山口県下関市西観音町５番19号　さつき館201号、前住所東京都世田谷区祖師谷３丁目30番24号　ジャスパー祖師谷203
破産者　今田　京介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９９号
山口県下関市今浦町10番５号　野間ビル３－Ｂ号
破産者　木戸眞之助
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
徳島県鳴門市撫養町斎田字東発19番地３　第15柴田マンション103号
破産者　有井　梨沙
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
徳島県小松島市江田町字腰前215番地の１（桃源荘Ｃ25）
破産者　山口　知文
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３号
徳島県美馬市美馬町字天神99番地１　レジデンスセレネＢ105
破産者　滝川　伊吹
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第２５０号
愛媛県松山市東雲町４番地10
破産者　藤本　利佳
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５３号
愛媛県松山市竹原４丁目２番25号
破産者　前田　幸恵
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
愛媛県東温市松瀬川甲592番地135
破産者　水本　杏樹
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
長崎県諫早市厚生町３番24号　コーポ津村101号
破産者　柴原　隆宏
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８２号
長崎県諫早市永昌町23番60号　ベルソフィア毎熊102号
破産者　島田　一徳
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第４２３号
熊本市南区城南町碇200番地10
破産者　山本由香利
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６２号
熊本市中央区水前寺公園25番３号　202、異動前住所熊本市中央区水前寺３丁目３番20―1103号
破産者　若山　修代（旧姓西田）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４号
熊本県上天草市姫戸町姫浦2541番地24
破産者　松川　美咲
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第３０２号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅104棟27号
破産者　古川　伸子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２９号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目17番16号
破産者　髙橋　洋志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４０号
宮崎県日向市亀崎東４丁目45番地　マーキーⅡ101
破産者　菊田　祐子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１７９号
東京都新宿区南榎町18番地キングスガーデン神楽坂205（開始決定時の住所）東京都北区西が丘１―13―７―402
再生債務者　菅原　翔平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３５号
茨城県古河市仁連2080番地14
再生債務者　奥田　有希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１５号
愛媛県四国中央市土居町上野2318番地
再生債務者　伊藤　真司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第２３号
埼玉県川口市川口６丁目６番３号　エレガンスムサシノ106号
再生債務者　石川　　亨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１５号
岩手県花巻市松園町１番地24　ビレッジハウス松園２号棟208号
再生債務者　松本しのぶ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第６８号
埼玉県久喜市青毛４丁目６番地53
再生債務者　新井　唯生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１９４号
東京都大田区大森北４―12―６―806
再生債務者　丸山　阿斗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第８号
新潟県上越市中門前２丁目８番38号
再生債務者　松居　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　新潟地方裁判所高田支部

令和７年（再イ）第３９号
和歌山市北野181番地15
再生債務者　直川　隆司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１７号
愛媛県西条市周布483番地10
再生債務者　ベック電気設備こと別宮孝文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第３号
福岡県大牟田市本町４丁目10番地20
再生債務者　小西　誠一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（再イ）第２１号
福岡県遠賀郡岡垣町山田峠３丁目２番３号
再生債務者　下川　卓也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１３号
鹿児島県いちき串木野市湊町２丁目102番地
再生債務者　下夷　和秀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第２３号
鹿児島市下福元町1694番地１
再生債務者　西窪　凌佑
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第１１号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目26番28号　安仁屋方201
再生債務者　喜瀬　雪乃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第３号
北海道北見市本町４丁目８番15号　ハウスＵ２　102号
再生債務者　西村　　敦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和８年（再イ）第２２号
東京都西東京市南町１丁目４番２―505号
再生債務者　利部　菜摘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第４９号
埼玉県越谷市東柳田町12番７号　グランビュー205　（旧住所）埼玉県入間郡越生町大字如意977番地４
再生債務者　中村　恒雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１０号
東京都町田市三輪町1876番地１朝日マンション鶴川台204
再生債務者　遠藤　智香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第９８号
愛知県春日井市藤山台８丁目17番地２　Ｐｉｎｅ　Ｃｒｅｓｔ105号
再生債務者　田中　聖子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４号
福岡県柳川市大和町皿垣開1478番地
再生債務者　野田ひかり
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和８年（再イ）第５号
北海道美唄市東５条南６丁目５番８号
再生債務者　湯野　稜平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（再イ）第４９号
埼玉県川越市並木新町６番地４　（メイプルパレス301号室）
再生債務者　杉山　美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１７号
富山市古寺495番地１　県営住宅７棟301号
再生債務者　廣幡　美穂（旧姓　稲垣）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２１号
長野県安曇野市豊科4941番地22
再生債務者　平田　章秀こと　尹　章秀（住民票上の氏名　ＹＯＯＮ　ＪＡＮＧＳＯＯ　尹　章秀）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第２０２号
兵庫県尼崎市大庄中通１丁目13番地の３（営業所の住所　大阪市平野区平野本町１－５－７－101）
再生債務者　どて鍼灸整骨院こと　土手　康宣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１１９号
札幌市中央区北６条西16丁目１番地20　グランドジョラスＮ６－701号
再生債務者　田坂　弘樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第４３号
埼玉県所沢市大字久米1301番地の５
再生債務者　中辻　一颯
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１３２号
大阪市大正区鶴町３丁目12番６号
再生債務者　村上　彰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２２７号
大阪市西成区玉出西２丁目12番４号　プチポワァ　４Ａ号
再生債務者　川崎かをり
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２４４号
大阪府東大阪市日下町８丁目６番55号
再生債務者　夏目　英樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２６９号
大阪府摂津市東別府２丁目７番29―13号
再生債務者　永江信太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７２号
北九州市小倉南区田原新町１丁目７番20号
再生債務者　福田美智子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第４号
沖縄県浦添市伊祖２丁目28番５－403号　コーポ浦城
再生債務者　山入端　光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第５号
北海道旭川市南１条通25丁目495番地の24　Ｒｅｌｉｖｅ106
再生債務者　高橋　圭太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　旭川地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第１２４号
埼玉県富士見市関沢３丁目21番５号
再生債務者　高森慎太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第５６号
埼玉県富士見市渡戸２丁目18番28号
再生債務者　菅野　敬生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２６号
東京都八王子市上壱分方町271番地９
再生債務者　岡崎　省吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１９号
新潟市西区坂井東３丁目４番18号
再生債務者　青山　浩二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２３号
新潟市南区上下諏訪木98番地１
再生債務者　島倉　吉明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２３号
愛知県一宮市木曽川町門間字北出56番地
再生債務者　髙間康史郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１７１号
大阪府東大阪市新庄２丁目４番７―107号
再生債務者　栄光学院こと　こども未来はぐくみセンターこと　荒木　義景
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２３６号
大阪市中央区南船場１丁目２―14　日本通信機器大阪船場ビル601（住民票上の住所　京都市伏見区日野谷寺町32番地30）
再生債務者　ラーメン陸王こと奥満笑屋こと　山田　雅樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３２号
大阪府柏原市法善寺４丁目２番１号　シャーメゾン法善寺　201号
再生債務者　高石こと　西口　和佳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第４７号
堺市南区逆瀬川1280番地244
再生債務者　谷尾　文徳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第５８号
広島県東広島市西条町御薗宇5266番地　アメニティ御薗宇弐番館104号
再生債務者　小川　雄生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６５号
広島市南区宇品西３丁目８番56―201号
再生債務者　戸松　裕喜
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３０号
北九州市小倉南区徳力新町２丁目３番12号
再生債務者　佐藤　清一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１２号
北海道小樽市桜５丁目20番28号　宮前建業（株）
再生債務者　並河　一久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第１４号
北海道小樽市高島５丁目５番２号　カーサ・グラン・イル204号室
再生債務者　則竹　和枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第１７号
釧路市昭和中央３丁目24番15号
再生債務者　高田工業こと　高田　則明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１１号
福島県郡山市富久山町福原字東苗内11番地の４
再生債務者　宗像　真靖
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第９号
福井県敦賀市莇生野53号157番地
再生債務者　遊津　知之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和８年（再イ）第１３７号
愛知県半田市青山５丁目８番地の１　サンライフ新宮西館301号
再生債務者　大田　翔太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第５０号
愛知県岡崎市上里３丁目11番地12
再生債務者　武田　修治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第２５５号
大阪府八尾市楠根町５丁目59番地の15
再生債務者　槇村　和勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２５９号
大阪市港区市岡１丁目１番６―1001号
再生債務者　藤岡　季也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２４号
三重県亀山市関町鷲山３―12　マルベリーⅡ205号（住民票上の住所）和歌山市宇田森９番地21
再生債務者　橋詰　朋樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１０号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久597番地21
再生債務者　杉光　寿博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和８年（再イ）第６号
熊本県玉名市永徳寺14番地２
再生債務者　田口　梨花
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（再イ）第１０号
岩手県北上市若宮町二丁目３番39号
再生債務者　奥山　千晶
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第１０号
宮城県柴田郡村田町大字村田字町196番地
さくらＡＰ―Ｑ　208号
再生債務者　大木　孝仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（再イ）第１００号
千葉県市原市ちはら台東１丁目19番地68
再生債務者　伊藤　嘉規
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６４号
静岡県島田市南１丁目７番28号
再生債務者　井戸田朋子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６３号
広島市中区吉島新町１丁目24番10―102号
再生債務者　藤本　恵美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
広島地方裁判所民事第４部

独立行政法人国立女性教育会館令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人国立女性教育会館の財務諸表について、次のとおり公告します。主要な財務諸表のみを掲載していますので、詳細を御覧になりたい方は、当法人のホームページ（https://www.jgepa.go.jp/）又は事務所にて閲覧下さい。

令和８年10月20日

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728
独立行政法人男女共同参画機構
理事長　大槻　奈巳

貸　借　対　照　表

第25期（令和８年３月31日）

単位：円

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		424,576,116	
前払費用		83,391	
未収入金		528,206	
賞与引当金見返(注)		28,211,869	
流動資産合計			453,399,582
Ⅱ　固定資産			
１．有形固定資産			
建物	4,806,325,518		
建物減価償却累計額	△3,579,773,147		
建物減損損失累計額	△50,605,749	1,175,946,622	
構築物	439,408,853		
構築物減価償却累計額	△324,929,521	114,479,332	
車両運搬具	4,893,190		
車両運搬具減価償却累計額	△4,403,871	489,319	
工具器具備品	139,351,401		
工具器具備品減価償却累計額	△106,790,036	32,561,365	
リース資産	53,301,968		
リース減価償却累計額	△47,904,866	5,397,102	
土地		141,171,140	
有形固定資産合計		1,470,044,880	

２．無形固定資産				
ソフトウェア		8,444,188		
その他の無形固定資産		735,000		
無形固定資産合計		9,179,188		
３．投資その他の資産				
長期前払費用		326,614		
預託金		17,080		
退職給付引当金見返㈱		106,374,151		
投資その他の資産合計		106,717,845		
固定資産合計			1,585,941,913	
資産合計				2,039,341,495
負債の部				
Ⅰ　流動負債				
預り寄附金㈱		28,604,490		
未払金		235,942,848		
リース債務		3,825,083		
預り金		1,604,481		
賞与引当金		28,211,869		
流動負債合計			298,188,771	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債㈱				
資産見返運営費交付金㈱	77,345,996			
資産見返物品受贈額㈱	863,207	78,209,203		
退職給付引当金		106,374,151		
固定負債合計			184,583,354	
負債合計				482,772,125
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金		3,615,041,440		
資本金合計			3,615,041,440	
Ⅱ　資本剰余金				
資本剰余金		2,118,170,798		
その他行政コスト累計額㈱				
減価償却相当累計額㈱		△3,885,265,184		
減損損失相当累計額㈱		△50,605,749		
除売却差額相当累計額㈱		△401,723,542		
資本剰余金合計			△2,219,423,677	
Ⅲ　利益剰余金				
積立金		199,730,321		
当期未処理損失		△38,778,714		
（うち当期純損失　△38,778,714）				
利益剰余金合計			160,951,607	
純資産合計				1,556,569,370
負債純資産合計				2,039,341,495

注記事項

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

第25期（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

単位：円

経常費用		
業務費		
研修関係事業費		
給料手当	44,149,943	
福利厚生費	6,910,535	
諸謝金	1,187,805	
旅費	1,551,481	
業務委託費	8,556,535	
減価償却費	1,839,229	
備品消耗品費	6,660,880	
賞与引当金繰入	4,754,264	
退職給付費用	2,092,445	
その他	3,245,057	80,948,174

調査研究関係事業費		
給料手当	20,439,052	
福利厚生費	3,199,221	
業務委託費	4,548,597	
減価償却費	919,614	
備品消耗品費	4,391,874	
印刷製本費	1,304,094	
賞与引当金繰入	2,201,090	
退職給付費用	968,743	
その他	2,419,344	40,391,629
広報・情報発信関係事業費		
給料手当	62,751,181	
福利厚生費	9,822,074	
通信運搬費	1,272,348	
印刷製本費	3,159,730	
図書費	10,158,790	
業務委託費	43,804,159	
減価償却費	4,255,364	
設備維持費	3,543,487	
備品消耗品費	10,937,733	
賞与引当金繰入	6,757,307	
退職給付費用	2,974,023	
その他	5,143,624	164,579,820
国際貢献関係事業費		
給料手当	20,439,052	
福利厚生費	3,199,221	
旅費	2,886,457	
業務委託費	3,802,882	
減価償却費	791,483	
賞与引当金繰入	2,201,090	
退職給付費用	968,743	
その他	5,364,777	39,653,705
公共施設等運営事業等関係事業費		
給料手当	20,497,154	
福利厚生費	3,208,274	
借料及び損料	17,806,840	
光熱水料	27,852,857	
修繕費	50,899,700	
業務委託費	141,168,596	
減価償却費	11,864,779	
賞与引当金繰入	2,207,015	
退職給付費用	971,350	
その他	4,016,871	280,493,436
受託事業費		
給料手当	3,281,650	
光熱水料	3,816,844	
業務委託費	1,637,905	
その他	1,315,784	10,052,183
一般管理費		
給料手当	93,273,419	
福利厚生費	15,102,678	
公租公課	874,100	
業務委託費	103,028,687	
職員研修費	2,031,400	
減価償却費	3,570,496	
設備維持費	3,299,109	
備品消耗品費	11,298,484	
賞与引当金繰入	10,091,103	
退職給付費用	4,441,293	
その他	5,265,922	252,276,691
財務費用		
支払利息	109,227	109,227
経常費用合計		868,504,865
経常収益		
運営費交付金収益(注)		624,892,456
資産見返負債戻入(注)		
資産見返運営費交付金戻入(注)	12,606,013	12,606,013
施設使用料収入		9,580,030
受託収入		
受託収入（国以外）	10,052,183	10,052,183
その他事業収入		1,270,440
寄附金収益(注)		17,929
施設費収益		39,272,109
補助金収益		90,885,000
賞与引当金見返に係る収益(注)		28,211,869
退職給付引当金見返に係る収益(注)		12,416,597

財務収益			
受取利息	7,059	7,059	
雑益		514,466	
経常収益合計			829,726,151
経常損失			△38,778,714
臨時損失			
補償損失			
固定資産除却損	172,559	172,559	
臨時損失合計			172,559
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入㈱	172,559	172,559	
臨時利益合計			172,559
当期純損失			△38,778,714
当期総損失			△38,778,714

注記事項

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損失の処理に関する書類

第25期（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

単位：円

Ⅰ　当期未処理損失		38,778,714
当期総損失	38,778,714	
Ⅱ　損失処理額		
積立金取崩額	38,778,714	38,778,714
Ⅲ　次期繰越欠損金		—

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　本間　　謙

登録番号　52781

事 務 所　東京都練馬区早宮２―17―37

サニーヒルズ平和台205

本間綜合法律事務所

3　処分の内容　業務停止１年

4　処分が効力を生じた年月日

令和８年10月２日

令和８年10月２日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年10月20日　　福島県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　菅野奈津美

本籍地　福島県

生年月日　昭和59年７月31日

免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

幼稚園教諭二種免許状

令２幼二普第４号

令和２年４月１日、福島県教育委員会

2　失効年月日　令和８年８月22日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号

（同法施行規則第74条の２第８号ハ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長163センチメートルの男性遺体（推定年齢40歳以上60歳以下）、黒ナイロンジャケット、黒スウェットパンツ、下着など

上記の者は、令和８年３月28日午前８時15分頃、秋田県山本郡八峰町八森字チユキ47番地８のチユキ崎灯台から真方位137度3,899メートル付近海域にて発見されました。

身元不明につき遺体は火葬に付しておりますので、心当たりの方は、当町福祉保健課まで申し出てください。

令和８年10月20日

秋田県　　八峰町長　堀内　満也

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称近藤　圭）、男性、生年月日不詳（自称昭和20年12月16日）、70歳から80歳代

上記の者は、令和元年７月８日より港区福祉事務所で生活保護を開始した者である。生活保護開始にあたって氏名、生年月日、本籍等を調査したが判明に至らなかった。令和２年２月19日より群馬県太田市にある在宅型有料老人ホーム花鳥風月おおたに入所していたが、令和８年４月５日死亡した。氏名不詳のため群馬県警太田警察署に身元調査を依頼し調査を行ってもらったが判明に至らなかった。ご遺体は火葬に付し、ご遺骨は当区が保管しております。お心当たりの方は、港区保健福祉支援部生活福祉調整課まで申し出て下さい。

令和８年10月20日

東京都　　港区長　清家　　雅

会社その他の公告

解散公告

当組合は、令和八年九月二十四日開催の臨時総会の決議により令和八年九月三十日をもつて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

札幌市厚別区大谷地東一丁目二番二〇号

やまびこ北海道地区農機商業協同組合

代表清算人　久保　俊郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

札幌市中央区南二条西十丁目一〇〇〇番地二

株式会社アズ水沢

代表清算人　合田　哲万

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

仙台市青葉区北根黒松二番三八号

内外計画株式会社

代表清算人　寺島　圭樹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮城県気仙沼市唐桑町荒谷前三四番地

有限会社ヤマヤ水産

清算人　伊藤　政雄

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮城県気仙沼市本吉町猪の鼻一八二番地の四

特定非営利活動法人泉里会

清算人　三浦　清人

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮城県気仙沼市赤岩舘森一六番地の一五

株式会社及川鉄工所

代表清算人　及川　純

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

山形県米沢市中央四丁目一番八〇号

株式会社嵐山商店

代表清算人　佐藤　力

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福島県福島市松浪町四番二五号

株式会社ＡＰＲＩＲＥ

代表清算人　近野　佳子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

茨城県鹿嶋市大字長栖三七九番地

株式会社ディライテック

代表清算人　吉川　久文

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

群馬県前橋市粕川町月田一三八七番地四

有限会社フジミネ

清算人　藤嶺　正和

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

群馬県桐生市本町五丁目三六五番地一

一般社団法人ジョブラボぐんま

代表清算人　江原　敦子

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

埼玉県入間市扇台二―八―三四―一

株式会社スターライツ

代表清算人　飯原　伴光

解散公告

当社は、令和八年十月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

千葉県柏市篠籠田七四四番地一七ＫＵＲＡＫＩＣＨＩ・二〇六号室

楽亨和品合同会社

清算人　喬　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

千葉県松戸市五香七丁目一一番地の一二

フジビジネス株式会社

代表清算人　藤澤　美幸

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

千葉県市川市北方二丁目一番一五号

有限会社川宗園

清算人　鬼頭　正

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

千葉県野田市鶴奉八三―六

ＭＩＨＡＲＵ株式会社

代表清算人　山﨑　恵理

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

千葉県市川市平田一丁目一〇番一五号レジデンス市川一階

有限会社悟空

清算人　七字　悟

解散公告

当会社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に対し債権をお持ちの方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、この期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥いたします。

令和八年十月二十日

東京都墨田区京島一丁目六番六―二〇二号

アークステップ株式会社

代表清算人　本橋　由祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都世田谷区砧二丁目二〇番一四号

株式会社オム

代表清算人　久村　洋輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年十月二十日

東京都中央区銀座八丁目一〇番一号仏蘭西屋ビル三Ｆ

Ｍｙ　Ｊｏｂ　Ｔａｎｋ株式会社

代表清算人　施　愛珍

解散公告

当社は、令和八年九月三十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中央区新川一丁目八番八号

株式会社サンデーアーツ

代表清算人　橋本　和也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル二Ｆ

東京ヘルステックラボ株式会社

代表清算人　菊池健太郎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人ブンジ

代表清算人　河原　正幸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人公和

代表清算人　河原　正幸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

株式会社ザ・シナリオアート

代表清算人　志岐　誠太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区新橋六丁目五番四号ＤＩＫ新橋四一七号室

広拓テック株式会社

代表清算人　市原　麗南

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

一般社団法人ブロッコリー多糖体研究会

代表清算人　菊池健太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区外神田二丁目二番一八号

株式会社エスケーインベストメント

代表清算人　山口　正弘

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都西東京市西原町一丁目八番三四号

有限会社さえら

清算人　森田　孝治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都三鷹市下連雀七丁目一二番一二号

エス・ディー・エス有限会社

清算人　早川　博康

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都豊島区長崎五丁目一〇番一二号

株式会社アルテコーポレーション

代表清算人　伊佐治　哲

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－八〇七号

合同会社コンバース

清算人　川島　健輔

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都町田市小野路町二四〇四番地一コンパートメントモトジマ二〇〇

株式会社大福

代表清算人　渡部　渉

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

小林商事合同会社

清算人　小林　静香

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番一号

東燃高圧株式会社

代表清算人　安部　悟

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日をもちまして解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区紀尾井町三番二九号日本農業研究会館　公益財団法人肥料科学研究所

代表清算人　大山　卓爾

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階　俺ＣＦＯ合同会社

代表清算人　濱田　和志

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中央区八丁堀三丁目二五番一〇号

石黒テック株式会社

代表清算人　竹平　伸一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区九段南一丁目三番一号

株式会社未来医療研究センター

代表清算人　歌田　直人

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都町田市成瀬六丁目一〇番一六―七一二号

株式会社森山

代表清算人　栗原　信利

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都大田区大森南五丁目四番一七―二〇五

株式会社ブレイブ

代表清算人　小川　栄一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都立川市富士見町一丁目四番二九号

有限会社ラウム建築研究所

清算人　松田　幸祐

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都台東区浅草橋五丁目八番一一号

ＦＬＬＯＳＴ合同会社

清算人　吉村　祐志

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ　株式会社ＣＲＥＷ　ＡＮＤ

代表清算人　後村悠太朗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都世田谷区新町三丁目一〇番八号

水谷興産株式会社

代表清算人　水谷　範子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都練馬区向山二丁目二三番四号

株式会社ＢＲＧ

代表清算人　石田　陽介

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区赤坂二丁目一七番五五号

蔦商事株式会社

代表清算人　伊藤　博康

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二号室　合同会社アビスギルド

清算人　宇沼　銀河

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中央区築地二丁目一五番一五号

六國株式会社

代表清算人　阿保　麻子

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区内神田二丁目一五番二号

ロジ開発1号特定目的会社

代表清算人　小形　聰

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中野区東中野三丁目一一番二号一〇一

有限会社光画社

清算人　橋爪　寿志

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都目黒区目黒本町五丁目二〇番七号ＫＯＫＩ武蔵小山ビル

ＦＡＲＳＩＧＨＴＥＤ株式会社

代表清算人　祝　剛

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階　合同会社Ｃクリエイティブ

清算人　田代　親世

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都練馬区下石神井四丁目三一番一八号

有限会社ミュージオ

清算人　大澤晋之輔

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町トラストタワー二三階　ココミュ株式会社

代表清算人　金子　紗也

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都練馬区高野台一丁目二一番六―四〇八号

有限会社宮下社

清算人　宮下　伸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都練馬区北町八丁目三七番二号

サナエアートスタジオ合同会社

清算人　観堂　早苗

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都新宿区大久保二丁目二番一二号

株式会社ＬＣＬ

代表清算人　本庄　昂

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都港区浜松町二―五―五―五

株式会社すが辰ホールディングス

代表清算人　菅宮　浩行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ

株式会社ビズワーク

代表清算人　五十嵐エドワード

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年十月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社西神中央レジ開発

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区麹町二丁目三番三号

デューイ株式会社

代表清算人　星野　喜宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都江戸川区平井三丁目二七番一三号

株式会社発酵さぎょう

代表清算人　小林　精志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都目黒区自由が丘二丁目一六―一二Ｒ Ｊ三

合同会社Ｎｅｘｕｓ　Ｂｒａｖｏ　Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ

清算人　田口　孝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都豊島区東池袋五丁目七番三号

株式会社プラスアール

代表清算人　小川　智美

解散公告

当組合は、令和八年八月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区麹町四丁目五番二〇号ＫＳビル

有限責任事業組合フジヤマ

清算人　フジワラキャピタル株式会社

職務執行者　石谷　益宏

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中野区本町二丁目四六番一号　中野坂上サンブライトツイン一四階

ＡＩクリエイターズ合同会社

代表清算人　小幡　政典

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市港北区大豆戸町四八〇番地の一

株式会社齋藤事務所

代表清算人　齋藤　祐子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

川崎市川崎区宮前町八番一三号

有限会社アップル商会

清算人　岡野　和美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県足柄下郡湯河原町福浦二三三番地の一

有限会社シーサイド

清算人　髙橋　好一

解散公告

当法人は、令和六年十二月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉一丁目二番一三号一〇一

特定非営利活動法人日本小児肝臓研究所

清算人　石川　冬美

連絡先　千葉県市川市中国分一丁目一七―一三

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

川崎市川崎区渡田向町一四番四号

第二勝又ビル二〇二号　有限会社藍穂

清算人　菅野ひとみ

解散公告

当社は、令和八年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

横浜市中区北仲通五丁目五七―二

ＫＩＴＡＮＡＫＡＢＲＩＣＫ＆ＷＨＩＴＥ

ＢＲＩＣＫｓｏｕｔｈニサンカイＥ―２

株式会社Ｏｔｅｔｅ

代表清算人　鈴木ひかり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県茅ヶ崎市柳島二丁目九番三七号

有限会社ムラタワークス

清算人　村田　雄史

解散公告

当社は、令和八年九月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

横浜市金沢区富岡東六丁目三〇番

有限会社サントーレ

清算人　中里　良二

解散公告

当社は令和八年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

横浜市西区浅間町一丁目七番地の一三

株式会社酒甚

代表清算人　坂部　稔生

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県相模原市緑区吉野四三七番地三一

小俣解体工業株式会社

代表清算人　小俣　光男

解散公告

当法人は、令和八年六月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

新潟県十日町市宮中己二七四番地三

特定非営利活動法人いきいきふるさとにっぽん

清算人　服部　公

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

富山県中新川郡上市町下経田八番地

株式会社寺西商事

代表清算人　寺西　庄司

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

富山県南砺市北川五三番地の二

株式会社嶋組

代表清算人　嶋　喜彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

石川県小松市浜田町ホ一三〇番地

有限会社ウイザード

清算人　田島　薫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

長野県塩尻市大門二番町六番一号

株式会社サイテクス

代表清算人　五十嵐和幸

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

長野県茅野市金沢二六一六番地

有限会社ノグチマシン

清算人　野口　俊道

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

静岡県浜松市浜名区細江町気賀七四九番地の二四

有限会社青葉学院

清算人　杉本　明彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

愛知県稲沢市正明寺一丁目五番一三号

株式会社平手花園

代表清算人　平手　春子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

愛知県津島市東柳原町四丁目二一番地

田中機械工業株式会社

代表清算人　田中　綾子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

愛知県安城市里町石橋二四番地二九

株式会社ケイプラン

代表清算人　名倉　弘二

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

京都府宮津市字魚屋八八三番地の一

有限会社島崎元水堂

清算人　島崎　博和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪府藤井寺市北條町四―二七

合同会社Ｌｉｌｙ　Ｎｉｇｈｔ　Ｍｅａ

清算人　瀧野そよか

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪市東淀川区東淡路一丁目五番二―四一二号

あけぼの印刷株式会社

代表清算人　津曲かず代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪市都島区都島中通二―一二―二五―一〇一

代表清算人　蘇　建福

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪府堺市西区平岡町一八五番地の一二

ノバカネイチ津久野台一〇〇五号

有限会社真栄純建設

清算人　藁科　純次

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪市北区浮田二丁目五番二七号

白鳩メリヤス有限会社

清算人　白石　友三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪府羽曳野市桃山台四丁目三六番地の一一

合同会社Ｑｕｔｔｏ

清算人　西川菜津子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪市生野区田島六丁目七番二一号

大象デリカフーズ株式会社

代表清算人　佐宮　克敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪府八尾市太田新町六丁目一六番地

市川金属株式会社

代表清算人　市川　裕之

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪市中央区瓦町一丁目四番八号

クロスアシスト株式会社

代表清算人　濱元優多佳

解散公告

当法人は、令和八年十月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪府枚方市東香里新町一一番一八号

ＮＰＯ法人エンジェルス

清算人　松井　由利

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

兵庫県西宮市津門西口町七番一二号

山下電気工業株式会社

代表清算人　山下ゆひ子

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

兵庫県姫路市別所町佐土新七七六番地

株式会社ＭＩＲＡＩＮＡＪＩ

代表清算人　ファム・ホン・ターン

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神戸市灘区鶴甲三丁目五番三〇―一〇八号

株式会社シャムロック

代表清算人　辻井　雅明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神戸市西区森友一丁目一一九番地

株式会社インキュベートファクトリー

代表清算人　西田　信哉

解散公告

当社は令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

兵庫県西宮市能登町一二―五八―四一七

Mahana Designs LLC合同会社

代表清算人　マドセン　ジェフリーロス

解散公告

当社は、令和二年十二月十六日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

兵庫県多可郡多可町八千代区下野間一番地の二九

藤原木材株式会社

代表清算人　藤原　照文

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

奈良県香芝市上中五四六番地三

ウチト産業株式会社

代表清算人　森本　榮一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

和歌山県橋本市みゆき台二七番地一〇

合同会社リベルタジャパン

清算人　伊藤　佳也

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山県小田郡矢掛町小林一六三番地二

一般社団法人やかげまるごと商店街振興会

代表清算人　佐伯健次郎

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山県倉敷市児島稗田町一九四〇番地

有限会社大林縫製

清算人　大林　忍

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山市中区桑野七一三番地一〇

株式会社Ｔｒｕｓｔ　Ｔｒａｎｓｌａｔｉｏｎ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表清算人　宮﨑　栄一

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山県備前市東片上一八四番地の一

昭和産業株式会社

代表清算人　岡村　卓司

解散公告

当法人は、令和八年八月七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸三五四―三

特定非営利活動法人ねっこ

清算人　清水　孝泰

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

広島市安佐北区落合南三丁目一四番一三号

合同会社ＶＩＢＥＳＨＩＲＯＳＨＩＭＡ

代表清算人　杉田浩太朗

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

広島県東広島市鏡山一丁目一番一号広島大学教育学部内

一般社団法人広島大学東雲同窓会

代表清算人　尾形　完治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

広島県山県郡北広島町本地三三三四番地二

ミズホ工業有限会社

清算人　福本　峰子

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

山口県下関市大字吉田一二〇二番地三

株式会社晋作の湯

代表清算人　浦野　幸司

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

山口県熊毛郡田布施町別府一三八一番地五

有限会社オーラル・ケア

代表清算人　石迫寿巳生

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

徳島県鳴門市鳴門町高島字浜中一四四番地一〇

ゲートウェイ鳴門有限会社

清算人　山下　裕之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

愛媛県新居浜市政枝町三丁目一番一一号

有限会社渡辺建築構造企画

清算人　渡邊　久夫

解散公告

当法人は、令和八年九月二十九日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

愛媛県松山市泉町二二番地三

ＮＰＯ法人それいけ夢工房

清算人　菊池　弘美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

高知県安芸市本町二丁目一三番一五号

有限会社稲垣企画

清算人　稲垣　昇俊

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

高知県香南市野市町東野五五九番地五

株式会社ジオ高知

代表清算人　中村　和弘

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福岡市東区香椎照葉三丁目二番七―三〇〇一号

安丸商事株式会社

代表清算人　福原　純

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

佐賀市水ケ江三丁目十番五号

株式会社ユーネット

代表清算人　嬉野　朋子

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

熊本県水俣市汐見町一丁目五番二三号

有限会社新企画

清算人　坂本　敏雄

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大分市大字皆春三一九番地の五

有限会社建匠

清算人　加來　実

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮崎県宮崎市田野町甲二八二五番地の一一

有限会社神崎石油店

清算人　神崎　一彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮崎県宮崎市大字有田一二九番八

有限会社ケアホームやすらぎ荘

清算人　長友のり子

解散公告

当法人は、令和八年七月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

鹿児島県姶良市平松四七八八番地

有限会社北工務店

清算人　北　恭次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

鹿児島市吉野町一〇四五番地四九

株式会社滝の神産業

代表清算人　有村　京子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都府中市白糸台四丁目三九番二号

学校法人府中佼成学園

清算人　橋本　正晴

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月五日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

長野県駒ヶ根市赤穂一六三〇番地一

医療法人まつむら小児科医院

清算人　松村　忠雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月八日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

長野県伊那市西春近二六八〇番地一

医療法人元気組

清算人　野口　修

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月二十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

三重県熊野市井戸町字松原五六八番地一

宗教法人徐福廟

清算人　山田　英男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

熊本県熊本市中央区本荘六丁目一二番一四号

医療法人阿部内科医院

清算人　鈴木　保子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

鹿児島県曽於郡大崎町仮宿一五四八番地

医療法人上床歯科医院

清算人　上床　義人

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年九月十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福島県福島市御山町七番一九号

医療法人大桶歯科医院

清算人　大桶　志延

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月九日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

茨城県那珂市額田南郷字新宿三四番地の三

医療法人正宏会

清算人　塙　篤美

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年十月九日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県高座郡寒川町田端一一八〇番地

寒川町田端西地区土地区画整理組合

代表清算人　大谷　光昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福井県敦賀市平和町七番三号

医療法人松田マタニティクリニック

清算人　松田　公代

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

広島県安芸郡海田町南大正町三番二五号

医療法人社団真琴会

清算人　兼重　鉄也

解散のお知らせ

当管理組合は、解散いたしましたので、当管理組合に債権を有する方は、本広告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

滋賀県大津市におの浜一丁目一番二〇号

ピアザ淡海管理組合

代表清算人　棚橋　亮介

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

広島市中区上八丁堀五番五―一〇五

医療法人北原会

清算人　原田　能之

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧六四六番地

医療法人眞心会

清算人　名城　眞治

清算人　名城喜與子

清算人　原　俊雄

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年八月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福井県大野市篠座第四五号一一番地

農事組合法人豆の木

清算人　長田　泰子

第四十八期決算公告

貸借対照表の要旨　令和八年六月三十日現在

（単位・千円）

資産の部

流動資産	六五八、〇四一
固定資産	四、八一四、五二三
合計	五、四七二、五六四

負債及び純資産の部

流動負債	一一一、三〇九
固定負債	九〇五、〇〇三
株主資本	四、四五六、二五二
資本金	一八、〇〇〇
利益剰余金	四、四三八、二五二
利益準備金	四、四三八、一五九
その他利益剰余金	（一、一〇一）
（当期純利益）	五、四七二、五六四
合計	

令和八年十月二十日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地

株式会社社港食品

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県十和田市大字法量字家ノ前七七番地、最後の住所青森県十和田市大字法量字家ノ前五五番地一　被相続人　亡　下川原義久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

青森県十和田市西三番町一番四二号ＮＴＴ十和田ビル二階　弁護士法人青空と大地

相続財産清算人　弁護士　橋本　明広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市橋本一丁目八番地一一、最後の住所青森県青森市久須志三丁目一〇番五号　被相続人　亡　和山　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

青森市古川二丁目二番六号　葛西ビル三階

相続財産清算人　弁護士　須藤　真悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市富田五丁目二六四番地一〇、最後の住所青森県青森市富田五丁目一番三〇号　被相続人　亡　森内　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

青森市新町二丁目八番二六号　青森県火災共済会館四階　岩谷法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊藤　貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町一二番、最後の住所秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町一二番二六号　被相続人　亡　大嶋　慎也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

秋田市八橋三和町五番八号　一階

相続財産清算人　司法書士　髙橋　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字妙見寺三〇番地、最後の住所山形県山形市飯田五丁目七番二五号　被相続人　亡　會田　昭二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

山形市相生町六番四二号　工藤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　工藤　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡長野原町大字応桑一二六八番地、最後の住所群馬県吾妻郡長野原町大字応桑一八七五番地三六　被相続人　亡　佐藤　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二―Ａ―四　ぐんま市民法律事務所

相続財産清算人　弁護士　福田　寿男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田東三丁目二三番、最後の住所埼玉県八潮市八潮二丁目二五番地一九　被相続人　亡　阿部　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目七番一三号

相続財産清算人　弁護士　加々美　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似十二条十三丁目一一二九番地、最後の住所千葉県茂原市大芝三一五番地三　被相続人　亡　山下　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所千葉県茂原市鷲巣二九五番地八

相続財産清算人　司法書士　麻生　武

第40期決算公告

2026年10月20日

広島県府中市河面町811番地

綾目精機株式会社

代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨　（2026年7月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	275,600	流動負債	55,728
固定資産	103,338	（うち賞与引当金）	(2,570)
		固定負債	51,155
		株主資本	269,595
		資本金	10,000
		利益剰余金	259,595
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	257,095
		（うち当期純損失）	(27,992)
		評価・換算差額等	2,459
		その他有価証券評価差額金	2,459
資産合計	378,938	負債・純資産合計	378,938

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市中央一丁目一五九三番地、最後の住所千葉県木更津市祇園一丁目一二番四号　被相続人　亡　今小路　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号浜名法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋二丁目三八〇番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市代宿八番地東京都千葉福祉園　被相続人　亡　小林利惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古田　恭司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市笠上町五九九九番地四、最後の住所千葉県銚子市笠上町五九九九番地の四　被相続人　亡　北村　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所千葉県匝瑳市八日市場イ八三番地弁護士法人房総法律八日市場事務所

相続財産清算人　弁護士　小林　幸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八丈島八丈町大賀郷八七番地、最後の住所東京都八丈島八丈町大賀郷八七番地　被相続人　亡　奥山　博康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階　潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　河西　一実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市増尾台四丁目八六七番地一三、最後の住所東京都目黒区駒場一丁目一九番一二号　被相続人　亡　佐藤　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一Ｆたんぽぽ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市川入六〇八番地、最後の住所東京都練馬区西大泉四丁目一〇番六号　社会福祉法人泉陽会　被相続人　亡　秋岡　邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都中央区銀座八丁目一二番一〇号銀座槇町ビル一〇階　弁護士法人つくし

相続財産清算人　弁護士　康　仙華

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴九六五番地二〇、最後の住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴九六五番地の二〇　被相続人　亡　齊藤　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県小田原市栄町一―一四―四八ジャンボーナックビル七一〇号室　田中・宇佐美・石井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　宇佐美満規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区新丸子東一丁目八三五番地、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国一六〇番地―八一八号コンフォート苗場　被相続人　亡　小林　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所新潟県南魚沼市六日町四七九番地久保田ビル二階　六日町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　渡邉真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市七日市新田二八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　米山　良作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

主たる事務所新潟県中央区新光町一〇番地二　相続財産清算人　弁護士法人一新総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市西福町三〇七三番地、最後の住所富山県小矢部市西福町四番七号　被相続人　亡　長谷川　奨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

富山県高岡市明野町三番七号　相続財産清算人　村本公一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字高田二三八番地、最後の住所長野県長野市居町七五番地二居町コーポ三号室　被相続人　亡　岸田　朋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

長野県長野市大字鶴賀緑町一三九三番地三富士火災長野ビル八階山際悟郎法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山際　悟郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣市根尾越卒四〇九番地、最後の住所岐阜県瑞穂市重里二〇一一番地医療型サービス付き高齢者住宅巣南　被相続人　亡　所　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所岐阜市神田町一―一―五岐阜神田町ビル五Ａ号室　池田智洋法律事務所　相続財産清算人　弁護士　池田　智洋

第２期決算公告

令和８年10月20日

東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
Ｎｏｚｏｍｉ特定目的会社
取締役　髙橋　法彦

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	7,062,324	流動負債	24,522
流動資産	7,062,324	**負債合計**	**24,522**
		社員資本	7,037,802
		特定先資本金	100
		優先資本金	7,069,566
		剰余金	△31,863
		当期未処理損失	31,863
		純資産合計	**7,037,802**
資産合計	**7,062,324**	**負債・純資産合計**	**7,062,324**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	28,765
営業損失	28,765
営業外収益	0
経常損失	28,765
税引前当期純損失	28,765
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	29,975

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市蘇原月丘町一丁目一番地一、最後の住所岐阜県各務原市蘇原月丘町一丁目一番地一　月丘団地四棟二〇二

被相続人　亡　長屋　徳成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所岐阜市江川町一六番地　弁護士法人森川・鈴木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中西　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市京町三丁目三三番地一、最後の住所滋賀県彦根市日夏町一五一番地

被相続人　亡　廣瀬美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

滋賀県彦根市小泉町三〇〇番地九サンロードビルⅡ四階四〇一　南彦根法律事務所

相続財産清算人　弁護士　鈴木　司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字大窪七七〇番地、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字大窪七七〇番地

被相続人　亡　清水　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

滋賀県彦根市佐和町三―一五　千祥ビル四階　生駒法律事務所

相続財産清算人　弁護士　矢田　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区平尾二丁目一九番地、最後の住所大阪府門真市石原町四番一七号ガーデンハイツＡ二〇二号

被相続人　亡　永山　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番二一号つねなりビル七階

相続財産清算人　弁護士　白波瀬文吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市飯名一三五番地一、最後の住所神戸市灘区友田町三丁目六番一二―三〇一号

被相続人　亡　小島佐和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

神戸市中央区相生町四丁目二番二八号神戸駅前千代田ビル四階Ａ号室

相続財産清算人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市前浜町一四番地、最後の住所兵庫県西宮市前浜町一四番二一―一〇一号

被相続人　亡　森　英造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

相続財産清算人　弁護士　関本　龍志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市川東町二五番地、最後の住所兵庫県西宮市安井町四番三七号

被相続人　亡　福田　静恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

相続財産清算人　弁護士　足立友季世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区生田町四丁目一八番地四、最後の住所兵庫県神戸市北区東大池二丁目一八番六―二〇一号

被相続人　亡　塩谷　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

神戸市中央区江戸町九五井門神戸ビル七階　神戸さざんか法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大垣　人士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡矢掛町横谷二八一六番地一、最後の住所岡山県浅口郡里庄町大字里見四六〇三番地九

被相続人　亡　田中弥永子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山県倉敷市浜町一丁目一一番二一号

相続財産清算人　弁護士　保津　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市中島二〇一番地五、最後の住所岡山県倉敷市中島二〇一番地五

被相続人　亡　吉原　貞彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山県倉敷市浜町一丁目一一番二一号

相続財産清算人　弁護士　保津　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市下津井一丁目四〇三番地、最後の住所岡山県倉敷市下津井一丁目一一番七号

被相続人　亡　柏村　友子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

岡山県倉敷市児島下の町三丁目八番四一号

相続財産清算人　司法書士　盛武　晴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市宮原町一九四九番地一最後の住所愛媛県新居浜市宮原町一番三号

被相続人　亡　笹本ヒサヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

愛媛県新居浜市繁本町七番二号　弁護士法人高橋総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高橋　周平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十日

京都市伏見区竹田桶ノ井町一五〇番地

（甲）株式会社アールライフ

代表取締役　皇甫　樹

京都市伏見区竹田中川原町三六六番地

（乙）株式会社松原興産ＥＸＴＲＡ

代表取締役　皇甫　隈

第46期決算公告

令和8年10月20日

京都市伏見区竹田桶ノ井町150番地

株式会社アールライフ

代表取締役　皇甫　樹

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	13,038
	固定資産	9,639
	繰延資産	14
	合計	22,692
負債及び純資産の部	流動負債	7,550
	固定負債	12,172
	株主資本	2,969
	資本金	10
	利益剰余金	2,959
	その他利益剰余金	2,959
	（うち当期純利益）	（748）
	合計	22,692

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　森田　孝二
　従来の住所　東京都板橋区大山口上町二二番七号山本方
　生年月日　昭和三十四年七月九日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第二七四五一号
四　供託金額　一、三二一、四四五円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七一六九四号
　令和八年十月二十日
　東京都渋谷区西原三―三八―一二ボカージュ代々木上原三〇五号代々木上原とちのき法律事務所
　不在者財産管理人　弁護士　井村　華子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　髙橋　拓未
　住所　沖縄県うるま市赤道三二九番地一　レオパレス赤道Ⅱ一一一
　生年月日　昭和四十三年三月二十三日
二　供託所　熊本地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第一〇七一号
四　供託金額　八、六八四、四九二円
五　裁判所　熊本家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第三一九〇号
　令和八年十月二十日
　熊本市中央区新大江三―九―三三
　不在者財産管理人　司法書士　萱島　竜三

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　亡　小松　茂雄
　最後の住所　東京都調布市深大寺北町四丁目一七番地一　吉祥寺病院
　生年月日　昭和三十七年一月十七日
　死亡年月日　令和三年六月二十六日
二　供託所　東京法務局府中支局
三　供託番号　令和八年度金第九六三号
四　供託金額　一五二万八八四四円
五　裁判所　東京家庭裁判所立川支部
六　事件名　相続財産の保存に関する処分申立事件
七　事件番号　令和三年（家）第九〇七四〇号
　令和八年十月二十日
　東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階　オオノ・キド法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

無縁墳墓等改葬公告

この度当出張所の合併・閉所のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
　令和八年十月二十日
一、墳墓等所在地　鹿児島市新屋敷町二五番二五号
一、墳墓等の名称　本願寺鹿児島別院清南出張所一時預かり納骨所
一、死亡者の本籍及び氏名　佐々木ツヤ、佐々木ユリ子、芥切祐敬、芥切治雄他二名、佐々木武司、堀井芳之、杉安次生、上村重則、上村耕大、中村直彦、久留久義・松江、坂元春明、安永健二、黒田和子、元吉重人、坂口光樹、吉田石松・吉田とよ、村野キミ、春田一男、藤田吉平、松尾タキヨ、東ムツヨ、新川市清、川畑偲、因幡純久、篠山ハツエ・小山武市、川路山シズエ、真田松之助、山下清樹、田中袈助、中村マツ、松元ミツ、山口定雄・ツル、高橋隆藏・静枝、岩川ミツエ、海田幸七、田村邦雄、下田代ツユ子、浜元勇・シオ、大西マリ子、中島巖、山野重吉、森田敦子、小倉助次郎、永田ツナ、宮内正一、花牟礼ハナ、永田哲二、柿元トキ子、藤上（死産）、中尾、金山一郎、太田、猪野真市、上原トミ、迫清秀、溝口文雄、鍋谷、塩崎浄一郎、太田艶子、中迫、新居りょう子、徳ミチ子、吉田はやと、春山ヨシ、以上本籍は全て不詳
一、改葬を行おうとする者　鹿児島市東千石町二一番三八号　本願寺鹿児島別院　代表役員　吉川　孝介

第21期決算公告

令和８年９月25日
東京都港区新橋四丁目１番１号新虎通りＣＯＲＥ３Ｆ
アズカルアセットマネージメント株式会社
代表取締役会長　稲葉　真行

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,321,256	流動負債	265,021
固定資産	687,087	株主資本	1,717,940
		資本金	100,000
		資本剰余金	770,000
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	760,000
		利益剰余金	849,540
		利益準備金	1,725
		その他利益剰余金	847,815
		（うち当期純利益）	（162,986）
		自己株式	△1,600
		評価・換算差額等	25,381
資産合計	2,008,344	負債・純資産合計	2,008,344

第18期決算公告

令和８年10月20日
東京都港区南青山３―１―30
株式会社Pasona art now
代表取締役　吉田　怜史

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	743,609	流動負債	135,175
固定資産	19,609	（うち賞与引当金）	（5,712）
		固定負債	1,287
		株主資本	626,755
		資本金	50,000
		資本剰余金	66,097
		その他資本剰余金	66,097
		利益剰余金	510,658
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	498,158
		（うち当期純利益）	（90,912）
資産合計	763,218	負債・純資産合計	763,218

第26期決算公告

令和８年10月20日
富山県南砺市小又311番地
株式会社ぬく森の郷
代表取締役　東島　徹

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	48,853	流動負債	10,680
固定資産	68,958	固定負債	69,188
		株主資本	37,943
		資本金	15,500
		資本剰余金	40,959
		（その他資本剰余金）	（999）
		利益剰余金	△17,415
		その他利益剰余金	△17,415
		（うち当期純利益）	（31）
		自己株式	△1,100
資産合計	117,811	負債・純資産合計	117,811

第17期決算公告

令和８年９月25日　東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
ＥＹ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　松浦　利治

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,124,185	流動負債	7,898,860
固定資産	13,498,592	賞与引当金	110,763
		固定負債	9,641,325
		退職給付引当金	323,794
		株主資本	82,591
		資本金	13,000
		資本剰余金	3,000
		資本準備金	3,000
		利益剰余金	66,591
		その他利益剰余金	66,591
		（うち当期純損失）	（15,247）
資産合計	17,622,778	負債・純資産合計	17,622,778

第17期決算公告

令和８年９月24日
東京都中野区中央１丁目21－２
ＹＳビル２階
株式会社フレンドワークス
代表取締役　鈴木　匠

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,496
	固定資産	4,390
	合計	101,886
負純資債及産のび部	流動負債	19,191
	固定負債	73
	株主資本	82,622
	資本金	5,000
	利益剰余金	77,622
	利益準備金	88
	その他利益剰余金	77,534
	（うち当期純利益）	(15,608)
	合計	101,886

第13期決算公告

令和８年10月20日
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1692番地の１
株式会社ＴＨ
代表取締役　普久原朝章

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,983,703
	固定資産	176,964,512
	繰延資産	4,200,000
	資産合計	187,148,215
負純資債及産のび部	流動負債	50,913,886
	固定負債	134,082,513
	株主資本	2,151,816
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△2,848,184
	その他利益剰余金	△2,848,184
	（うち当期純利益）	(1,494,346)
	負債・純資産合計	187,148,215

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十一月二十八日であり、両社の承認決議は令和八年十月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十日
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那一六九二番地の一
（甲）株式会社ＴＨ
代表取締役　普久原朝章
沖縄県那覇市字仲井真二八一番地－二〇一号
（乙）合同会社朝日ハウジング
代表社員　普久原朝章

第44期決算公告

令和８年10月20日
東京都港区芝１丁目４番７号
株式会社システムプランニングコーポレーション
代表取締役　長田　泰広

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	215,907
	固定資産	11,957
	資産合計	227,864
負純資債及産のび部	流動負債	40,671
	固定負債	51,676
	退職給付引当金	21,276
	株主資本	135,517
	資本金	10,000
	利益剰余金	125,517
	その他利益剰余金	125,517
	（うち当期純利益）	(26,474)
	負債・純資産合計	227,864

第14期決算公告

令和８年９月30日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＲＷ弥富特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	13,987,975	流動負債	15,168,631
固定資産	13,987,975	固定負債	288,040
有形固定資産	10,681,375	負債合計	15,456,672
投資その他の資産	3,306,600	社員資本	102,385
その他の資産	1,571,081	特定資本金	5,000
流動資産	1,547,000	優先資本金	10,050
固定資産	22,803	剰余金	87,335
投資その他の資産	22,803	当期未処分利益	87,335
繰延資産	1,277	純資産合計	102,385
合計	15,559,057	合計	15,559,057

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	627,481
営業費用	540,636
営業利益	86,844
営業外収益	1,236
営業外費用	—
経常利益	88,080
税引前当期純利益	88,080
法人税、住民税及び事業税	745
当期純利益	87,335
前期繰越利益	0
当期未処分利益	87,335

第46期決算公告

令和８年９月18日
東京都港区高輪四丁目10番18号
ＧＥヘルスケアファーマ株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,210
	固定資産	107
	合計	7,317
負純資債及産のび部	流動負債	4,230
	固定負債	0
	株主資本	3,087
	資本金	101
	利益剰余金	2,986
	その他利益剰余金	2,986
	合計	7,317

㈱　当期純利益　221百万円

第10期決算公告

令和８年９月30日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
マーリン特定目的会社
取締役　海瀬　浩昭

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	79,030,309	流動負債	11,566
固定資産	79,030,309	固定負債	1,000,000
投資その他の資産	79,030,309	負債合計	1,011,566
その他の資産	4,354,625	社員資本	82,373,368
流動資産	4,329,195	特定資本金	5,000
繰延資産	25,430	優先資本金	81,186,700
		剰余金	1,181,668
		当期未処分利益	1,181,668
		純資産合計	82,373,368
合計	83,384,934	合計	83,384,934

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,256,866
営業費用	74,080
営業利益	1,182,786
営業外収益	1,338
営業外費用	2,395
経常利益	1,181,728
税引前当期純利益	1,181,728
法人税、住民税及び事業税	998
当期純利益	1,180,730
前期繰越利益	938
当期未処分利益	1,181,668

決算公告

令和８年３月25日
東京都渋谷区渋谷三丁目９番９号
東京建物渋谷ビル８階SivanS株式会社内
Cato Networks株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,972
	固定資産	504
	繰延資産	249
	資産合計	7,725
負純資債及産のび部	流動負債	4,688
	賞与引当金	93
	有給休暇引当金	27
	固定負債	2,257
	株主資本	780
	資本金	0
	利益剰余金	780
	その他利益剰余金	780
	（うち当期純利益）	(243)
	負債・純資産合計	7,725

第47期決算公告

令和８年10月20日
千葉県千葉市中央区中央一丁目８番６号
株式会社新都商事
代表取締役　宋　垠錫

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,774
	固定資産	737,080
	資産合計	822,854
負純資債及産のび部	流動負債	149,754
	株主資本	673,100
	資本金	3,000
	利益剰余金	670,100
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	669,600
	（うち当期純利益）	(5,769)
	負債・純資産合計	822,854

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙は計算書類の公告義務がありません。

令和八年十月二十日
千葉県千葉市中央区中央一丁目八番六号
（甲）株式会社新都商事
代表取締役　宋　垠錫
千葉県千葉市中央区中央一丁目八番六号
（乙）有限会社大都商事
代表取締役　宋　垠錫

第 54 期 決 算 公 告

令和８年10月20日
東京都渋谷区神宮前一丁目５番１号
日本警備保障株式会社
代表取締役　迫田　将幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	202,630,799
	固定資産	30,000,000
	資産合計	232,630,799
負債及び純資産の部	流動負債	428,340
	株主資本	232,202,459
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	99,173,939
	資本準備金	99,173,939
	利益剰余金	33,028,520
	その他利益剰余金	33,028,520
	（うち当期純損失）	(279,150)
	負債・純資産合計	232,630,799

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二百万円、資本準備金の額を九千七百十七万三千九百三十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日
東京都渋谷区神宮前一丁目五番一号
日本警備保障株式会社
代表取締役　迫田　将幸

第 36 期 決 算 公 告

令和８年10月20日
東京都世田谷区太子堂四丁目30番４号
株式会社平山建築設計
代表取締役　井田　輝美

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12
	固定資産	104
	合計	117
負債及び純資産の部	流動負債	2
	固定負債	8
	株主資本	105
	資本金	10
	利益剰余金	95
	その他利益剰余金	95
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	117

第 35 期決算公告　令和８年10月20日
長野県小諸市市町１丁目２番22号
株式会社柳良
代表取締役　柳田　毅

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	32,628,545
	固定資産	30,413,135
	合計	63,041,680
負債及び純資産の部	流動負債	19,504,744
	固定負債	68,357,389
	株主資本	△24,820,453
	資本金	25,000,000
	資本剰余金	△9,156,727
	その他資本剰余金	△9,156,727
	利益剰余金	△40,663,726
	その他利益剰余金	△40,663,726
	（うち当期純損失）	(2,579,861)
	合計	63,041,680

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり株主総会の決議は、令和八年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日
長野県小諸市市町一丁目二番二二号
株式会社柳良
代表取締役　柳田　毅

第 10 期 決 算 公 告

令和８年９月29日
東京都新宿区西新宿一丁目23番７号
新東京建設株式会社
代表取締役　鈴木　政保

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,647
	固定資産	1,652
	合計	31,299
負債及び純資産の部	流動負債	12,034
	株主資本	19,265
	資本金	45,000
	利益剰余金	△25,734
	その他利益剰余金	△25,734
	（うち当期純利益）	(1,040)
	合計	31,299

第 75 期 決 算 公 告

令和８年10月20日
京都市右京区鳴滝松本町29番地５
株式会社津田産業
代表取締役　桂　　有枝

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	15,246,591
	固定資産	99,280,510
	合計	114,527,101
負債及び純資産の部	流動負債	93,689,110
	固定負債	8,250,000
	株主資本	12,587,991
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	△412,009
	利益準備金	500,000
	その他利益剰余金	△912,009
	（うち当期純利益）	(4,183,086)
	合計	114,527,101

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日
京都市右京区鳴滝松本町二九番地五
株式会社津田産業
代表取締役　桂　有枝

第 73 期決算公告　令和８年10月20日
静岡県富士市蓼原49―４
株式会社大村総業
代表取締役　等々力けい子

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,663,424
	固定資産	3,595,546
	合計	5,258,970
負債及び純資産の部	流動負債	896,638
	固定負債	16,690
	株主資本	4,345,642
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,295,642
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	4,283,142
	（うち当期純利益）	(6,519)
	合計	5,258,970

第 54 期 決 算 公 告

令和８年10月20日　兵庫県姫路市古二階町63番地
株式会社大和生研
代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,251	流動負債	3,534
固定資産	22,743	固定負債	13,190
繰延資産	2	負債合計	16,724
		株主資本	11,273
		資本金	10
		資本剰余金	88
		資本準備金	88
		利益剰余金	11,176
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	11,164
		純資産合計	11,273
資産合計	27,997	負債・純資産合計	27,997

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,570
売上原価	4,439
売上総利益	9,131
販売費及び一般管理費	9,025
営業利益	106
営業外収益	204
営業外費用	179
経常利益	131
特別利益	28
特別損失	21
税引前当期純利益	138
法人税、住民税及び事業税	47
当期純利益	91

第 8 期 決 算 公 告

令和８年９月14日
大阪府大阪市北区芝田１―14―８
株式会社グレッジ
代表取締役　大谷　康仁

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	280,271
	固定資産	182,139
	資産合計	462,410
負債及び純資産の部	流動負債	267,470
	固定負債	43,590
	株主資本	151,350
	資本金	1,000
	利益剰余金	150,350
	その他利益剰余金	150,350
	（うち当期純利益）	(107,856)
	負債・純資産合計	462,410

第６期決算公告

令和８年10月20日
福岡県福岡市西区九大新町５番５
株式会社ＪＣＣＬ
代表取締役　梅原　俊志

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,777
	固定資産	196,390
	資産合計	421,168
負債及び純資産の部	流動負債	103,409
	固定負債	15,290
	株主資本	302,468
	資本金	100,000
	資本剰余金	267,488
	利益剰余金	△65,020
	その他利益剰余金	△65,020
	（うち当期純損失）	(65,020)
	負債・純資産合計	421,168

第53期決算公告

令和８年10月20日　兵庫県姫路市古二階町63番地
株式会社117
代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,775	流動負債	5,643
固定資産	77,649	固定負債	55,865
		負債合計	61,508
		株主資本	25,916
		資本金	50
		資本剰余金	23
		資本準備金	23
		利益剰余金	25,843
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	25,837
		純資産合計	25,916
資産合計	87,424	負債・純資産合計	87,424

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,392
売上原価	1,622
売上総利益	1,770
販売費及び一般管理費	1,507
営業利益	263
営業外収益	766
営業外費用	640
経常利益	389
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	389
法人税、住民税及び事業税	134
当期純利益	255

第33期決算公告

令和８年９月29日
福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号
トラストパーク株式会社
代表取締役　大津　忠芳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,310,996
	固定資産	1,824,272
	資産合計	3,135,268
負債及び純資産の部	流動負債	1,003,146
	固定負債	1,136,445
	株主資本	995,660
	資本金	421,352
	資本剰余金	257,327
	利益剰余金	316,981
	その他利益剰余金	316,981
	（うち当期純利益）	(150,574)
	評価・換算差額等	16
	負債・純資産合計	3,135,268

第39期決算公告

令和８年10月20日　兵庫県姫路市古二階町63番地
株式会社あっぷる
代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	770	流動負債	216
固定資産	1,225	固定負債	991
有形固定資産	1,178	株主資本	797
無形固定資産	9	資本金	30
投資その他の資産	38	利益剰余金	767
繰延資産	10	利益準備金	8
		その他利益剰余金	760
資産合計	2,005	負債・純資産合計	2,005

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,311
売上原価	565
売上総利益	1,746
販売費及び一般管理費	1,723
営業利益	23
営業外収益	38
営業外費用	16
経常利益	44
特別利益	0
特別損失	44
税引前当期純利益	0
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	0

第25期決算公告

令和８年10月20日
福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号
株式会社グランシップ
代表取締役　大津　忠芳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,879
	固定資産	41,449
	資産合計	101,328
負債及び純資産の部	流動負債	22,214
	固定負債	35,917
	株主資本	43,196
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,196
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	30,696
	（うち当期純利益）	(11,042)
	負債・純資産合計	101,328

※令和８年７月１日吸収合併により消滅

第62期決算公告

令和８年10月20日　兵庫県姫路市古二階町63番地
株式会社117メンバーズ
代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	196,970	流動負債	17,356
固定資産	308,548	固定負債	136,210
投資その他の資産	308,548	株主資本	351,952
		資本金	50,000
		利益剰余金	301,952
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	296,952
資産合計	505,518	負債・純資産合計	505,518

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	6,582
売上原価	658
売上総利益	5,924
販売費及び一般管理費	3,253
営業利益	2,671
営業外収益	8,005
営業外費用	11
経常利益	10,665
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	10,665
法人税、住民税及び事業税	2,721
当期純利益	7,944

第23期決算公告

令和８年９月29日
福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号
トラスト不動産開発株式会社
代表取締役　早川　雄二

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,170,507
	固定資産	284,884
	資産合計	4,455,392
負債及び純資産の部	流動負債	4,045,004
	固定負債	256,876
	株主資本	153,510
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	3,510
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△8,989
	（うち当期純損失）	(147,916)
	負債・純資産合計	4,455,392

第４期決算公告

令和８年10月20日
東京都港区芝浦三丁目６番14号10階
ＥｎＧｅｎｉｕｓ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　**喻**　鳳　筱

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	426,826
	固定資産	46,699
	合計	473,526
負債及び純資産の部	流動負債	111,330
	固定負債	492
	株主資本	361,703
	資本金	225,000
	資本剰余金	195,000
	資本準備金	195,000
	利益剰余金	△58,296
	その他利益剰余金	△58,296
	（うち当期純損失）	(43,495)
	合計	473,526

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日
東京都港区芝浦三丁目六番一四号一〇階
ＥｎＧｅｎｉｕｓ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　**喻**　鳳　筱

決算公告　令和８年10月20日
静岡県掛川市駅前５番地の12ポレスター掛川ステーションレジデンス102
弥栄かけがわ株式会社
代表取締役　増田　祥典
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,514
	固定資産	326,982
	資産合計	**347,497**
負債及び純資産の部	流動負債	70,914
	固定負債	10,005
	株主資本	266,577
	資本金	93,150
	資本剰余金	171,750
	資本準備金	171,750
	利益剰余金	1,677
	その他利益剰余金	1,677
	（うち当期純損失）	(610)
	負債・純資産合計	**347,497**

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を一億七千百七十五万円減少することにいたしました。
株主総会の決議は、令和八年九月十四日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十日
静岡県掛川市駅前五番地の一二ポレスター掛川ステーションレジデンス一〇二
弥栄かけがわ株式会社
代表取締役　増田　祥典

第16期決算公告　令和８年９月29日
福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号
トラストパトロール株式会社
代表取締役　山下　直文
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,543
	固定資産	11,696
	資産合計	**65,240**
負債及び純資産の部	流動負債	64,762
	固定負債	38,053
	株主資本	△37,575
	資本金	30,000
	利益剰余金	△67,575
	その他利益剰余金	△67,575
	（うち当期純損失）	(4,528)
	負債・純資産合計	**65,240**

第８期決算公告　令和８年10月20日
兵庫県尼崎市御園町24番地
みやこファーマシー株式会社
代表取締役　宮川　啓介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,949
	固定資産	875
	合計	**2,824**
負債及び純資産の部	流動負債	83,389
	固定負債	26,721
	株主資本	△107,285
	資本金	1,000
	利益剰余金	△107,286
	その他利益剰余金	△107,286
	（うち当期純損失）	(17,598)
	合計	**2,824**

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://weeds-publicnotice.com
（乙）左記のとおりです。
令和八年十月二十日
埼玉県北葛飾郡松伏町築比地七九五番地一
（甲）Ｏｆｆｉｃｅ　ＴＯ株式会社
代表取締役　渡邉　奈美
兵庫県尼崎市御園町二四番地
（乙）みやこファーマシー株式会社
代表取締役　宮川　啓介

第30期決算公告
令和８年10月20日
東京都港区赤坂六丁目３番18号
株式会社プロデュース・オン・デマンド
代表取締役　菊地　　頼
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	544,790
	固定資産	278,272
	合計	**823,062**
負債及び純資産の部	流動負債	24,447
	固定負債	210
	株主資本	798,405
	資本金	80,000
	資本剰余金	48,692
	利益剰余金	669,713
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	649,713
	（うち当期純損失）	(19,809)
	合計	**823,062**

定款変更につき通知公告
当社は、合同会社犬組との吸収合併の効力発生を条件として、その効力発生日（令和八年十二月一日）付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。
なお、同日（合併効力発生日）に当社の株券は無効となります。
令和八年十月二十日
東京都港区赤坂六丁目三番一八号
株式会社プロデュース・オン・デマンド
代表取締役　菊地　　頼

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十日
東京都港区赤坂六丁目三番一八号
（甲）株式会社プロデュース・オン・デマンド
代表取締役　菊地　　頼
東京都港区赤坂六丁目三番一八号
（乙）合同会社犬組
代表社員　菊地　　頼

第５期決算公告
令和８年10月20日
東京都渋谷区代々木三丁目46番16号
小野木ビル607
株式会社ＧＯＯＤＬＩＦＥ
代表取締役　鈴木　涼太
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	95,826
	固定資産	44,591
	合計	**140,417**
負債及び純資産の部	流動負債	35,544
	固定負債	89,028
	株主資本	15,843
	資本金	1,000
	利益剰余金	14,843
	その他利益剰余金	14,843
	（うち当期純利益）	(4,015)
	合計	**140,417**

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/260508/announces
令和八年十月二十日
東京都渋谷区代々木三丁目四六番一六号小野木ビル六〇七
（甲）株式会社ＧＯＯＤＬＩＦＥ
代表取締役　鈴木　涼太
東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
（乙）株式会社ＧＤＳ
代表取締役　鈴木　涼太

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は令和八年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

香川県三豊市仁尾町仁尾丁二九二番地一

塩田紙器株式会社

代表取締役　真鍋　章子

第34期決算公告　令和８年10月20日

香川県三豊市仁尾町仁尾丁292番地１

塩田紙器株式会社

代表取締役　真鍋　章子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	64,937,831
	固定資産	75,247,794
	資産合計	140,185,625
負純資産の債及び部	流動負債	58,273,810
	固定負債	149,950,000
	負債合計	208,223,810
	株主資本	△68,038,185
	資本金	10,100,000
	利益剰余金	△78,138,185
	繰越利益剰余金	△78,138,185
	（うち当期純損失）	(56,926,940)
	純資産合計	△68,038,185
	負債・純資産合計	140,185,625

第13期決算公告　令和８年９月29日

福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号

トラストメディカルサポート株式会社

代表取締役　久保薗　剛

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	240,969
	固定資産	355,350
	資産合計	596,319
負純資産の債及び部	流動負債	62,285
	固定負債	1,073,953
	株主資本	△539,920
	資本金	10,000
	資本剰余金	50,901
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	40,901
	利益剰余金	△600,821
	その他利益剰余金	△600,821
	（うち当期純損失）	(698,223)
	負債・純資産合計	596,319

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は令和八年九月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

愛媛県四国中央市寒川町一一〇四番の一

四国中央物流株式会社

代表取締役　由藤　伸岳

第23期決算公告　令和８年10月20日

愛媛県四国中央市寒川町1104番の１

四国中央物流株式会社

代表取締役　由藤　伸岳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	79,588,639
	固定資産	118,948,996
	資産合計	198,537,635
負純資産の債及び部	流動負債	70,321,208
	固定負債	279,985,221
	負債合計	350,306,429
	株主資本	△151,768,794
	資本金	10,050,000
	利益剰余金	△161,818,794
	繰越利益剰余金	△161,818,794
	（うち当期純損失）	(10,605,505)
	純資産合計	△151,768,794
	負債・純資産合計	198,537,635

第13期決算公告　令和８年９月29日

福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号

トラストアセットパートナーズ株式会社

代表取締役　此本　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	194,437
	固定資産	22,288
	資産合計	216,725
負純資産の債及び部	流動負債	17,369
	固定負債	11,319
	株主資本	188,037
	資本金	100,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	48,037
	その他利益剰余金	48,037
	（うち当期純利益）	(16,141)
	負債・純資産合計	216,725

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

東京都大田区下丸子四丁目二六番五―一〇二号

株式会社マルコウ

代表取締役　新保　治子

代表取締役　今井　綾子

第34期決算公告

令和８年10月20日

東京都大田区下丸子四丁目26番５－102号

株式会社マルコウ

代表取締役　新保　治子

代表取締役　今井　綾子

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,153
	固定資産	30,382
	資産合計	34,535
負純資産の債及び部	流動負債	180
	株主資本	34,355
	資本金	15,000
	利益剰余金	19,355
	利益準備金	3,860
	その他利益剰余金	15,495
	（うち当期純損失）	(52)
	負債・純資産合計	34,535

第53期決算公告　令和８年９月29日

福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号

株式会社ＲＶトラスト

代表取締役　河邉誠一郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	265,284
	固定資産	212,136
	資産合計	477,421
負純資産の債及び部	流動負債	123,120
	固定負債	512,358
	株主資本	△158,057
	資本金	25,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△198,057
	その他利益剰余金	△198,057
	（うち当期純利益）	(530,895)
	負債・純資産合計	477,421

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

北海道浦河郡浦河町字西舎四四四番地の一

（甲）株式会社吉澤ステーブル

代表取締役　吉澤　克己

北海道浦河郡浦河町字西舎四四四番地の一

（乙）Y's Horse Factory株式会社

代表取締役　川口健太朗

第30期決算公告　令和８年10月20日

北海道浦河郡浦河町字西舎444番地の１

株式会社吉澤ステーブル

代表取締役　吉澤　克己

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,703,804
	固定資産	1,486,693
	繰延資産	53,767
	合計	3,244,265
負純資産の債及び部	流動負債	373,087
	固定負債	976,691
	株主資本	1,894,486
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,794,486
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	1,793,736
	（うち当期純利益）	(109,867)
	合計	3,244,265

第５期決算公告

令和８年10月20日

北海道浦河郡浦河町字西舎444番地の１

Y's Horse Factory株式会社

代表取締役　川口健太朗

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	64,621
	固定資産	27,113
	合計	91,735
負純資産の債及び部	流動負債	214,746
	株主資本	△ 123,011
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 124,011
	その他利益剰余金	△ 124,011
	（うち当期純損失）	(50,419)
	合計	91,735

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
東京都東久留米市滝山五丁目27番15号
株式会社衣香堂
代表取締役　大槻　健人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,185
	固定資産	31,993
	資産合計	163,178
負純資産債及の部び	流動負債	92,992
	固定負債	82,166
	株主資本	△11,980
	資本金	3,000
	利益剰余金	△14,980
	その他利益剰余金	△14,980
	（うち当期純利益）	(11,446)
	負債・純資産合計	163,178

第 26 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
東京都東久留米市新川町一丁目９番24号
株式会社アン・ウエスト
代表取締役　大槻　健人

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,684
	固定資産	38,226
	繰延資産	1,273
	資産合計	157,185
負純資産債及の部び	流動負債	104,821
	固定負債	113,022
	株主資本	△60,658
	資本金	3,000
	利益剰余金	△63,658
	その他利益剰余金	△63,658
	（うち当期純損失）	(8,343)
	負債・純資産合計	157,185

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。
令和八年十月二十日
東京都東久留米市新川町一丁目九番二四号　（甲）株式会社アン・ウエスト
代表取締役　大槻　健人
東京都東久留米市滝山五丁目二七番一五号　（乙）株式会社衣香堂
代表取締役　大槻　健人

第 40 期決算公告　令和８年10月20日

千葉県船橋市三山九丁目40番19号
株式会社井上建設工業
代表取締役　井上　達也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	28,681,506
	固定資産	260,000
	資産合計	28,941,506
負純資産債及の部び	流動負債	75,247,441
	株主資本	△46,305,935
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△56,305,935
	利益準備金	1,500,000
	その他利益剰余金	△57,805,935
	（うち当期純利益）	(358,838)
	負債・純資産合計	28,941,506

第 36 期決算公告　令和８年10月20日

東京都千代田区神田三崎町三丁目３番20号
株式会社クレストヒルズテクノロジー
代表取締役　井上　達也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,718,569,709
	固定資産	410,925,681
	繰延資産	508,570
	資産合計	2,130,003,960
負純資産債及の部び	流動負債	595,336,827
	固定負債	1,320,430,561
	株主資本	214,236,572
	資本金	99,000,000
	資本剰余金	20,000,000
	その他資本剰余金	20,000,000
	利益剰余金	95,236,572
	その他利益剰余金	95,236,572
	（うち当期純利益）	(68,048,452)
	負債・純資産合計	2,130,003,960

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十一月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月二十八日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十日
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二〇号　（甲）株式会社クレストヒルズテクノロジー
代表取締役　井上　達也
千葉県船橋市三山九丁目四〇番一九号　（乙）株式会社井上建設工業
代表取締役　井上　達也

第 20 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
岐阜市橋本町二丁目52番地岐阜シティ・タワー43・３F
株式会社レッツネクスト
代表取締役　植松　洋平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,870
	固定資産	120,266
	合計	213,137
負純資産債及の部び	流動負債	81,824
	固定負債	61,386
	株主資本	69,925
	資本金	10,000
	利益剰余金	59,925
	その他利益剰余金	59,925
	（うち当期純利益）	(7,608)
	合計	213,137

第 18 期決算公告　令和８年10月20日

名古屋市中区栄四丁目８番33号
株式会社LET' S NEXT
代表取締役　植松　洋平

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,447
	固定資産	811,954
	合計	970,401
負純資産債及の部び	流動負債	36,991
	固定負債	812,252
	株主資本	121,157
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	90,157
	利益準備金	3,162
	その他利益剰余金	86,995
	（うち当期純利益）	(8,521)
	合計	970,401

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十日
名古屋市中区栄四丁目八番三三号　（甲）株式会社LET'S NEXT
代表取締役　植松　洋平
岐阜市橋本町二丁目五二番地岐阜シティ・タワー四三・三F　（乙）株式会社レッツネクスト
代表取締役　植松　洋平

第 12 期決算公告　令和８年10月20日

名古屋市中村区名駅五丁目16番17号
花車ビル南館511号室
株式会社三国堂
代表取締役　松田幸之助

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,833,255
	固定資産	634,655
	繰延資産	705
	合計	2,468,616
負純資産債及の部び	流動負債	770,663
	固定負債	1,337,076
	株主資本	360,876
	資本金	10,000
	利益剰余金	350,876
	その他利益剰余金	350,876
	（うち当期純利益）	(72,006)
	合計	2,468,616

第 1 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
名古屋市港区港栄四丁目３番15号
株式会社大地不動産
代表取締役　松田幸之助

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,968
	固定資産	289,721
	繰延資産	11,175
	合計	302,865
負純資産債及の部び	流動負債	396
	固定負債	309,614
	株主資本	△7,146
	資本金	1,000
	利益剰余金	△8,146
	その他利益剰余金	△8,146
	（うち当期純損失）	(8,146)
	合計	302,865

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産関連事業及びコインランドリー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十日
名古屋市港区港栄四丁目三番一五号　（甲）株式会社大地不動産
代表取締役　松田幸之助
名古屋市中村区名駅五丁目一六番一七号花車ビル南館五一一号室　（乙）株式会社三国堂
代表取締役　松田幸之助

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

名古屋市千種区東山通一丁目三五番地

（甲）栄光ディヴェロップメント株式会社

代表取締役　川口　進

名古屋市千種区東山通一丁目三五番地

（乙）株式会社エヌイーコーポレーション

代表取締役　宿里　明徳

第41期決算公告　令和８年10月20日

名古屋市千種区東山通一丁目35番地

株式会社エヌイーコーポレーション

代表取締役　宿里　明徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,602,225
	固定資産	190,901
	合計	1,793,127
負純資産債及の部び	流動負債	121,769
	固定負債	40,383
	株主資本	1,630,974
	資本金	95,000
	資本剰余金	8,054
	資本準備金	8,054
	利益剰余金	1,527,919
	その他利益剰余金	1,527,919
	（うち当期純利益）	(2,080)
	合計	1,793,127

第41期決算公告

令和８年10月20日

名古屋市千種区東山通一丁目35番地

栄光ディヴェロップメント株式会社

代表取締役　川口　進

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	56,858
	固定資産	701,910
	合計	758,496
負純資産債及の部び	流動負債	97,677
	固定負債	289,012
	株主資本	371,806
	資本金	28,000
	利益剰余金	343,806
	その他利益剰余金	343,806
	（うち当期純利益）	(377)
	合計	758,496

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

名古屋市中区丸の内一丁目一〇番一九号サンエイビル六Ｆ

（甲）Ｇｒｏｗ　Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ株式会社

代表取締役　加藤真太郎

名古屋市中村区椿町一六番七号カジヤＭＢＬ一階

（乙）株式会社スタート・イット

代表取締役　加藤真太郎

第８期決算公告

令和８年10月20日

名古屋市中村区椿町16番７号カジヤマＢＬ１階

株式会社スタート・イット

代表取締役　加藤真太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,460,983
	固定資産	10,000,000
	合計	23,460,983
負純資産債及の部び	流動負債	398,458
	固定負債	45,135,000
	株主資本	△22,072,475
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△25,072,475
	その他利益剰余金	△25,072,475
	（うち当期純損失）	(11,328,005)
	合計	23,460,983

第７期決算公告

令和８年10月20日

名古屋市中区丸の内一丁目10番19号サンエイビル６Ｆ

Ｇｒｏｗ　Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ株式会社

代表取締役　加藤真太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	342,450,883
	固定資産	13,858,064
	合計	356,308,947
負純資産債及の部び	流動負債	118,664,208
	固定負債	189,432,000
	株主資本	48,212,739
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	28,212,739
	その他利益剰余金	28,212,739
	（うち当期純利益）	(26,228,929)
	合計	356,308,947

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

兵庫県西宮市瓦林町二番一〇号

（甲）ちゃいるど・ぎふと株式会社

代表取締役　尾崎　綾香

大阪市西区阿波座二丁目一番一号

（乙）株式会社プランメイク

代表取締役　尾崎　綾香

第２期決算公告

令和８年10月20日

兵庫県西宮市瓦林町２番10号

ちゃいるど・ぎふと株式会社

代表取締役　尾崎　綾香

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,383
	固定資産	5,007
	繰延資産	423
	資産合計	6,813
負純資産債及の部び	流動負債	3,394
	株主資本	3,419
	資本金	8,000
	利益剰余金	△4,580
	その他利益剰余金	△4,580
	（うち当期純損失）	(2,749)
	負債・純資産合計	6,813

第36期決算公告

令和８年10月20日

大阪市西区阿波座二丁目１番１号

株式会社プランメイク

代表取締役　尾崎　綾香

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	229,952
	固定資産	552,597
	資産合計	782,550
負純資産債及の部び	流動負債	24,414
	固定負債	39,163
	株主資本	718,973
	資本金	10,000
	利益剰余金	708,973
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	707,573
	（うち当期純利益）	(42,961)
	負債・純資産合計	782,550

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月二十二日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年十一月六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十日

埼玉県越谷市蒲生寿町五番一一号アンバースクエア

（甲）株式会社ＯＥＦ

代表取締役　釣谷　俊之

埼玉県越谷市蒲生寿町五―一一アンバースクエア

（乙）株式会社ティーエムエス

代表取締役　釣谷　俊之

第１期決算公告　令和８年10月20日

埼玉県越谷市蒲生寿町５番11号アンバースクエア

株式会社ＯＥＦ

代表取締役　釣谷　俊之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	19,973,731
	固定資産	287,770,215
	資産合計	307,743,946
負純資産債及の部び	流動負債	52,872,217
	固定負債	24,750,000
	株主資本	230,121,729
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	215,121,729
	その他利益剰余金	215,121,729
	（うち当期純利益）	(215,121,729)
	負債・純資産合計	307,743,946

第17期決算公告　令和８年10月20日

埼玉県越谷市蒲生寿町５―11アンバースクエア

株式会社ティーエムエス

代表取締役　釣谷　俊之

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	530,061,803
	固定資産	1,258,351,750
	繰延資産	23,394,001
	資産合計	1,811,807,554
負純資産債及の部び	流動負債	486,704,754
	固定負債	942,494,000
	株主資本	382,608,800
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	367,608,800
	利益準備金	525,000
	その他利益剰余金	367,083,800
	（うち当期純利益）	(63,340,711)
	負債・純資産合計	1,811,807,554

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

東京都墨田区向島五丁目五〇番一四号

（甲）株式会社宮地美建

代表取締役　宮内　基成

東京都荒川区南千住二丁目一九番五号

（乙）株式会社有信

代表取締役　宮内彩也香

第 15 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日

東京都墨田区向島五丁目50番14号

株式会社宮地美建

代表取締役　宮内　基成

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	60,179,242
	固定資産	29,309,830
	資産合計	89,489,072
負純資産債及の部び	流動負債	26,609,192
	固定負債	2,034,523
	株主資本	60,845,357
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	50,845,357
	その他利益剰余金	50,845,357
	（うち当期純利益）	(5,193,777)
	負債・純資産合計	89,489,072

第 5 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日

東京都荒川区南千住二丁目19番５号

株式会社有信

代表取締役　宮内彩也香

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,288,804
	固定資産	1,391,295
	資産合計	47,680,099
負純資産債及の部び	流動負債	3,457,504
	固定負債	235,458
	株主資本	43,987,137
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	38,987,137
	その他利益剰余金	38,987,137
	（うち当期純利益）	(5,766,976)
	負債・純資産合計	47,680,099

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

岐阜県高山市西之一色町二丁目五〇番地

（甲）株式会社村尾製材所

代表取締役　宮田　力

岐阜県高山市西之一色町二丁目五〇番地

（乙）富山建材株式会社

代表取締役　宮田　力

第 65 期決算公告　令和８年10月20日

岐阜県高山市西之一色町二丁目50番地

株式会社村尾製材所

代表取締役　宮田　力

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,539
	固定資産	116,456
	合計	133,995
負純資産債及の部び	流動負債	2,605
	固定負債	29,500
	株主資本	101,890
	資本金	10,000
	利益剰余金	91,890
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	80,890
	（うち当期純利益）	(4,836)
	合計	133,995

決　算　公　告　令和８年10月20日

岐阜県高山市西之一色町二丁目50番地

富山建材株式会社

代表取締役　宮田　力

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	357,022
	固定資産	63,420
	合計	420,442
負純資産債及の部び	流動負債	126,813
	固定負債	129,465
	株主資本	164,163
	資本金	10,000
	利益剰余金	154,485
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	151,985
	（うち当期純利益）	(4,043)
	自己株式	△322
	合計	420,442

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社苗穂自動車学園（乙、札幌市中央区南九条西十一丁目一番二三号）のホテル事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

北海道釧路市愛国東四丁目三七番一八号

株式会社ケー・デイー・エス教育センター

代表取締役　相馬　慶輔

第 36 期決算公告　令和８年10月20日

北海道釧路市愛国東四丁目37番18号

株式会社ケー・デイー・エス教育センター

代表取締役　相馬　慶輔

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,274
	固定資産	144
	合計	3,418
負純資産債及の部び	流動負債	6,688
	株主資本	△3,270
	資本金	10,000
	利益剰余金	△13,270
	その他利益剰余金	△13,270
	（うち当期純損失）	(900)
	合計	3,418

第 59 期決算公告　令和８年10月20日

札幌市中央区南九条西十一丁目１番23号

株式会社苗穂自動車学園

代表取締役　相馬　慶輔

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	422,054
	固定資産	490,422
	有形固定資産	366,151
	無形固定資産	6,052
	投資その他の資産	118,218
	合計	912,477
負純資産債及の部び	流動負債	139,170
	固定負債	435,762
	株主資本	337,543
	資本金	10,000
	利益剰余金	327,543
	その他利益剰余金	327,543
	（うち当期純利益）	(1,030)
	合計	912,477

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式六十株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十日

神戸市中央区八幡通一丁目一―一四―四Ｆ

（甲）シーズシー株式会社

代表取締役　難波　重典

神戸市中央区八幡通一丁目一―一四―四Ｆ

（乙）シーズシー・モア株式会社

代表取締役　難波　重典

第 25 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日

神戸市中央区八幡通一丁目１―14―４Ｆ

シーズシー株式会社

代表取締役　難波　重典

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	215,803
	固定資産	13,470
	合計	229,273
負純資産債及の部び	流動負債	139,811
	賞与引当金	8,170
	その他引当金	1,000
	株主資本	89,461
	資本金	3,000
	利益剰余金	86,461
	その他利益剰余金	86,461
	（うち当期純利益）	(22,260)
	合計	229,273

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日

神戸市中央区八幡通一丁目１―14―４Ｆ

シーズシー・モア株式会社

代表取締役　難波　重典

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,539
	繰延資産	511
	合計	50,050
負純資産債及の部び	流動負債	72
	株主資本	49,978
	資本金	1,000
	利益剰余金	48,978
	その他利益剰余金	48,978
	（うち当期純利益）	(8,285)
	合計	50,050

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年十月十九日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月二十日

山形県最上郡最上町大字志茂二七七番地の六

（甲）株式会社大場組

代表取締役　大場　宏利

山形県最上郡最上町大字若宮二二二番地の九

（乙）株式会社丸保大沼組

代表取締役　大場　明

第10期決算公告

令和８年９月29日

福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号

トラストネットワーク株式会社

代表取締役　矢羽田　弘

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,226
	固定資産	4,019
	資産合計	12,246
負純資債及産のび部	流動負債	227
	固定負債	260,000
	株主資本	△247,980
	資本金	10,000
	利益剰余金	△257,980
	その他利益剰余金	△257,980
	（うち当期純損失）	(3,828)
	負債・純資産合計	12,246

第10期決算公告

令和８年９月29日

福岡市博多区博多駅南５丁目15番18号

株式会社和楽

代表取締役　河邉誠一郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,328
	固定資産	396,603
	資産合計	477,931
負純資債及産のび部	流動負債	171,950
	固定負債	627,336
	株主資本	△321,355
	資本金	10,000
	利益剰余金	△331,355
	その他利益剰余金	△331,355
	（うち当期純利益）	(20,321)
	負債・純資産合計	477,931

第43期決算公告

令和８年10月20日

山形県最上郡最上町大字若宮222番地の９

株式会社丸保大沼組

代表取締役　大場　明

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	78,623
	固定資産	22,506
	合計	101,129
負純資債及産のび部	流動負債	50,948
	株主資本	50,181
	資本金	20,000
	利益剰余金	30,181
	その他利益剰余金	28,931
	（うち当期純利益）	(7,176)
	合計	101,129

第48期決算公告

令和８年10月20日

山形県最上郡最上町大字志茂277番地の６

株式会社大場組

代表取締役　大場　宏利

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,570,927
	固定資産	3,596,631
	繰延資産	3,864
	合計	5,171,422
負純資債及産のび部	流動負債	794,224
	固定負債	571,974
	株主資本	3,805,224
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,755,224
	その他利益剰余金	3,755,224
	（うち当期純利益）	(299,830)
	合計	5,171,422

第15期決算公告

令和８年９月29日

福岡県嘉麻市下臼井1270番地76

株式会社嘉麻の庄

代表取締役　久保薗　剛

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,806
	固定資産	610
	資産合計	18,416
負純資債及産のび部	流動負債	7,682
	固定負債	60,000
	株主資本	△49,265
	資本金	5,000
	利益剰余金	△54,265
	その他利益剰余金	△54,265
	（うち当期純損失）	(17,667)
	負債・純資産合計	18,416

第63期決算公告

令和８年10月20日

熊本市北区大窪一丁目７番47号

株式会社熊文社

代表取締役　長﨑　晴作

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	122,308
	固定資産	51,605
	合計	173,914
負純資債及産のび部	流動負債	24,658
	株主資本	149,256
	資本金	10,080
	利益剰余金	139,176
	利益準備金	2,520
	その他利益剰余金	136,656
	（うち当期純利益）	(4,018)
	合計	173,914

第14期決算公告

令和８年10月20日

神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1152番地

日本交通横浜株式会社

代表取締役　齋藤　浩二

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	447,577
	固定資産	601,272
	合計	1,048,849
負債及び純資産の部	流動負債	382,248
	（うち賞与引当金）	(94,204)
	固定負債	102,660
	株主資本	563,941
	資本金	69,400
	資本剰余金	159,277
	その他資本剰余金	159,277
	利益剰余金	335,264
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	329,014
	（うち当期純利益）	(89,458)
	合計	1,048,849

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市戸塚区名瀬町一一五二番地

（甲）日本交通横浜株式会社

代表取締役　齋藤　浩二

神奈川県平塚市田村三丁目六番二二号

（乙）日本交通横浜株式会社

代表取締役　古川　篤志

第63期決算公告

令和８年10月20日

神奈川県平塚市田村３丁目６番22号

日本交通横浜株式会社

代表取締役　古川　篤志

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,383
	固定資産	44,893
	合計	78,276
負純資債及産のび部	流動負債	28,450
	（うち賞与引当金）	(2,895)
	株主資本	49,826
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,200
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	47,701
	（うち当期純損失）	(3,479)
	自己株式	△ 10,374
	合計	78,276

第 70 期決算公告

令和８年10月20日
富山県滑川市下梅沢1350番地
東洋化工株式会社
代表取締役　北川　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	342,956
	固定資産	535,836
	繰延資産	506
	資産合計	879,298
負純資産の債及び部	流動負債	80,172
	固定負債	14,742
	株主資本	784,383
	資本金	95,000
	利益剰余金	693,808
	利益準備金	5,083
	その他利益剰余金	688,725
	（うち当期純損失）	(15,506)
	自己株式	△4,425
	負債・純資産合計	879,298

合併公告

左記会社は、令和八年十二月一日付をもって合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。甲、乙及び丙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十日
富山県滑川市下梅沢一三五〇番地
（甲）東洋化工株式会社
代表取締役　北川　大輔
富山県滑川市下梅沢四一七番地
（乙）マグモールド株式会社
代表取締役　北川　大輔
富山県滑川市下梅沢一三五〇番地
（丙）株式会社アイシーイー
代表取締役　北川　大輔

第 74 期決算公告

令和８年10月20日
熊本県玉名市下273番地１
株式会社坂本石灰工業所
代表取締役　坂本　伸美

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,150,558
	固定資産	650,515
	資産合計	1,801,073
負純資産の債及び部	流動負債	1,069,866
	固定負債	81,612
	株主資本	649,594
	資本金	5,000
	利益剰余金	645,410
	利益準備金	2,510
	その他利益剰余金	642,900
	（うち当期純利益）	(169,657)
	自己株式	△816
	負債・純資産合計	1,801,073

第 33 期決算公告

令和８年10月20日
富山県滑川市下梅沢1350番地
株式会社アイシーイー
代表取締役　北川　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,573
	固定資産	74
	資産合計	66,648
負純資産の債及び部	流動負債	648
	株主資本	65,999
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△14,000
	その他利益剰余金	△14,000
	（うち当期純利益）	(106)
	負債・純資産合計	66,648

第 45 期決算公告

令和８年10月20日
富山県滑川市下梅沢417番地
マグモールド株式会社
代表取締役　北川　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	72
	固定資産	342
	資産合計	415
負純資産の債及び部	流動負債	37,054
	固定負債	22,502
	株主資本	△59,142
	資本金	10,000
	利益剰余金	△69,142
	その他利益剰余金	△69,142
	（うち当期純損失）	(580)
	負債・純資産合計	415

第 63 期決算公告

令和８年10月20日
埼玉県川口市芝新町５番地の１
株式会社須賀建設
代表取締役　小早川　孝

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	189
	固定資産	142
	合計	332
負純資産の債及び部	流動負債	19
	株主資本	312
	資本金	10
	利益剰余金	302
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	282
	（うち当期純利益）	(10)
	合計	332

第 54 期決算公告

令和８年10月20日

大阪市西区阿波座一丁目３番15号

株式会社環境技術研究所

代表取締役　坂根　哲史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	660,143
	固定資産	70,900
	合計	731,044
負債及び純資産の部	流動負債	191,217
	（決算賞与引当金）	(6,500)
	固定負債	180,998
	（退職給付引当金）	(17,145)
	株主資本	358,829
	資本金	40,000
	利益剰余金	320,429
	利益準備金	6,957
	その他利益剰余金	313,471
	（うち当期純利益）	(103,262)
	自己株式	△1,600
	合計	731,044

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十日
大阪市西区阿波座一丁目三番一五号
（甲）株式会社環境技術研究所
代表取締役　坂根　哲史
大阪市中央区久太郎町四丁目二番九号
（乙）株式会社ＥＴＩ
代表取締役　坂根　哲史

第 4 期決算公告

令和８年10月20日
大阪市中央区久太郎町四丁目２番９号
株式会社ＥＴＩ
代表取締役　坂根　哲史

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,386
	固定資産	73,684
	合計	79,070
負純資産の債及び部	流動負債	368
	固定負債	35,112
	株主資本	43,589
	資本金	1,000
	利益剰余金	42,589
	その他利益剰余金	42,589
	（うち当期純利益）	(12,770)
	合計	79,070

第 8 期決算公告

令和８年10月20日
埼玉県川口市芝新町５番１号
株式会社須賀建設不動産部
代表取締役　須賀　淳一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	176
	固定資産	742
	合計	919
負純資産の債及び部	流動負債	55
	固定負債	446
	株主資本	417
	資本金	1
	利益剰余金	416
	その他利益剰余金	416
	（うち当期純利益）	(33)
	合計	919

決算公告

令和８年10月20日
東京都世田谷区北沢二丁目３番９号
株式会社海の家
代表取締役　永澤　仁

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,413
	固定資産	1,543
	合計	5,957
負純資産の債及び部	流動負債	3,040
	株主資本	2,917
	資本金	3,000
	利益剰余金	△82
	その他利益剰余金	△82
	（うち当期純損失）	(12,427)
	合計	5,957

第31期決算公告

令和８年10月20日
東京都墨田区横網一丁目６番１号
国際ファッションセンタービル７階
株式会社ウチダ人材開発センタ
代表取締役　吉永　裕司

貸借対照表の要旨（令和８年７月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,309
	固定資産	185
	資産合計	**1,494**
負債及び純資産の部	流動負債	645
	固定負債	111
	退職給付引当金	111
	株主資本	736
	資本金	200
	利益剰余金	536
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	486
	（うち当期純利益）	(182)
	負債・純資産合計	**1,494**

第29期決算公告

令和８年10月20日
東京都台東区池之端二丁目７番17号
株式会社グリーンロード
代表取締役　高原　良午

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	222
	固定資産	45
	資産合計	**267**
負債及び純資産の部	流動負債	110
	固定負債	51
	株主資本	105
	資本金	51
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	50
	その他利益剰余金	50
	（うち当期純利益）	(17)
	新株予約権	0
	負債・純資産合計	**267**

第35期決算公告

2026年10月20日
東京都品川区東品川二丁目３番12号
株式会社シーフォートコミュニティ
代表取締役　鈴木　亨

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	279,558
	固定資産	17,930
	資産合計	**297,488**
負債及び純資産の部	流動負債	170,377
	株主資本	127,110
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	47,110
	その他利益剰余金	47,110
	（うち当期純利益）	(17,541)
	負債・純資産合計	**297,488**

第26期決算公告

令和８年10月20日
東京都中央区新川一丁目28番38号
株式会社グッドライフケア
代表取締役　珍田　純子

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,848,274
	固定資産	1,182,910
	資産合計	**3,031,184**
負債及び純資産の部	流動負債	744,599
	固定負債	346,321
	株主資本	1,940,264
	資本金	38,000
	資本剰余金	361,647
	その他資本剰余金	361,647
	利益剰余金	1,540,617
	利益準備金	10,646
	その他利益剰余金	1,529,971
	（うち当期純利益）	(301,610)
	負債・純資産合計	**3,031,184**

第102期決算公告

令和８年10月20日

茨城県行方市芹沢字上山920番地52
株式会社池貝
代表取締役　張　春華

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,045,892
	固定資産	1,081,384
	資産合計	**4,127,276**
負債及び純資産の部	流動負債	1,522,678
	固定負債	99,760
	株主資本	2,496,643
	資本金	90,000
	資本剰余金	219,076
	資本準備金	125,000
	その他資本剰余金	94,076
	利益剰余金	6,270,940
	その他利益剰余金	6,270,940
	（うち当期純利益）	(301,338)
	自己株式	△4,083,373
	評価・換算差額等	8,195
	その他有価証券評価差額金	8,195
	負債・純資産合計	**4,127,276**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十月二十日
茨城県行方市芹沢字上山九二〇番地五二
（甲）株式会社池貝
代表取締役　張　春華
茨城県行方市芹沢九二〇番地五二号
（乙）日新工機株式会社
代表取締役　市場　久貴

第９期決算公告

令和８年10月20日
茨城県行方市芹沢920番地52号
日新工機株式会社
代表取締役　市場　久貴

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	512,801,058
	固定資産	1,491,443
	資産合計	**514,292,501**
負債及び純資産の部	流動負債	345,043,744
	固定負債	6,331,800
	株主資本	162,916,957
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	資本準備金	50,000,000
	利益剰余金	62,916,957
	その他利益剰余金	62,916,957
	（うち当期純損失）	(3,376,246)
	負債・純資産合計	**514,292,501**

第12期決算公告

令和８年10月20日
広島市安芸区矢野東五丁目16番27号
株式会社石信フィナンシャルグループ
代表取締役　田地井信行

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	68,979
	固定資産	3,953,420
	合計	**4,022,399**
負債及び純資産の部	流動負債	873,768
	固定負債	3,182,797
	株主資本	△ 34,166
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 44,166
	その他利益剰余金	△ 44,166
	（うち当期純利益）	(65,440)
	合計	**4,022,399**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十月二十日
広島市安芸区矢野東五丁目一六番二七号
（甲）株式会社石信フィナンシャルグループ
広島県安芸郡海田町栄町二番一〇号
代表取締役　田地井信行
（乙）株式会社石信建材店
代表取締役　田地井信行
広島県安芸郡海田町栄町二番一〇号
（丙）株式会社セキシンツーリスト広島
代表取締役　田地井信行

第40期決算公告

令和８年10月20日
広島県安芸郡海田町栄町２番10号
株式会社セキシンツーリスト広島
代表取締役　田地井信行

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,116
	固定資産	248
	合計	**9,365**
負債及び純資産の部	流動負債	25,499
	固定負債	—
	株主資本	△ 16,134
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 26,134
	その他利益剰余金	△ 26,134
	（うち当期純損失）	(150)
	合計	**9,365**

第43期決算公告

令和８年10月20日
広島県安芸郡海田町栄町２番10号
株式会社石信建材店
代表取締役　田地井信行

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	208,546
	固定資産	19,838
	合計	**228,385**
負債及び純資産の部	流動負債	57,665
	固定負債	110,008
	株主資本	60,712
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,712
	その他利益剰余金	50,712
	（うち当期純利益）	(6,109)
	合計	**228,385**

第 69 期 決 算 公 告

令和８年10月20日

神奈川県相模原市中央区宮下二丁目15番５号

株式会社成玉舎

代表取締役　田中　達也

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,606,851	流動負債	2,072,309
固定資産	751,660	賞与引当金	19,342
		固定負債	67,775
		退職給付引当金	61,175
		役員退職慰労引当金	6,600
		株主資本	3,218,427
		資本金	10,000
		利益剰余金	3,208,427
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	3,205,927
		（うち当期純利益）	（504,975）
資産合計	5,358,512	負債・純資産合計	5,358,512

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十日

神奈川県相模原市中央区宮下二丁目一五番五号

（甲）株式会社成玉舎

代表取締役　田中　達也

埼玉県川越市大字南田島一四一一

（乙）有限会社クリーン・K

代表取締役　田中　達也

第 11 期 決 算 公 告

令和８年10月20日

東京都渋谷区神泉町11番７号

プランティオ株式会社

代表取締役　芹澤　孝悦

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	35,050	流動負債	117,205
固定資産	1,409	固定負債	20,050
繰延資産	228,296	株主資本	12,500
		資本金	255,325
		資本剰余金	250,325
		資本準備金	250,325
		利益剰余金	△493,149
		その他利益剰余金	△493,149
		（うち当期純損失）	（119,589）
		新株予約権	115,000
資産合計	264,756	負債・純資産合計	264,756

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千五百三十二万五千円、資本準備金の額を二億五千三十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年十月二十日

東京都渋谷区神泉町一一番七号

プランティオ株式会社

代表取締役　芹澤　孝悦

第 32 期 決 算 公 告

令和８年10月20日　　仙台市青葉区本町一丁目13番22号

データコム株式会社

代表取締役　小野寺修一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	989,603	流動負債	146,631
固定資産	189,377	賞与引当金	39,536
		固定負債	22,067
		退職給付引当金	22,067
		株主資本	1,010,283
		資本金	67,300
		資本剰余金	15,300
		資本準備金	15,300
		利益剰余金	945,487
		利益準備金	1,940
		その他利益剰余金	943,547
		（うち当期純利益）	（89,153）
		自己株式	△17,804
資産合計	1,178,981	負債・純資産合計	1,178,981

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

（甲）ＭＣ１株式会社

代表取締役　山﨑　健司

仙台市青葉区本町一丁目一三番二二号

（乙）データコム株式会社

代表取締役　小野寺修一

第 1 期 決 算 公 告

令和８年10月20日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ＭＣ１株式会社

代表取締役　山﨑　健司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	223,124	流動負債	610,721
固定資産	2,922,000	固定負債	1,300,000
		株主資本	1,234,402
		資本金	642,500
		資本剰余金	642,500
		資本準備金	642,500
		利益剰余金	△50,597
		その他利益剰余金	△50,597
資産合計	3,145,124	負債・純資産合計	3,145,124

損益計算書の要旨

（自　令和７年11月13日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	50,597
営業損失	50,597
営業外収益	0
経常損失	50,597
税引前当期純損失	50,597
法人税等	—
法人税等調整額	—
当期純損失	50,597

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十日

東京都新宿区西新宿六丁目一六番六号新宿タツミビル七階

（甲）株式会社キャトルプラン

代表取締役　佐藤　圭三

仙台市青葉区川平四丁目三二番三七号川平４丁目Ｋ事務所Ｂ一〇一

（乙）株式会社ＫＴＣＭ

代表取締役　赤間　一起

第27期決算公告

令和８年10月20日

東京都新宿区西新宿六丁目16番６号

新宿タツミビル７階

株式会社キャトルプラン

代表取締役　佐藤　圭三

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	632,786
	固定資産	351,776
	合計	984,562
負債及び純資産の部	流動負債	244,629
	賞与引当金	3,700
	固定負債	134,213
	株主資本	605,720
	資本金	20,000
	資本剰余金	9,386
	資本準備金	9,386
	利益剰余金	648,819
	その他利益剰余金	648,819
	（うち当期純利益）	(119,028)
	自己株式	△72,485
	合計	984,562

第2期決算公告

令和８年10月20日

仙台市青葉区川平四丁目32番37号

川平４丁目Ｋ事務所Ｂ101

株式会社ＫＴＣＭ

代表取締役　赤間　一起

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,620
	固定資産	867
	合計	47,487
負債及び純資産の部	流動負債	21,726
	固定負債	14,742
	株主資本	11,019
	資本金	3,000
	利益剰余金	8,019
	その他利益剰余金	8,019
	（うち当期純利益）	(6,973)
	合計	47,487

第11期決算公告　令和８年10月20日

東京都中央区新川一丁目28番38号

株式会社グッドライフケアホールディングス

代表取締役　小田　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	306,260
	固定資産	180,224
	資産合計	486,484
負債及び純資産の部	流動負債	79,344
	固定負債	47,583
	株主資本	359,165
	資本金	36,160
	資本剰余金	106,436
	利益剰余金	227,367
	（うち当期純利益）	(46,722)
	自己株式	△10,798
	新株予約権	392
	負債・純資産合計	486,484

第4期決算公告

令和８年５月29日

東京都新宿区西新宿１―25―１

新宿センタービル48Ｆ

株式会社ＢｉｚＭａｇｉｃ

代表取締役　竹内　洋二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	14,036
	固定資産	158
	資産合計	14,194
負債及び純資産の部	流動負債	19,174
	固定負債	47,500
	株主資本	△52,480
	資本金	30,865
	資本剰余金	1,277
	利益剰余金	△84,622
	（うち当期純損失）	(866)
	負債・純資産合計	14,194

新設分割公告及び合併公告

左記会社のうち乙は、新設分割により新設する櫻町総合株式会社（住所東京都練馬区石神井町三丁目一〇番六号）に対してグループ会社の株式保有事業の一部を除く全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（以下、「本新設分割」といいます。）。

また、左記会社は、本新設分割の効力発生を停止条件として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（以下、「本吸収合併」といいます。）。

本新設分割及び本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月二十日

東京都千代田区二番町一一番二〇号

（甲）ミュージアム一九九九株式会社

代表取締役　櫻町まちる

東京都練馬区石神井町三丁目一〇番六号

（乙）櫻町殖産株式会社

代表取締役　櫻町まちる

第10期決算公告　令和８年10月20日

東京都文京区後楽一丁目７番27号

バスケットボール・コーポレーション株式会社

代表取締役　渡邊　信治

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	466,755
	固定資産	46,615
	資産合計	513,370
負債及び純資産の部	流動負債	112,577
	固定負債	33,510
	退職給付引当金	3,745
	株主資本	367,282
	資本金	50,000
	利益剰余金	317,282
	その他利益剰余金	317,282
	（うち当期純損失）	(42,044)
	負債・純資産合計	513,370

第48期決算公告

令和８年10月20日

東京都練馬区石神井町三丁目10番６号

櫻町殖産株式会社

代表取締役　櫻町まちる

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,529
	固定資産	421,231
	合計	430,761
負債及び純資産の部	流動負債	810
	固定負債	859
	株主資本	429,091
	資本金	10,000
	利益剰余金	419,091
	その他利益剰余金	419,091
	（うち当期純利益）	(401)
	合計	430,761

第24期決算公告

令和８年10月20日

東京都千代田区二番町11番20号

ミュージアム一九九九株式会社

代表取締役　櫻町まちる

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	192,053
	固定資産	2,670,916
	合計	2,862,970
負債及び純資産の部	流動負債	425,400
	固定負債	1,483,000
	株主資本	954,570
	資本金	30,000
	利益剰余金	924,570
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	917,070
	（うち当期純利益）	(77,099)
	合計	2,862,970

第50期決算公告　令和８年９月28日

栃木県栃木市惣社町1782番地６

株式会社荒川建設

代表取締役　荒川　光男

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	430,559
	固定資産	41,425
	繰延資産	3
	合計	471,987
負債及び純資産の部	流動負債	108,093
	固定負債	13,200
	株主資本	350,694
	資本金	20,000
	利益剰余金	330,694
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	325,694
	（うち当期純利益）	(33,618)
	合計	471,987

第 52 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
岡山県倉敷市平田927番地の１
三備ホンダ販売株式会社
代表取締役　平松　拡視

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,500,484
	固定資産	1,710,940
	繰延資産	12,145
	合計	3,223,570
負純資産及び部	流動負債	475,021
	固定負債	2,560,704
	株主資本	187,843
	資本金	30,000
	利益剰余金	157,843
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	151,843
	（うち当期純損失）	(29,926)
	合計	3,223,570

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十日
岡山県倉敷市平田九二七番地の一
（甲）三備ホンダ販売株式会社
代表取締役　平松　拡視
岡山県和気郡和気町大中山八番地の一
（乙）株式会社ホンダカーズ赤磐
代表取締役　平松　拡視
香川県丸亀市飯山町川原一〇二九番地の一
（丙）株式会社ホンダ販売香川
代表取締役　前田　佳秀

第 17 期 決 算 公 告

令和８年９月 29 日
兵庫県加古川市加古川町河原333－１
一般財団法人全国福利厚生共済会
代表理事　髙井　利夫

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,822,313
	固定資産	466,883
	資産合計	2,289,196
負純資産及び部	流動負債	946,007
	負債合計	946,007
	基本財産	623,690
	運用財産	719,499
	純資産合計	1,343,189
	負債・純資産合計	2,289,196

第 54 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
香川県丸亀市飯山町川原1029番地の１
株式会社ホンダ販売香川
代表取締役　前田　佳秀

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,890
	固定資産	73,715
	合計	121,605
負純資産及び部	流動負債	71,307
	固定負債	43,327
	株主資本	6,970
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,029
	その他利益剰余金	△3,029
	（うち当期純利益）	(47,695)
	合計	121,605

第 63 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
岡山県和気郡和気町大中山８番地の１
株式会社ホンダカーズ赤磐
代表取締役　平松　拡視

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,044
	固定資産	184,801
	合計	365,845
負純資産及び部	流動負債	244,168
	株主資本	121,677
	資本金	10,000
	利益剰余金	111,677
	利益準備金	650
	その他利益剰余金	111,027
	（うち当期純損失）	(260,898)
	合計	365,845

第 29 期決算公告

令和８年10月20日
東京都小金井市本町六丁目９番38号
株式会社 ティ・エス・ワイ
代表取締役　井上　良一

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	116,661,967
	固定資産	208,150,470
	合計	324,812,437
負純資産及び部	流動負債	409,290
	固定負債	24,945,555
	株主資本	299,457,592
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	290,000,000
	資本準備金	290,000,000
	利益剰余金	△542,408
	その他利益剰余金	△542,408
	（うち当期純利益）	(4,830,630)
	合計	324,812,437

第 71 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日

福岡市中央区白金二丁目５番16号

千代田興産株式会社

代表取締役　宮脇　一朋

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,790,881
	固定資産	1,880,944
	合計	11,671,825
負債及び純資産の部	流動負債	8,397,331
	賞与引当金	108,150
	固定負債	141,000
	退職給付引当金	141,000
	株主資本	3,133,494
	資本金	95,000
	利益剰余金	3,038,494
	利益準備金	23,750
	別途積立金	766,403
	繰越利益剰余金	2,248,340
	（うち当期純利益）	(335,337)
	合計	11,671,825

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十日
福岡市中央区白金二丁目五番一六号
（甲）千代田興産株式会社
代表取締役　宮脇　一朋
大分市東春日町六番一号
（乙）千代田大分株式会社
代表取締役　高橋　直樹

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
大分市東春日町６番１号
千代田大分株式会社
代表取締役　高橋　直樹

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,208
	繰延資産	416
	合計	11,625
負純資産及び部	流動負債	449
	株主資本	11,175
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,175
	繰越利益剰余金	1,175
	（うち当期純利益）	(364)
	合計	11,625

第 4 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 20 日
横浜市金沢区福浦三丁目９番地
横浜市立大学医学部研究棟Ａ221号
横浜ラジオロジカ株式会社
代表取締役　山城　恒雄

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	8,905,341
	固定資産	2,709,028
	資産合計	11,614,369
負純資産及び部	流動負債	3,125,674
	固定負債	3,444,000
	株主資本	5,044,695
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	4,044,695
	その他利益剰余金	4,044,695
	（うち当期純利益）	(124,737)
	負債・純資産合計	11,614,369

第 58 期決算公告

令和８年10月20日
札幌市北区新琴似６条６丁目４－15
株式会社ほくねん
代表取締役社長　矢野　誓志

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,075,783
	固定資産	1,530,655
	合計	2,606,438
負純資産及び部	流動負債	175,959
	固定負債	108,940
	株主資本	2,321,539
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,301,539
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,296,539
	（うち当期純利益）	(194,604)
	合計	2,606,438